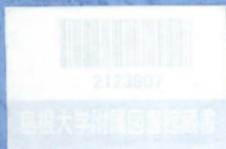


郡垣遺跡 I

(旧大原郡家等官衙関連遺跡)



2010年3月

雲南市教育委員会

郡垣遺跡 I

(旧大原郡家等官衙関連遺跡)

2010年3月

雲南市教育委員会

序

雲南市教育委員会では、平成17年度から平成19年度にかけて、雲南市大東町仁和寺に所在する郡垣遺跡の発掘調査を実施しました。

郡垣遺跡周辺は、『出雲国風土記』に記された旧大原郡家の推定地のひとつで、すぐ近くには屋裏郷の新造院もあったとされるなど、古代史研究者の間でも古くから注目されていたところです。

今回の調査では、大量の弥生土器を含む層が広がっていることが確認されたほか、特に平成18・19年度の調査において、この弥生時代の層上から深く掘り込んだ大型の柱穴群が見つかりました。規則正しく並んだ柱穴は、この地に古代の掘立柱建物跡が並立していたことを示しており、『出雲国風土記』の記述との関連において、大変貴重な成果があつたものと認識しております。

調査によって明らかになった柱穴群につきましては、この地域における古代の歴史を紐解く上で、欠くことのできない遺構であることから、調査の終了後、遺構を保護し、保存の措置を執ることとなりました。今後は、周辺の調査により遺跡の範囲を確認し、遺跡の保護・保存に努めてまいる所存です。

最後になりましたが、発掘調査からこの報告書刊行に至るまでの間、細事にわたって多大なるご指導を賜りました皆様方、また、調査に関しまして多大なるご協力を賜りました関係諸機関に深く感謝の意を表しますとともに衷心より御礼申し上げます。

平成22年3月

雲南市教育委員会

教育長 土江博昭

例　　言

1. 本書は、雲南省教育委員会が平成17年度に実施した耐震性貯水槽設置工事（郡家地区）に伴う埋蔵文化財発掘調査及び平成18・19年度に実施した市道穴道線尾崎工区道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の報告書である。

2. 調査の対象となった遺跡は次のとおりである。

郡垣遺跡　　鳥根県雲南省大東町仁和寺1604-3番地　　（平成17年度）

鳥根県雲南省大東町仁和寺1679-2番地外　（平成18・19年度）

なお、郡垣遺跡については、もともと「大原郡家推定地（鳥根県遺跡番号：O43）」として周知されていた遺跡であるが、発掘調査を終えた段階で遺跡の名称を「郡垣遺跡（O43）」へと変更した。

3. 発掘調査は、平成17年度については雲南省総務部、平成18・19年度については雲南省建設部の委託を受けて雲南省教育委員会が実施した。

現地における発掘調査の期間は次のとおりである。

平成17年度　平成17年10月28日～平成17年12月20日

平成18年度　平成18年10月10日～平成19年03月26日

平成19年度　平成19年08月20日～平成20年10月01日

4. 発掘調査及び報告書作成にかかる組織体制については下記のとおりである。

【平成17年度】（発掘調査）

〔調査主体〕雲南省教育委員会 教育長 土江博昭

〔事務局〕高橋文男（雲南省教育委員会教育部長）、稻岡恵子（同生涯学習課長）

〔調査担当〕山崎 修（雲南省教育委員会生涯学習課文化財・文化振興グループ副主幹〔サブリーダー〕）

〔調査員〕板垣 旭（同文化財・文化振興グループ主幹〔グループリーダー〕）

堀江篤史（同生涯学習グループ主任）

〔調査補助員〕安川賢太（臨時職員）

【平成18年度】（発掘調査）

〔調査主体〕雲南省教育委員会 教育長 土江博昭

〔事務局〕藤井信弘（雲南省教育委員会教育部長）、稻岡恵子（同生涯学習課長）、坂本諭司（同生涯学習課文化財・文化振興グループ主任）、板垣 旭（同文化財・文化振興グループ主幹〔グループリーダー〕）

〔調査担当〕山崎 修（雲南省教育委員会生涯学習課文化財・文化振興グループ主任〔サブリーダー〕）

〔調査員〕堀江篤史（同文化財・文化振興グループ主任主任）

〔調査補助員〕安川賢太（臨時職員（平成18年7月31日まで）・派遣職員〔株式会社トーワエンジニアリング文化財課主任〕（平成18年10月1日から））

【平成19年度】（発掘調査）

〔調査主体〕 雲南省教育委員会 教育長 土江博昭

〔事務局〕 藤井信弘（雲南省教育委員会教育部長）、稻岡恵子（教育部次長）、湯村 茂（同生涯学習課長）、坂本諭司（同生涯学習課文化財グループ主査）、板垣 旭（同文化財グループ統括主幹〔グループリーダー〕）

〔調査担当〕 山崎 修（雲南省教育委員会生涯学習課文化財グループ主幹〔サブリーダー〕）

〔調査員〕 坂本諭司（同生涯学習課文化財グループ主査）

　　板垣 旭（同文化財グループ統括主幹〔グループリーダー〕）

　　堀江篤史（同文化財グループ主任主事）

〔調査補助員〕 安川賢太（派遣職員〔株式会社トーウェンジニアリング文化財課主任〕）

〔整理作業〕 青木裕美子（臨時職員）

【平成20年度】（整理作業・報告書作成）

〔調査主体〕 雲南省教育委員会 教育長 土江博昭

〔事務局〕 坂本武男（雲南省教育委員会教育部長）、安井 修（教育部次長）、湯村 茂（同生涯学習課長）、坂本諭司（同生涯学習課文化財グループ企画官）、板垣 旭（同文化財グループ統括主幹〔グループリーダー〕）

〔調査員〕 山崎 修（雲南省教育委員会生涯学習課文化財グループ主幹〔サブリーダー〕）

　　堀江篤史（同文化財グループ主任主事）

〔調査補助員〕 安川賢太（派遣職員〔株式会社トーウェンジニアリング文化財課主任〕）

〔整理作業〕 青木裕美子（臨時職員）

【平成21年度】（報告書作成・刊行）

〔調査主体〕 雲南省教育委員会 教育長 土江博昭

〔事務局〕 清水 寛（雲南省教育委員会教育部長）、安井 修（教育部次長）、湯村 茂（同社会教育課長）、坂本諭司（同社会教育課文化財・文化振興グループ企画官）

〔調査員〕 山崎 修（雲南省教育委員会社会教育課文化財・文化振興グループ主幹〔グループリーダー〕）

　　堀江篤史（同文化財・文化振興グループ副主幹）

〔調査補助員〕 安川賢太（臨時職員）

5. 現地調査及び報告書作成にあたっては、多くの方々からご指導やご助言、ご協力を賜った。本書の発刊に際して、記して深く感謝の意を表したい（敬称略）。

〔調査指導〕 蓮岡法唯（島根県文化財保護審議会委員・雲南省文化財保護審議会会長）、田中義昭（島根県文化財保護審議会委員・雲南省文化財保護審議会副会長）、大橋泰夫（島根大学法文学部教授）、関和彦（共立女子第二中学校高等学校校長・雲南省文化財保護審議会委員）、宍道牛弘（斐川町教育委員会生涯学習課課長補佐）、林 健亮（島根県教育庁文化財課主幹）、池淵俊一（島根県教育庁文化財課企画員）、松尾充品（島根県教育庁文化財課文化財保護主任）、東森 晋（島根県教育庁埋蔵文化財調査センター文化財保護主任）、澤田正明（島根県教育庁埋蔵文化財調査センター臨時職員）

※以上、職名は平成21年度時点

[支援・協力] 松田 勉、内田龍雄、小川富雄、広富敏雄

郡家自治会、有限会社中村建設、幡屋公民館

[発掘作業] 赤名利久、内田延吉、大島忠雄、勝部保夫、児玉秀雄、小林孝芳、高本奈美子、
水瀬早苗、永瀬 良、野々村信義、松田正康

6. 掘図中の方位は測量法による第Ⅲ系座標 X 軸の方向を指す。また、平面直角座標系 XY 座標は世界測地系による。高さは海拔高を示す。
7. 本書掲載の遺跡分布図は、国土地理院発行の 1 / 25,000 地形図(宍道・木次・玉造・出雲今市・稗原・上山佐)を使用して作成した。
8. 平成18・19年度の調査対象範囲については、発掘調査の時点で 1 ~ 9 の調査区に分けており、調査の記録にも、調査した順番に応じて、それぞれ 1 ~ 9 の数字で調査区を定めているが、遺物の整理作業及び本報告書の作成にあたって、便宜上、各調査区の名称を次のとおりに改めた。
1 区→A 区、2 区→B 区、3 区→C 区、4 区→D 区、5 区→E 区、6 区→F 区、
7 区→G 区、8 区→H 区、9 区→I 区
9. 出土遺物の注記作業については、調査員・調査補助員・整理作業員が行い、一部を株式会社トーワエンジニアリングに委託して実施した。
10. 出土遺物の実測作業については、文化財調査室いなか舎に委託して実施した。
11. 本書に掲載した図面は、調査員・調査補助員が作成した。
12. 写真の撮影については調査員が行った。
13. 本書の執筆は、山崎・堀江が分担して行い、文責は日次に記した。編集は安川の補助を得て山崎・堀江が行った。
14. 本報告書掲載の出土遺物、実測図、写真などの資料は、雲南省教育委員会（雲南省埋蔵文化財調査事務所）で保管している。

目 次

第1章 郡垣遺跡の位置と環境

第1節 地理的環境	(山崎)	1
第2節 歴史的環境	(山崎)	2

第2章 発掘調査の経緯と経過

第1節 発掘調査に至る経緯	(山崎)	13
第2節 発掘調査の経過と概要	(山崎)	15

第3章 発掘調査の方法と成果

第1節 郡垣遺跡周辺における既往の調査	(山崎)	20
第2節 発掘調査の方法	(山崎)	22
第3節 層序と検出遺構	(山崎)	23
第4節 出土遺物	(堀江)	35

第4章 総 括

第1節 弥生時代の包含層出土土器	(堀江)	70
第2節 『出雲国風土記』に見る旧大原郡家と郡垣遺跡	(山崎)	74
第3節 まとめ	(山崎・堀江)	78

挿 図 目 次

第1図 郡垣遺跡の位置	1	第19図 弥生土器実測図	40
第2図 郡垣遺跡周辺の遺跡	7	第20図 弥生土器実測図	41
第3図 発掘調査の位置	17	第21図 弥生土器実測図	42
第4図 調査区全体図	18	第22図 弥生土器実測図	43
第5図 既往の調査地と郡垣遺跡調査区	20	第23図 弥生土器実測図	44
第6図 人五輪調査坑実測図	21	第24図 弥生土器実測図	45
第7図 調査区別検出遺物・出土遺物一覧	23	第25図 弥生土器実測図	46
第8図 B区平面図及び土層断面図	25	第26図 弥生土器実測図	47
第9図 D区平面図及び土層断面図	26	第27図 弥生土器実測図	48
第10図 P7・P8・P11・P13 土層断面図	27	第28図 弥生土器実測図	49
第11図 平成17年度調査区平面図・ 土層断面図	29	第29図 弥生土器実測図	50
第12図 F区平面図・土層断面図	30	第30図 弥生土器実測図	51
第13図 C区平面図・土層断面図	31	第31図 弥生土器実測図	52
第14図 E区平面図・土層断面図	32	第32図 弥生土器実測図	53
第15図 H区平面図・土層断面図	33	第33図 弥生土器実測図	54
第16図 G区平面図・土層断面図	34	第34図 弥生土器実測図	55
第17図 弥生土器実測図	38	第35図 弥生土器実測図	56
第18図 弥生土器実測図	39	第36図 弥生土器・石器実測図	57
		第37図 鋸齒文の比較	72
		第38図 分銅形土製品の比較	73

表 目 次

第1表 周辺遺跡一覧表	8
第2表 出土土器観察表	58

写真図版目次

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 図版 1-1 大原郡家址標柱 | 図版13-1 出土遺物（1~9） |
| -2 H17年度調査前近景（西より） | -2 出土遺物（10~21） |
| 図版 2-1 H17年度調査区北東壁 | 図版14-1 出土遺物（22~32） |
| -2 P17・P18検出状況 | -2 出土遺物（33~42） |
| 図版 3-1 P19検出状況 | 図版15-1 出土遺物（43~48） |
| -2 P20検出状況 | -2 出土遺物（49~61） |
| 図版 4-1 P16・P21検出状況 | 図版16-1 出土遺物（62~74） |
| -2 P16半掘状況 | -2 出土遺物（75~85） |
| 図版 5-1 P15半掘状況 | 図版17-1 出土遺物（86~98） |
| -2 SD1・2・3完掘状況 | -2 出土遺物（99~110） |
| 図版 6-1 B区 P4 検出状況 | 図版18-1 出土遺物（111~121） |
| -2 P4 半掘状況 | -2 出土遺物（122~133） |
| 図版 7-1 P4 土層断面 | 図版19-1 出土遺物（134~148） |
| -2 P3 半掘状況 | -2 出土遺物（149~166） |
| 図版 8-1 P2 半掘状況 | 図版20-1 出土遺物（167~179） |
| -2 P1 検出状況 | -2 出土遺物（180~192） |
| 図版 9-1 B区完掘状況 | 図版21-1 出土遺物（193~201） |
| -2 D区 P5 検出状況 | -2 出土遺物（202~212） |
| 図版10-1 P7 土層断面 | 図版22-1 出土遺物（213~225） |
| -2 P11土層断面 | -2 出土遺物（226~246） |
| 図版11-1 P13土層断面 | 図版23 分銅形土製品（247） |
| -2 P14検出状況 | |
| 図版12-1 D区完掘状況 | |
| -2 C区 SX1 検出状況 | |

第1章 郡垣遺跡の位置と環境

第1節 地理的環境

郡垣遺跡は、島根県雲南市大東町仁和寺の微高台地上に所在する。

遺跡のある雲南市は、島根県の東部、出雲地方の中央付近から南東部にかけて広がる中山間地域で、県内8市の中では唯一海岸線を持たない。市の中央を南北方向に国道54号が縦貫し、この国道54号を基軸として、主要地方道松江木次線、主要地方道出雲三刀屋線、国道314号などの幹線道路が接続する市の中心部は、県都松江市や出雲市方面、広島県方面への交通の要衝となっている。

市内には、市域の中程をほぼ南北に貫流する一級河川斐伊川と、その支流の赤川、三刀屋川、久野川、さらに赤川の支流である幡屋川、阿用川、清田川などが流れているほか、斐伊川水系の神戸川に注ぐ神原川、波多川が流れる。加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけては、斐伊川と赤川や三刀屋川の合流地点を中心として平地が広がっているが、南部に位置する吉田町、掛合町域は



第1図 郡垣遺跡の位置

中国山地に至る広範な山間地域である。

赤川は市域の北東部にあたる大東町及び加茂町域を西流する川で、加茂町の西端と畿川郡斐伊川町の境付近で本流の斐伊川に合流する。流路延長21.8km、流域面積150.9km²を測り、斐伊川の支流としては三刀屋川に次ぐ大川である^①。中流域から下流域にかけては、赤川とその支流に沿って広い沖積低地が広がり、ここに大東及び加茂の中心市街地が形成された。大東町、加茂町の耕地の大部分はこの川の流域にある。

大東町域の沖積低地に目を向けてみると、赤川と支流の清川が合流する辺りから上流部は、川の流れが冲積低地を削り込み、川底が沿岸よりも低いが、この辺りより下流部の両岸には堤防が築かれ、徐々に川底が沿岸の低地よりも高くなつて天井川に転ずる。このため、阿用川との合流地点あたりから下流に向かっては堤防もさらに大きなものとなつていている。

郡垣遺跡は、この赤川と支流の幡屋川が合流する地点に張り出した微高台地上に位置する。ここは周囲より約10m程度高い標高40~45mの段丘で、河川側へ向けては緩やかに傾斜するものの、全体的には広範な平坦面が観察される。この台地の平らな面は、約13万年前頃の礫層である仁和寺礫層によって形成され、仁和寺段丘と呼ばれる段丘上には、過去の地質調査により火山灰層が2層確認されている^②。

台地上の地表面は比較的乾燥した土に覆われるが、渇水時においても水が枯れることがないと言われるように地下水は潤沢である。耕地については、近世には農用人参の栽培や蠶殻生産のために櫟の植栽が進められ、明治期以降は養蚕業の普及に伴つて桑畑が広がっていたようであるが、現在は多くの住宅が建ち並び、その合間に畑地が広がる。宅地や畑地の間を縋うように通る小道は整然としており、古くからの地割りを今に伝えている。

第2節 歴史的環境

郡垣遺跡のある微高台地上は、赤川流域において弥生時代以降の各期の遺物が比較的濃密に分布する地域のひとつとされる。ここでは、郡垣遺跡が所在する赤川の中・下流域を中心に、周辺の遺跡を紹介しながら、この地域の歴史的環境を概観する。なお、遺跡名称に付した番号は分布図と一致するが、分布図の範囲外で図示していない遺跡については島根県遺跡番号（O：大東、P：加茂、Q：木次、R：三刀屋）を付す。

1. 繩文時代

斐伊川中・上流域において多くの縄文遺跡が知られているのに対し、支流の赤川流域には縄文時代の遺跡が極めて少なく、現在、角田遺跡〔190〕、織部中城子石斧出土地〔194〕のほか、赤川の支流域において、いくつか知られる程度である。

角田遺跡では、多数の土師器片などに混じつて下層部より縄文土器片や石器が出土した。出土した土器は精製土器で、渦文に疑似縄文を施した瘤状突起部分、磨消縄文の浅鉢や深鉢などの後期の土器片、晩期の粗製深鉢片である。土器の出土状況から、周辺に一連の縄文遺跡が存在する可能性が指摘されている。織部中城子では、宅地造成中に表下約60cmの地点から磨製石斧が出土した

が、単独の出土で土器などの他の遺物は見つかっていない。この織部の石斧は弥生時代のものである可能性も指摘されている。角田遺跡、織部石斧出土地は、いずれも赤川右岸に張り出した丘陵の麓に位置する。

また、赤川に向かって南流する支流の大竹川沿いでは、谷奥の緩斜面段丘上において縄文後期の土器が出土している。ここは、最近になって出土が確認されたばかりで周知の遺跡となっていないが、こうした各流域においては、今後、このように谷の奥部付近で縄文時代の遺跡が発見される可能性があり、注視が必要である。

このほかに、支流の阿用川沿いでは、打製石鎌が1点出土した仲山前遺跡〔O295〕が知られ、この遺跡と川を挟んだ対岸の下阿用掛崖地内でも、打製石斧が1点出土したとされる。また、仁和寺の法雲寺境内からも打製石斧が1点出土している。

なお、斐伊川の支流、三刀屋川流域には、中期から晩期にかけての遺物が多量に出土し、倒立壺甕が検出された宮田遺跡〔R9〕がある。

2. 弥生時代

弥生時代の遺物散布地・集落跡としては、界市（ケ市）遺跡〔O299〕、輪の内遺跡〔191〕、角田遺跡、横枕遺跡〔202〕、洞善寺遺跡〔187〕、下樋口遺跡〔228〕などが知られる。

界市遺跡は、赤川と支流の幡屋川に挟まれた微高台地上に位置する。この台地上の諏訪神社西麓一帯を範囲とする仁和寺東遺跡群〔2〕の一部で、土師器、須恵器と弥生土器が混在して出土した。弥生土器は中期及び後期のものである。郡垣遺跡は、この界市遺跡の直近にある。界市遺跡、郡垣遺跡のいずれも、この時期の遺構は確認されていないが、遺物の出土状況は周辺に弥生時代中期から古墳時代にかけての集落跡が存在する可能性を示唆している。

輪の内遺跡は赤川右岸の加多神社参道横にあり、現在は県立大東高校のグラウンド敷地として埋め立てられている。一間四方の建物跡3棟と貯蔵穴1基が検出され、弥生後期の壺や甕のはか土師器も出土した。角田遺跡からは後期の壺、甕のはか鼓形器台が出土している。赤色顔料が塗布された吉備系の小型特殊壺も出土しており注目される。横枕遺跡では中期から後期の土器のはか、瑪瑙製の石匙が出土した。また、洞善寺遺跡では、試掘調査の際に貯蔵穴とみられるピット1基が検出され、その中から中期前半の小形甕が出土している。

この地域における弥生時代の墳墓については明らかでない。ただ、本次町寺領にある原口墳墓群〔Q2〕では、1号墓で上部に列石を持つ墓坑が見つかっており、弥生時代の墳墓の可能性が指摘されている。また、近年、寺領小学校の南東丘陵の尾根上に数多くのマウンドが連なっていることがわかった。この丘陵は、もともと原口墳墓群と地続きであったとみられ、ここが弥生時代から古墳時代にかけての墓域であったものと考えられる。このほかには、赤川沿いの左岸丘陵上に弥生時代後期から古墳時代にかけての墳墓が広がっていた神原正面遺跡群〔53〕がある。

弥生青銅器の出土では、本次町東日登で出土したと言われる伝木次銅鐸〔Q103〕が知られている。また、加茂町には全国最多39個の銅鐸が出土した史跡加茂岩倉遺跡〔13〕がある。

3. 古墳時代

支流を含めた斐伊川中流域には、景初三年銘の三角縁神獸鏡が副葬されていた加茂町の神原神社古墳〔35〕や土井・砂遺跡（1号墳）〔45〕、本次町の斐伊中山古墳群〔148〕、三刀屋町の松本古墳群〔135〕などの前期古墳が点在する。神原神社古墳にはほど近い神原正面遺跡群では、古墳時代前期から後期の古墳も見つかっており、弥生時代後期から連綿と続く墓地として注視される。

一方、この地域における中期古墳の分布は非常に希薄で、神原正面遺跡群で確認された以外では、その可能性を指摘されるものが僅かにある程度である。近年、加茂町の大崎元宵遺跡〔21〕で、出土した須恵器から5世紀後半頃とみられる3基の古墳群が見つかっているが、主体部が検出されていないこともあり確信を得てはいない。

古墳時代後期になると横穴式石室を持つ古墳が出現する。その一つである加茂町の三代古墳〔102〕は、斐伊川中流域における横穴式石室の古墳としては最も古く、金銅装の環頭大刀のほか多数の副葬品が出土したことで知られる。このほかに、横穴式石室を持つ古墳としては、大刀1振のほか、須恵器の蓋壺、坏身が出土した种迫古墳〔164〕や叶坂古墳〔230〕などがある。

その他の古墳としては、大刀2口や彷彿小型獸形鏡が1面出土した神代古墳〔182〕、内部主体に箱式石棺を有する諏訪殿古墳群〔195〕のほか、洞善寺古墳群〔186〕、諏訪神社古墳群〔4〕、高塚古墳群〔81〕などが知られる。斐伊川や各支流域に張り出した丘陵上には、このほかにも多くの古墳が確認されている。

横穴墓についても発見例は多く、斐伊川本流や赤川流域、またその支流沿いに濃密に分布する。この地域の横穴墓の形態は、段階によって変化はあるものの、玄室の平面が継長長方形、断面が三角形の妻入りとなるものが中心となる。このうち、大東町養賀の堂迫横穴〔165〕は古くから開口していたが、昭和25年に須恵器の高台付長頸壺、坏蓋などの遺物が発見された。舟木横穴群〔159〕も発見は古く、かつては10穴以上あったとされるが、現在1穴が確認できるのみである。平山横穴群〔160〕は、昭和45年、農道整備の土砂採取により発見されたという。既に大正8年には、この斜面上方でも1基発見されており7基が確認できている。このほかに、明治年間に発見され、勾玉のほか須恵器が出土したという岩熊横穴〔10〕や、内久保谷横穴〔179〕、御室山横穴群〔166〕なども知られる。

また、須恵器のほか呑口式の金銅装刀子が副葬された木次町の平ヶ廻横穴墓も注目される。この横穴墓は、律令期に置かれた來次郷序の推定地付近に位置し、大原郡と仁多郡を結ぶ「通路」沿いにある。同じく木次町の案内横穴墓群では、多くの土器や鐵刀などが出土したと伝えられるが、ここは、「出雲國風土記」記載の斐伊郷新造院推定地の直近に位置する。地名である「案内」は「庵内」に由来するとも言われ、新造院の所在に関連して非常に興味深い。

加茂町域でも、玉尾谷尻横穴群〔30〕、沢平横穴〔37〕、土井・砂遺跡、湯後遺跡〔26〕など、多くの横穴墓が赤川に沿って分布する。湯後遺跡〔26〕では、発掘調査により8基からなる横穴墓群が確認された。ただ、河川の氾濫に伴う河川改修により既に消滅した遺跡も多い。

古墳時代の集落跡や遺物散布地としては、先述した仁和寺東遺跡群のほか、古式土師器・須恵器が出土したとされる岩熊遺跡〔6〕や、大多和遺跡〔5〕、板屋原遺跡〔8〕などがある。大多和遺跡では遺構は確認されていないが、古墳時代から奈良時代頃までの土器が出土した。また、板屋原遺跡では旧高地近くの細から須恵器が出土したとされる。

また、斐伊川中流域の玉作関連遺跡として大東高校グラウンド遺跡〔192〕や角田遺跡、又下遺跡〔193〕がある。大東高校グラウンド遺跡と角田遺跡は近接し、又下遺跡も大東高校グラウンド遺跡の北方約100mの位置に所在する。又下遺跡において、僅かに柱穴様の窪みが2ヶ所確認されたのみで、いずれも明確な遺構は検出されていないが、この周辺一帯に玉作集団の拠点があったものとみられ注目される。

4. 奈良時代

天平5（733）年に編纂された『出雲國風土記』（以下、「風土記」という。）によれば、当時の出雲国には意宇郡・鷲根郡・秋鹿郡・橋縫郡・出雲郡・神門郡・飯石郡・仁多郡・大原郡の9郡があった。雲南地域3郡に限って見てみると、大原郡の郡家は斐伊郷、飯石郡の郡家は多福郷、仁多郡の郡家は三處郷に置かれていた。このうち大原郡家は、斐伊郷に置かれる前には屋裏郷にあったとされる³⁰。

大原という郡名は、この屋裏郷に置かれていた旧郡家付近に田が十町ほどあって広い「平原」をなしていたことに由来する、と「風土記」は伝える。山野記事の筆頭に掲げられた「兎原野」の項には、「郡家の正東なり。即ち郡家に屬けり。」という記載があり、『風土記』の編纂当时、大原郡家は「兎原野」付近にあったことがわかる。この「兎原野」の遺称地としては、雲南省木次町里方に「菟原」が見え、『風土記』では「野」を樹林のない草山に付していることから、大原郡家は現在のJR木次駅付近に位置していたものと推定されている。

一方、屋裏郷にあった旧大原郡家は、『風土記』の里程記載から、大東町仁和寺の郡家地区（大原郡家推定地〔O43〕）と、大東町前原のJR幡屋駅付近（大原郡家推定地〔O53〕：7）の2ヶ所がその推定地とされていた。本書で詳述する郡垣遺跡〔1〕は、このうち前者の「大原郡家推定地〔O43〕」から名称変更したもので、平成17年には、字「郡垣」付近で直線的に並ぶ柱穴が確認され、平成18年から19年にかけて、この直近で行った発掘調査では、規則性をもって並んだ大型の柱穴群が検出された。後者の前原地区は、郡垣遺跡と同じ微高台地上の南側縁辺部に位置し、この地もまた、郡家地区と同様に旧大原郡家の推定地として古くから注目されていた。ただ、今までのところ、この周辺において明確な根拠となる遺跡や遺物は見つかっていない。

飯石郡家は雲南省掛合町郡周辺にあったと推定され、三處郷にあった仁多郡家については、奥出雲町郡村のカネツキ免遺跡が郡家関連遺跡として知られている。飯石郡家については、推定地周辺に関連する遺跡は見つかっていないが、カネツキ免遺跡では墨書き器や円面硯・転用硯、鳥帽子を被った人形木製品などが出土し、注目を集めた。また、近隣の芝原遺跡からは「射」と墨書きされた土器や土馬などが出土しており、この付近に郡家に関わる遺跡が展開する可能性は高い。

『風土記』には寺院関係の記述もある。出雲国には「教矣寺」と、そのほかに10ヶ所の「新造院」の存在が記されており、そのうち大原郡には斐伊郷に二所、屋裏郷に一所、合計3つの新造院があった。斐伊郷の新造院のうち一つは「郡家の正南一里なり。嚴堂を建立つなり。(尼、五級あり。) 大領勝部岡蟲麻呂が造るところなり。」と記され、JR木次駅付近にあったと推定されている（155）。ここでは「塔の石」と呼ばれる礎石らしき石が掘り出されている。

もう一つは、「郡家の東北一里なり。嚴堂を建立つなり。(尼、二級あり。) 斐伊郷の人、樋印支知麻呂が造るところなり。」と記されたもので、『風土記』記載寺院の中で唯一の尼寺である。郡家から

の里程による推定地一帯には「法花坊」という字が残っている〔150〕。天平期に建立された国分尼寺は「法華滅罪寺」と称されていたことから、尼寺と「法花坊」の関係も注視される。ここからも、礎石と思われる石が出土している。

屋裏郷の新造院は、「郡家の東北一十一里一百廿歩なり。〔 〕層塔を建立つなり。(僧、一軒あり。)前の少領、額田部臣押嶋が造るところなり。(今の少領、伊去美が從父兄なり。)」と記され、郡垣遺跡の直近にあったものと推定されている〔3〕。この新造院推定地については、近年、試掘調査を実施しており、礎石様の石と礎が確認された。郡垣遺跡とともに周辺における詳細な調査が望まれている。

郡垣遺跡の南側を西流する赤川について、『風土記』は、意宇と大原の二郡の境にある笑村山を源として北に流れ、海潮より西に流れる、という海潮川の存在を記す。さらに、遺跡の西側を南流する幡屋川については、「幡屋小川 源は郡家の東北のかた幡箭山より南に流る。(魚なし。)」と記され、「右の四つの水合ひ、西に流れて出雲の大河に入る。」とあるように、須我小川、佐世小川とともに海潮川へ流入して「斐伊大河」に合流する様子が窺える。

また、大原郡家から意宇郡家の林垣坂へ通じる道が記されるが、これはちょうど郡垣遺跡の西側を流れる幡屋川に沿って北東方向へ延びる道で、遠所越えをして松江市玉湯町へ通じている^{〔3〕}。つまり、郡垣遺跡のある微高地周辺は古代交通の要衝でもあったと言える。

赤川沿いの新庄地区周辺では、奈良時代に施行された班田収授法に伴うとみられる条里制の地割の一部が確認されている(田中・新庄地区条里制遺構)。これは、昭和38年に行われた耕地区画整理事業の現況平面図によってその存在が確認されたものであるが、残念ながら現在は事業の実施に伴い消滅した^{〔3〕}。

これらのはかに、奈良時代の遺跡としては先述した又下遺跡、大多和遺跡などがある。又下遺跡では古墳時代の終末期から8世紀にかけての須恵器も出土しており、古墳時代から引き続いて玉作が行われていたと考えられる。また、大東町西阿用の別所遺跡〔O2〕からは須恵器、土師器とともに土馬が出土し、祭祀関係の遺跡として注目される。

5. 平安時代

いわゆる貴族社会から武家の台頭へと至る平安期について、人々の生活を知る術は極めて少ないが、こうした中、大東町の加多神社縁起には非常に興味深い記事が残されている。これによると、延喜16(916)年、宇多天皇の皇子敦実親王が醍醐天皇より出雲国大原郡を給わり、延長元(923)年に京都御室仁和寺の末寺五智山覺愍院を建立。親王の死後、寺名を仁和寺と改めたが、嘉承2(1107)年、源義家の子義親の反乱によって仁和寺の伽藍は灰燼と化し、嘆き悲しんだ單人が仁和寺の再興を願って、この土地を仁和寺と呼ぶようになったとい^{〔3〕}。この仁和寺の東門、西門と伝えられるところには、現在もお堂が建っている。

仁和寺周辺には淀庄、福田庄など、京都ゆかりの莊園の存在も知られ、この地にも次第に社領莊園が成立していく様子が窺える。加茂、宇治、仁和寺など、京都に間連する地名が大原郡に多く見られるのは、こうした莊園の増加と深く結びついているとも言われる。

なお、延長5(927)年の『和名類聚抄』によると、『風土記』に見える屋裏郷は「大原郷」となった。

第2図 郡理遺跡周辺の遺跡



第1表 周辺遺跡一覧表

番号	遺跡名	種別	島根県 遺跡番号	番号	遺跡名	種別	島根県 遺跡番号
1	郡須遺跡	散布地・官衙跡	O43	58	小谷城跡	城跡	P39
2	仁和寺東遺跡	散布地	O121	59	南加茂宮下遺跡	散布地	P42
3	屋裏郷新造院推定地	寺院跡	O25	60	三本松古墳群	古墳	P38
4	諏訪神社古墳群	古墳	O120	61	大首城跡	城跡	P75
5	大多和遺跡	散布地	O119	62	立石横穴群	横穴	P15
6	岩熊遺跡	散布地	O166	63	尾添の上城跡	城跡	P74
7	大原郡家推定地	官衙跡	O53	64	小門谷城跡	城跡	P100
8	板屋原遺跡	散布地	O113	65	高麻城跡	城跡	O29 P23
9	岩熊城跡	城跡	O30	66	下並遺跡	散布地	P41
10	岩熊横穴	横穴	O13	67	会下房館跡	館跡	P36
11	高瀬城跡	城跡	Y30	68	近松城跡	城跡	P11
12	城平山城跡	城跡	P28	69	官山城跡	城跡	P44
13	加茂岩倉遺跡	鋼錆塗納地	P115	70	宮内谷塗穴墓群	横穴	O 9
14	大蛇子遺跡	祭祀遺跡	P26	71	岡田上城跡	城跡	O125
15	板屋横穴群	横穴	P14	72	岩根元宮古墳	古墳	O124
16	奥垣内城跡	城跡	P87	73	妙見寺寺跡	寺跡	O117
17	三室鍛冶跡	製鉄遺跡	P88	74	深ヶ坪横穴	横穴	O64
18	猪毛城跡	城跡	P91	75	ナマジ塗穴墓群	横穴	O 9
19	三室横穴	横穴	P89	76	竹崎遺跡	散布地	O123
20	寺迹横穴群	横穴	P90	77	法雲寺城跡	城跡	O116
21	大崎元宮遺跡	神社跡・古墳	P117	78	法雲寺遺跡	散布地	O97
22	鉄クソ鉢跡	製鉄遺跡	P91	79	穴の前横穴	横穴	O11
23	布須社と鏡出牛地	祭祀遺跡	P95	80	穴ノ前遺跡	散布地	O62
24	湯の奥遺跡	集落跡	P112	81	高坂古墳群	古墳	O114
25	登安寺遺跡	古墳	P113	82	余タクソたたら跡	製鉄遺跡	O137
26	湯後遺跡	横穴	P114	83	越木谷たたら跡	製鉄遺跡	O138
27	上阿官I遺跡	散布地	Y199	84	禮ノ尻たたら跡	製鉄遺跡	O140
28	上阿官II遺跡	散布地	Y200	85	芦谷たたら跡	製鉄遺跡	O141
29	草枕古墳	古墳	P20	86	数ヶ塚たたら跡	製鉄遺跡	O149
30	大尾谷尻横穴群	横穴	P1	87	足水たたら跡	製鉄遺跡	O150
31	蜀里古墳	古墳	P2	88	追城砦跡群	砦跡	O151
32	穴の前横穴群	横穴	P7	89	天章遺跡	散布地	O152
33	坂ノ内横穴群	横穴	P59	90	十五田横穴	横穴	O153
34	音代横穴群	横穴	P4	91	铁原たたら跡	製鉄遺跡	O180
35	神原神社古墳	古墳	P3	92	西谷鉢埴たたら跡	製鉄遺跡	O176
36	宿木塙古墳	古墳	P19	93	城ノ越横穴	横穴	O157
37	沢平横穴	横穴	P64	94	城ノ越城跡	城跡	O156
38	下神原西岡古墳群	古墳	P72	95	折坂遺跡	散布地	O159
39	大茶臼山城跡	城跡	P12	96	大成たたら跡	製鉄遺跡	O160
40	岡ノ上城跡	城跡	P50	97	下ノケ市遺跡	散布地	O161
41	土器窯古墳	古墳	P61	98	大井横穴群	横穴	O162
42	松ノ木遺跡	散布地	P73	99	金原遺跡	散布地	O163
43	後ノ廻軒塙	跡塙	P13	100	針江横穴	横穴	O56
44	土居城跡	城跡	P71	101	上入塙古墳	古墳	O164
45	土井・砂遺跡	古墳・横穴	P69	102	二代古墳	古墳	P21
46	糸越遺跡	散布地	P66	103	長谷川寺上へ城跡	城跡	P55
47	高城跡	城跡	P65	104	小谷製鉄跡	製鉄遺跡	P40
48	夕日谷古墳	古墳	P49	105	伊菅城跡	城跡	R34
49	高畠古墳	古墳	P52	106	俵谷たたら跡	製鉄遺跡	R114
50	豊野横穴群	横穴	P55	107	鐵治原遺跡	製鉄遺跡	R117
51	町迹横穴群	横穴	P17	108	麗之内城跡	城跡	R139
52	小丸子山城跡	城跡	P10	109	吉山城跡	城跡	R116
53	神原正面遺跡群	墳丘墓・古墳	P24	110	苗代泊古墳	古墳	R102
54	龜山石積塙	經塙	P101	111	毫山古墳	古墳	R115
55	神原正面城跡	城跡	P102	112	後谷古墳	古墳	R65
56	宇治寺ノ上古墳群	古墳	P103	113	峯寺山城砦跡	城跡	R101
57	燒荒神古墳群	古墳	P105	114	官谷上城跡	城跡	R142

番号	遺跡名	種別	島根県道跡番号	番号	遺跡名	種別	島根県道跡番号
115	大谷城跡	城跡	R132	173	佐世城跡	城跡	O27
116	三刀屋じを山城跡	城跡	R58	174	竹平砦跡	城跡	O108
117	伊賀伊弉諾	製鉄遺跡	R67	175	竹平古墳	古墳	O107
118	丸殿岱城跡	城跡	R30	176	耳の内山塙	山塙	O4
119	中山城跡	城跡	R124	177	戸井元古墳	古墳	O5
120	金鳳伊弉諾	製鉄遺跡	R66	178	戸井山遺跡	散布地	O1
121	丸山遺跡	散布地	R239	179	内久保横穴	横穴	O50
122	啓里谷遺跡	散布地	R240	180	伝白神跡跡	城跡	O223
123	中殿垣内遺跡	散布地	R237	181	白神山塙	山塙	O66
124	コン層垣内遺跡	散布地	R238	182	神代古墳	古墳	O49
125	御蔵前遺跡	散布地	R241	183	つくし城跡	城跡	O228
126	伝蔵前館	角跡	R127	184	宮ノ前古墳群	古墳	O106
127	三刀屋尾崎城跡	城跡	R24	185	馬田寺遺跡	散布地	O57
128	八方坊遺跡	散布地	R236	186	洞壽寺山塙群	山塙	O92
129	引地遺跡	散布地	R235	187	洞壽寺遺跡	集落跡	O236
130	宮谷遺跡	散布地	R52	188	岡田山後軒冢	経塚	O91
131	高丸遺跡	散布地	R245	189	古城砦跡	城跡	O173
132	上給下遺跡	散布地	R244	190	舟田遺跡	集落跡	O87
133	龍王遺跡	散布地	R243	191	輪の内遺跡	集落跡	O46
134	同安寺遺跡	散布地	R242	192	大東高松タグラウンド遺跡	集落跡	O3
135	松木山塙群	古墳	R2	193	又下遺跡	集落跡	O88
136	一宮横穴羣	横穴	R6	194	郷部石斧出土地	散布地	O47
137	坂中横穴	横穴	R121	195	跳訪殿古墳群	古墳	O18
138	大門口遺跡	散布地	R38	196	鞍馬寺横穴	横穴	O17
139	若宮古墳	古墳	R246	197	田中遺跡	散布地	O45
140	要雲城跡	城跡	R106	198	雪丸城跡	城跡	O174
141	熊谷遺跡	草間跡他	R37	199	熊野社上城跡	城跡	O177
142	要光宅塙横穴	横穴	R103	200	小原ヶ市遺跡	経塚	O42
143	要犬遺跡	散布地	R248	201	小原ヶ市横穴群	横穴	O19
144	下熊谷山遺跡	散布地	R249	202	堆社遺跡	散布地	O44
145	妙見山遺跡	祭祀遺跡	Q81	203	平古墳群	古墳	O16
146	妙見山第2遺跡	祭祀遺跡	Q82	204	宍戸古墳	古墳	O15
147	城名朝山城跡	城跡	Q12	205	西迫遺跡	散布地	O167
148	斐伊中山古墳群	古墳	Q48	206	奥明城跡	城跡	O93
149	里方横穴群	横穴	Q4	207	立山遺跡	城跡・寺院跡	O298
150	斐伊郷新造院(尼)跡	寺院跡	Q35	208	八幡山跡	城跡	O169
151	明徳寺遺跡	散布地	Q18	209	岩広横穴	横穴	O171
152	明徳寺横穴群	横穴	Q19	210	岩広遺跡	散布地	O170
153	小南古墳	古墳	Q87	211	丸子山古墳	古墳	O58
154	塔の村田地塙穴墓	横穴	Q88	212	丸子山城跡	城跡	O31
155	斐伊郷新造院跡	寺院跡	Q 7	213	丸子山遺跡	散布地	O59
156	浜谷I遺跡	散布地	Q84	214	駒谷城跡	城跡	O235
157	早舴田横穴群	横穴	Q20	215	大畑遺跡	散布地	O60
158	勝田追横穴群	横穴	Q51	216	福富城跡	城跡	O86
159	舟木横穴群	横穴	O 7	217	後山横穴群	横穴	O21
160	平山横穴群	横穴	P 9	218	善明寺後山遺跡	祭祀遺跡	O54
161	妙采寺遺跡	古墳出土地	P116	219	金坂谷たら跡	製鉄遺跡	O100
162	寺ノ上城跡	城跡	P46	220	窟谷たたら跡	製鉄遺跡	O234
163	伝々原廻跡	船跡	P47	221	宮谷遺跡	散布地	O68
164	津迫古墳	古墳	O12	222	笠原古墳	古墳	O232
165	笠迫横穴	横穴	O14	223	笠原伊弉諾	製鉄遺跡	O101
166	御室山横穴群	横穴	O67	224	天場遺跡	土壙窯	O48
167	上迫古墳群	古墳	O94	225	阿用城跡	城跡	O33
168	界山経塚	経塚	O55	226	紙巻古墳	古墳	O233
169	瀬入寺上古墳	古墳	O105	227	岡村八幡宮横穴	横穴	O103
170	小木戸城跡	城跡	O109	228	下領口遺跡	散布地	O96
171	山伏原山塙群	古墳	O95	229	便坂遺跡	古銭出土地	O90
172	城山下製鉄跡	製鉄遺跡	O112	230	叶坂古墳	古墳	O20

6. 鎌倉・室町時代

『雲陽誌』によると、1205(元久2)年に京都賀茂神社より下賀茂社及び上賀茂社が勧請された^⑭。この下賀茂社は現在の加茂神社であり、上賀茂社は中村川河畔に鎮座していたとされる。これは、福田庄が京都賀茂神社の社領となったことによると伝えられるが、後に上賀茂社は加茂町大崎へ移転し、賀茂若宮神社と呼ばれていた^⑮。この上賀茂社が移転された地と伝えられるのが、大崎元宮遺跡である。

大崎元宮遺跡は、丘陵の先端部に2段の平坦面と土壘が造成されており、その平坦面では重複する掘立柱建物跡や礎石建物跡、土壇状遺構が検出された。遺構の検出状況や出土土器等から、長期にわたって神社が存続し、その間に数度の遷宮に伴う建て替えが行われた様子が窺える。平坦面の先端部では、地山上に堆積した黒色土層より、12世紀ごろのものとみられる大量の土師器壺等が一括して出土しており、また、表土下において近世陶器が検出されたことから、少なくとも中世前半期から近世末にかけて神社が造営・維持されたことがわかった。上賀茂神社に関わる建物跡として、その規模や存続時期が明確となった貴重な発掘調査成果である。

公家方の惨敗で終わった承久の乱(1221年)以後、幕府は戦功のあった武士に地頭職を与え、淀本庄の中沢(牛尾)氏など大原郡内にも東国の大御家人が進出してきた。一方、飯石郡内でも執権北条義時の下知状をもって諏訪部氏が三刀屋郷に補任され、後に地名を採って三刀屋氏と名乗るようになった^⑯。

尼子・毛利両氏の合戦期においては、この地が、尼子氏の本拠である富田城の西方前哨にあたることもあって、佐世氏の佐世城〔173〕はもとより牛尾氏の三笠城〔036〕や高平城〔037〕、馬田氏の岩熊城〔9〕や丸子山城〔212〕、鞍掛氏の高麻城〔65〕、立原氏の近松城〔68〕、三刀屋氏の三刀屋じゃ山〔116〕・尾崎城跡〔127〕などの重要な城が築かれ、至るところで激戦が繰り広げられた。こうしたことから、この辺りには城跡のほか合戦場伝承地や古墓、関連する寺社跡が数多く残されている。

仁和寺地区の西端にある高麻城は、『風土記』に記された「高麻山」である。高麻山の山頂は、仁和寺、加茂中、大西、砂子原の境界にあたり、山頂からの眺望は四方へ大きく開けている。ここでは、山頂部を中心に郭・堀切・堅掘・虎口等の遺構が確認されており、戦国期の典型的な城郭として注目される。

また、斐伊川上流域から中流域で古くから行っていた製鉄は、中世に入ってからも盛んに行われていた。このことは、鉄滓等の散布地が広範に数多く確認されていることからも窺い知ることができるが、これは斐伊川本流域のみならず赤川やその他の支流域においても言えることである。

確かに、斐伊川上流域から中流域にかけての製鉄関連遺跡に比べ、現在知られている製鉄関連遺跡の絶対数は少ないものの、遠所・畑鶴から仁和寺にかけても金クソたら跡〔82〕や瀧ノ尻たら跡〔84〕、足水たら跡〔87〕などが知られ、また、周辺には「鉢谷」「鉄穴内」「鉄糞塚」「西鉢」「鉄穴田」「金穴地」「カジ地」など、製鉄に関係すると思われる地名も数多く残っている。既に消滅したとみられる遺跡もいくつかあるが、今後、この辺りにおいても、中世から近世にかけての製鉄関連遺跡が増加する可能性は高い。古代製鉄の流れを示す「野だら」跡の調査が期待されるところである。

7. 江戸時代

江戸時代の中心的産業は、もちろん、稻作を中心とした農業であった。松江藩では、こうした中心的産業である稻作とは別に薬用の人参栽培を保護・奨励した。藩が本格的に人参栽培を奨励したのは19世紀の初め頃のことと、文政八（1825）年には、松江天神橋南に人参方役所と製造所を置き、さらには貯蔵倉庫を設けるなど、藩の重要な事業として人参栽培に力を入れた。

大原郡で初めて人参を試作したのは、出雲国内薬草人參試作畑御用係を命ぜられた仁和寺村の木村太郎左衛門である。仁和寺での試作は良好で、人参栽培は大原郡内の諸村へと急速に広がり發展した。また、松江藩は神門郡に生穀方役所を設け、松江に細工所を置いて蝦の生産を行ったが、大原郡において、人參試作畑御用係の木村太郎左衛門は同時に穀種増御用兼務を命ぜられ、郡内での蝦生産にも大きく貢献した^{（1）}。

さて、近世に入ってからの鉄生産量は、中国山地、特に出雲地方において爆発的に増加した。これは、奥出雲町には絲原家、卜藏家、櫻井家、雲南市吉田町には田部家など、豊富な山林資源を基盤とする有力な鉄師が現れたことによる。彼らは、「永代たら」と呼ばれる半永久的な地下構造を持った高殿たたらを営み、極めて良質な生銅を生産した。一方、たたら製鉄に必要な砂鉄を採取するため、河川に大量の砂を流す「鉄穴流し」が行われた結果、土砂の堆積が川底を上昇させ、たびたび河川の氾濫を招くこととなった。

たたら製鉄に従事していた人たちの作業場や居住区を総称して「山内」と言うが、たたら製鉄の技術者集団の日常生活はここで営まれていた。雲南市吉田町には、全国で唯一、この「山内」の跡が残っており、国指定の重要有形民俗文化財「音谷たら山内」として、現代に当時の名残を伝えている。

この地域を中心とする中国地方の製鉄は、江戸時代から明治の初め頃までが最盛期であり、明治中期には全国の約60%以上を生産するに至っている。しかし、洋鉄の輸入が増え、国内でも鉄鉱石利用の製鉄技術が広まるようになると、たたら製鉄は次第に衰亡していくようになった。

註

- (1) 烏根県木次上木建築事務所『赤川中小河川改修事業計画概要書』1989
- (2) 大東町誌編纂委員会『新大東町誌』2004
- (3) 『出雲國風土記』の記述及び引用文については、関和彦『出雲國風土記註論』の読み下し文をもとにした。以下の本文についても、特に断らない限り『註論』を使用する。
- (4) 「林垣坂」について、加藤義成『修訂出雲國風土記叢考』には「木垣坂」と見える。ここでは、関和彦『出雲國風土記註論』の見解により「林垣坂」を探ることとし、この通道を遠所越えのルートとした。
- (5) 前掲註(2)
- (6) 『幡屋郷土誌』2007
- (7) 『雲陽誌』(復刻版) 1976 歴史図書社
- (8) 中林李高『加茂町史考』本文編 1956
- (9) 『三刀屋町誌』1982
- (10) 『大東町誌』1971

【参考文献】

- 『大東町誌』 1971
- 『雲陽誌』(復刻版) 1976 歴史図書社
- 『三刀屋町誌』 1982
- 『加茂町誌』 1984
- 『大原郡誌』(復刻版) 1986 隅川書店
- 『新修木次町誌』 2004
- 『新大東町誌』 2004
- 『幡屋郷土誌』 2007
- 中林季高『加茂町史考』本文編 1956
- 秋本吉郎校注『出雲国風土記』日本古典文学大系 1958 岩波書店
- 加藤義成『修訂出雲国風土記研究』(改訂3版) 1981 松江今井書店
- 加藤義成『校注出雲国風土記』(修正6版) 1983 千鳥書房
- 加藤義成校注『出雲国風土記』(改版13刷) 1998 松江今井書店
- 間和彦『出雲国風土記』註論 2006 明石書店
- 出雲考古学研究会『松本古墳群—斐伊川流域の前期古墳をめぐってー』古代の出雲を考える7 1991
- 西尾克己・坂本諭司・稲田信・松尾光晶『斐伊川中流域における後期古墳の様相』2007
- 島根県教育委員会『松本古墳調査報告』1963
- 大東町教育委員会『丸子山城跡・福富城跡・佐世城跡』詳細分布調査報告書 1988
- 加茂町教育委員会『神原地区遺跡分布調査報告(川子谷B1号古墳発掘)』1988
- 大東町教育委員会『大東町の遺跡I－春遠・幡屋－』詳細分布調査報告書 1989
- 大東町教育委員会『大東町の遺跡II－大東・海潮－』詳細分布調査報告書 1990
- 加茂町教育委員会『加茂町の遺跡－赤川以南－』 1990
- 大東町教育委員会『大東町の遺跡III－佐世・阿用－』詳細分布調査報告書 1991
- 木次町教育委員会『斐伊中山古墳群－西支群－』木次町文化財調査報告書第2集 1993
- 仁多町教育委員会『口ヤケたら跡・芝原遺跡』高田小学校建設予定地内発掘調査報告書 1997
- 島根県教育委員会『出雲・隠岐の城館跡』島根県中近世城館跡分布調査報告書〈第2集〉 1998
- 島根県教育委員会『湯の奥遺跡・登安寺遺跡・湯後遺跡・土井・砂遺跡』中国横断自動車道尾道松江線建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書12 2001
- 島根県教育委員会・加茂町教育委員会『加茂岩倉遺跡』 2002
- 加茂町教育委員会『神原神社古墳』 2002
- 島根県教育委員会『増補改訂島根県遺跡地図1 (出雲・隠岐編)』 2003
- 加茂町教育委員会『大崎元宮遺跡発掘調査報告書』 2004
- 雲南省教育委員会『立山遺跡 (立山城跡)』大東町上水道事業柿坂配水池建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 雲南省埋蔵文化財調査報告書3 2008

第2章 発掘調査の経緯と経過

第1節 発掘調査に至る経緯

1. 郡垣遺跡と調査の発端となった事業

郡垣遺跡は、一般河川斐伊川水系赤川とその支流幡屋川の合流地点に張り出した微高台地上に所在する。この微高台地には、「出雲國風土記」大原郡条に記された旧大原郡家や屋裏郷新造院など、古代の官衙や寺院の推定地が点在しており、周辺には礎石様の石が散見されることもあって、古くから注目を集めていた所であった。

このうち旧大原郡家については、大東町前原字土居周辺（大原郡家推定地【島根県遺跡番号：O53】）と大東町仁和寺字郡垣周辺（大原郡家推定地【島根県遺跡番号：O43】）の2ヶ所が推定地とされ、現在、それぞれに石碑が建てられている。郡垣遺跡は、仁和寺字郡垣周辺の「大原郡家推定地」に該当する（発掘調査終了後、遺跡の名称を変更）。

郡垣遺跡周辺は「郡家（こおりや）地区」と呼ばれ、自治会の名称にも、この「郡家」が見える。この郡家地区では、平成16年11月1日の市町村合併による雲南市発足以前より、防火水槽の老朽化に伴う水槽の撤去が計画されており、既存の消火栓では消防水利の基準を満たさないことから、代替の防火水槽を設置して欲しいとの要望があった。市町村合併後の平成16年12月には、国の消防防災施設等整備費補助金の要望調査を実施し、これに併せて、雲南市は、郡家自治会で設置場所の選定・調整を行うことを条件に、郡家地区を耐震性貯水槽整備地域に決定した。

その後、防火水槽の設置にかかる地元協議・設計書作成は雲南市大東総合センターが行い、平成17年5月の補助金決定を受けて、業務を総務部総務課が引き継いだ。8月1日には入札により施工業者が決定し、8月22日に工事着工となった。

一方、この防火水槽設置箇所に沿って延びる市道宍道線は、交通量が多い割に幅員が狭く、車両の擦れ違いにも困難が生じていた。また、市民バスのルートや児童・生徒の通学路となっており、歩行者・自転車等の安全面においても問題があった。地元では、かねてから本線の拡幅について働きかけを行っていたが、合併前の大東町において事業化に向けた詳細設計がなされ、幡屋川に接した一部の区間については平成16年度に工事が行われた。その後、本事業は雲南市に引き継がれ、平成19年度に第2期の工事が行われることとなった。

2. 平成17年度耐震性貯水槽設置工事（郡家地区）にかかる経緯

平成17年8月30日の午後12時半頃、市民より雲南市教育委員会へ大東町仁和寺の工事現場で土器が出ているとの通報があった。話によると、工事現場は通称「郡家（こおりや）」と呼ばれる所で、「大原郡家址」と刻まれた石碑のすぐ近くにある畠地ということであった。この場所は、いわゆる「旧大原郡家推定地」として周知された遺跡であったことから、急遽、教育委員会の文化財担当者が現地へ赴いた。

教育委員会の担当者が工事現場に到着した時は、ちょうど作業が休止され、重機のオペレーター

も現地には不在であった。担当者が掘削の状況や掘り上げられた土砂を確認したところ、排土中に弥生土器が含まれていることが判明し、さらに土器が埋まっているかを観察した。

しばらくして、重機のオペレーターが作業に訪れたため、この地が周知の遺跡であり、文化財保護法上の手続きがなされないままでは工事を続行できない旨を伝え、工事の即時中止について協力を求めた。そして、あらためて工事の内容と発注元を尋ねたところ、雲南省総務部総務課の発注による防火水槽の設置工事ということがわかり、市役所に帰庁後、総務部の担当職員に対して状況説明を行うとともに工事の経緯等について説明を求めた。

この区域での工事については、教育委員会へ事前に開発協議がなされていなかったため、担当職員に対して、本来、開発を行う場合、遺跡の有無の確認と教育委員会への事前の開発協議が必要であり、開発予定地に遺跡があると判明し、やむを得ず計画を変更できない場合には、文化財保護法上の手続きが必要であることを説明した。総務課担当職員は、当該地が周知の遺跡であることを知らないまま、補助事業での工事発注を行ったということであった。

今回の事例は、周知の遺跡であるにも関わらず、文化財保護法上の手続きを経ずに工事が行われたことによって、結果的に遺跡が壊された無届発掘であり、しかも、市による遺跡の破壊行為であることから、教育委員会として市当局へ厳重に注意をするとともに、雲南省総務部と諸手続き等について協議を行った。そして、以後の取り扱いについては、県教育委員会と協議して対処する必要があるとして、翌日、島根県教育庁文化財課へ連絡を入れ、経緯・経過を報告するとともに今後の措置について協議を行った。

これにより、まず、雲南省総務部より無届発掘にかかる顛末を島根県教育委員会教育長へ文書にて報告することとなり、雲南省教育委員会は、この報告文書に本行為についての所見を付して県文化財課へ進達した（平成17年9月2日付、総務第1229号【進達：平成17年9月2日付、雲教生第651号】）。島根県教育委員会は、この報告への回答として、埋蔵文化財の無届け発掘が文化財保護法に抵触するものとして遺憾の意を示すとともに、雲南省長に対し、今後こうした行為が行われることのないよう雲南省教育委員会との連絡・協議を徹底し、文化財保護法の趣旨及び手続きについて配慮するよう求め、通知した（平成17年9月5日付、島教文財第571号）。

そして、雲南省総務部は、改めて島根県教育委員会教育長に対して埋蔵文化財発掘の通知を行った（平成17年9月12日付、総務第1242号【進達：平成17年9月13日付、雲教生第652号】）。工事を中断した防火水槽設置工事区域については、工事によって破壊された遺跡の状況や造構の残存状況をが確認する必要があり、島根県教育委員会は雲南省総務部へ発掘調査を実施するよう通知した（「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事について」平成17年9月16日付、島教文財第90号の45）。これを受けて、雲南省総務部は雲南省教育委員会へ発掘調査の依頼を行った。

3. 市道宍道線尾崎工区道路改良工事にかかる経緯

雲南省教育委員会は、平成17年度に防火水槽の設置工事に伴う発掘調査を実施した際、調査区に接する市道宍道線が拡幅される計画を知るに至った。このことについて雲南省建設部に確認をしたところ、平成19年に一部の工事を実施する予定であることが判明した。防火水槽設置工事による遺物の出土状況は、周辺にも同様の遺物包含層が広がっている可能性を示していたことから、雲南省教育委員会は雲南省建設部に対して工事着工前に発掘調査が必要であることを説明し、事前の調査

に関わる協議を開始した。

平成18年4月18日には、雲南省建設部と年度替わりに伴う協議を行い、発掘調査に関する双方の役割分担を確認した。雲南省教育委員会は、他の埋蔵文化財調査との調整を図りつつ、夏以降に調査を開始することとし、発掘調査計画を立てて雲南省建設部へ示した。

これを受け、雲南省建設部は、鳥根県教育委員会教育長に対し、設計に基づく工事の詳細を添えて埋蔵文化財発掘の通知を行った（平成18年8月1日付、建工第122号〔進達：平成18年8月2日付、雲教生第456号〕）。

これにより、鳥根県教育委員会は雲南省建設部へ発掘調査を実施するよう通知し（「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事について」平成18年8月2日付、鳥教文財第26号の34）、雲南省建設部は雲南省教育委員会へ発掘調査の依頼を行った。

第2節 発掘調査の経過と概要

1. 平成17年度発掘調査

雲南省教育委員会は、雲南省総務部からの依頼を受けて、防火水槽設置工事区域の発掘調査を行うこととなり、調査に先立ち鳥根県教育委員会教育長に対して埋蔵文化財発掘調査の通知を行った（平成17年10月24日付、雲教生第675号）。

工事を中断した状況でもあり、年内には調査を終える必要があったが、調査の準備や体制を整えるまでに時間を要したため、実際に調査を開始したのは11月28日である。

防火水槽の工事区域はもともと畑地であったが、既に工事によってほぼ道路平らまで掘り下げられていた。さらに掘削して地下式の耐震性貯水槽を設置した後は、埋め戻して水槽の上面を畑地に復原するような計画であったことから、掘削土はすぐ横の畑に寄せ集められていた。そこで、まずは掘削された36.92m³の範囲について遺構の残存状況を確認するとともに、掘り上げられた土の中に含まれている土器等の遺物を採取することとした。

最初に、上層を観察するため、掘削された区画の壁面を精査したところ、北東側の壁で検出上面径が50~60cmの掘り込みを4つ確認した。あくまで断面での観察ではあるが、これらは2.3~2.4m間隔で並んでおり、これらの遺構が柱穴であるとすれば、ここに何らかの建物跡が存在するものと考えられた。また、南東側の壁面でも、検出上面径が60.5cmの掘り込みを検出した。

重機によって掘り上げられた土の中には弥生土器片が含まれており、土の山を崩しながら排土中遺物として取り上げた。採取した弥生土器片にはやや大きめのものも多く含まれ、周辺に弥生時代の包含層が広がっているものと考えられた。

統いて掘削した区域内の精査に入った。重機で削平された地表面は黒褐色の粘質上で、水分を含むと靴底に厚く貼り付くほどであった。したがって、表面がある程度乾いた状態で遺構の有無を確認する必要があり、降雨や降雪の合間に見計らっての作業となった。

この黒褐色土の表面を慎重に削ると、南東側の壁面に接して長径約1.2m・短径約1.1mを測る土坑様の落ち込みが認められ、その痕跡の一部が壁面にも確認された。同じような落ち込みは調査区の中央付近でも検出したが、これらの遺構を掘り下げるとき、いずれも15~20cm程度で明茶褐色を

呈した地山に至った。この地山は非常に粘性が強く、水捌けが非常に悪かった。

また、市道沿いでは、道路に直交するような3本の溝状遺構が検出された。このうち北西寄りの2本は、過去に行われた道路の側溝工事で端部が断ち切られており、さらに南西側へ延びていた可能性が認められた。このほかにも、いくつか小さなピットが確認されている。

黒褐色土からは弥生土器の小片が出たし、これらについては、座標値を記録しながら取り上げを行った。順次、下層への掘削を進めたが、黒褐色土の最下層では遺物が確認されなかった。この直下が明茶褐色土の地山になることから、弥生時代以前の遺物包含層は存在しないことを確認し、12月20日に現地での調査を終了した。

2. 平成18・19年度発掘調査

雲南省教育委員会は、雲南省建設部からの依頼を受けて、市道対道線拡幅工事区域の発掘調査を行うこととなり、調査に先立ち、島根県教育委員会教育長に対して埋蔵文化財発掘調査の通知を行った（平成18年9月5日付、雲教生第477号）。

調査の対象となった面積は273m²で、市道対道線に沿った狭く細長い範囲である。発掘調査を実施するにあたっては、道路拡幅予定地を市道と接続する枝道等で区切り、9つの区に分けた。調査面積が少ない割に、細かく調査区を分けざるを得なかつたのは、調査によって排出される掘削上の置き場が、現地において十分に確保できなかつたためである。

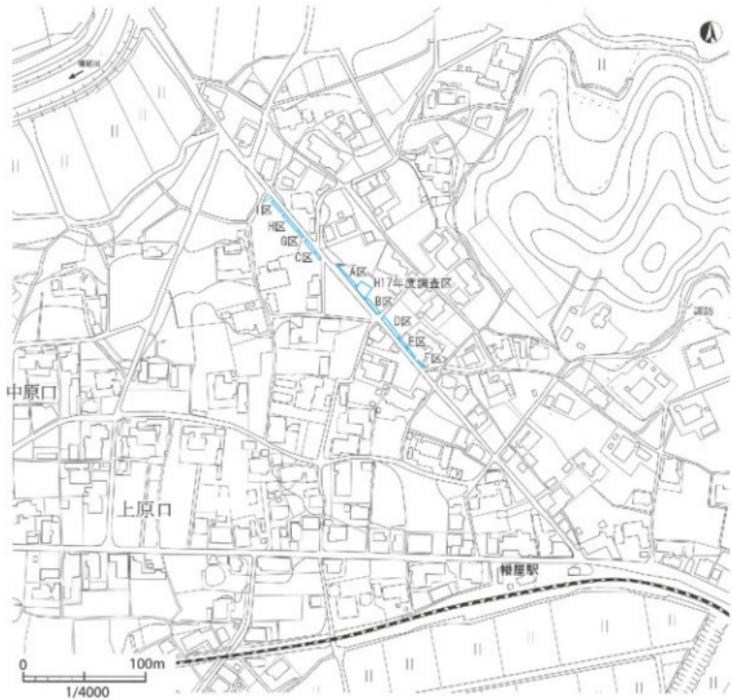
現地における調査は10月10日に開始し、まず最初に、A区及びB区の調査に取りかかった。この2つの区は、平成17年度の調査区を挟み込むような位置関係にある。調査の結果、A区では、近年の掘削によるとみられる落ち込みのほか、調査区北西寄りで3穴の窓みが確認された。この窓みには遺物がなく、掘り込まれた層にも全く遺物が含まれていないことから、時期を確定するには至らなかつた。

B区では、方形の柱穴遺構が東西に4基並んだ状況で検出され、1間以上×3間以上の側柱もしくは縦柱の建物跡の存在が確認された。断ち割られた柱穴の上層堆積状況から、この遺構は、弥生時代の包含層を上の層から掘り抜き、さらに地山をも掘り込んでいることがわかつた。

統いて、B区の北西方向に位置するC区の調査に入った。表土の直下には明黒褐色粘質土が広がり、これより下層には弥生土器を含む黒褐色土が堆積していた。調査区の北西寄りでは、この黒褐色土層上面で、10~20cm程度の疊が直径約2mの円弧を描くように並んだ状態で見つかった。

弥生土器を包含する黒褐色土層は、そのほかの調査区に比べて厚く、この調査区付近を境にして地山とともに北西側へ傾斜していく様子が窺えた。こうしたこともあるってか、水中ポンプを使用しながらも、掘削している間に水が溜まってしまうほど水捌けが悪かつた。また、水分を多く含んだ黒褐色土に足が沈み込むこともしばしばであった。そこで、この黒褐色土層中において、弥生土器が出土しなくなる深さまで掘削を行ったところで調査を終了した。

次に、D区・E区・F区の調査を行った。D区では、方形の柱穴遺構が10基確認され、B区において検出した柱穴との関係を含め、様々な掘立柱建物跡が想定された。E区では、北西側で小さなピットを5つ検出したが、南東側ではその大部分が宅地の造成等によって破壊・攪乱されており、遺構や遺物は検出されなかつた。



第3図 発掘調査の位置

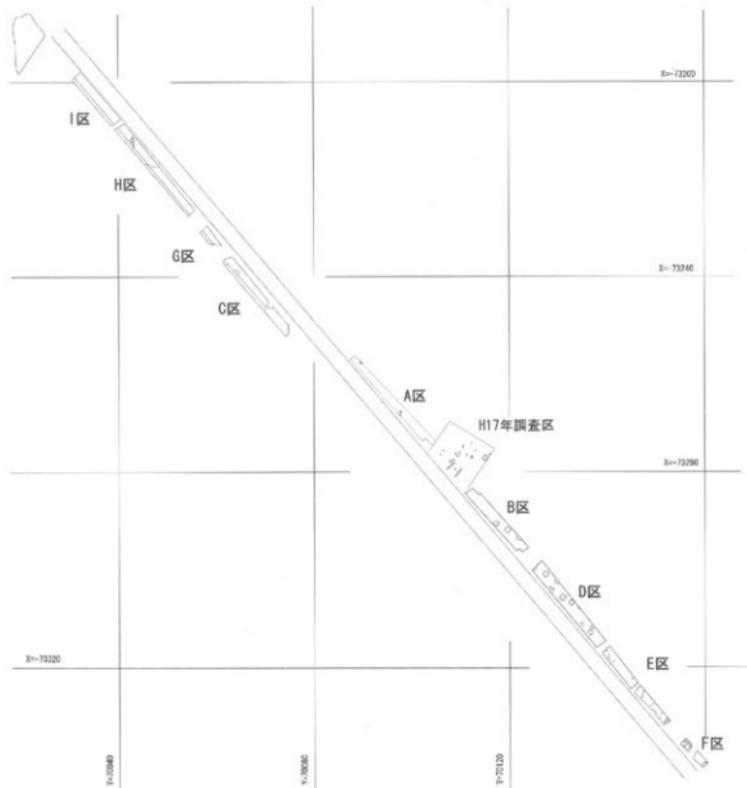
F区では、調査区の北西側で溝状の遺構が2ヶ所検出されたが、遺構に伴う遺物は出土していない。このほかに、調査区南東側で2箇所の落込み遺構を検出し、この遺構の埋土からは弥生土器が出土した。

G区・H区・I区は、畑の耕作や構造物の撤去がずれ込んだため、調査を後回しにせざるを得なかった区域である。調査を開始すると、G区ではC区から続く黒褐色土層が広がっていることがわかり、この黒褐色土層から弥生土器が出土したが、遺構は検出されなかった。H区は、厚い黒褐色土層が終息する箇所にあたり、この付近で地山もやや上昇することがわかった。ほかの調査区と同じように、黒褐色土層からは弥生土器が出土した。北西側で一部に薄い粘質土の層が広がっていたが、詳細は不明である。I区では、耕作土中に鉄滓・須恵器片が混入する以外は、遺構・遺物ともに確認されなかった。

調査区全域を通して、湧水や雨水に悩ましながら調査を行ったが、どうにか年度末ぎりぎりに調査を終えた。歩行者や自動車の安全な通行を確保するため、調査の終了後、即刻、調査区域の埋め戻しを行って、平成19年3月31日付けで島根県教育委員会教育長宛へ調査の終了報告と取り扱いの協議をした。しかし、県教育委員会による調査後の現地確認が行われていないこと、検出した柱

穴遺構が古代の官衙関連遺構である可能性が高いことから、この取扱い協議は保留された。これ以後、県教育庁文化財課との協議を重ね、平成19年6月8日には現地において今後の対応についての指導を受けた。これにより、あらためて専門の研究者を交えた現地指導会を行うこととなり、9月5日に「旧大原郡家推定地発掘調査現地指導会」を実施した。

この指導会では、現地における今後の調査のあり方などについて指導を受けたが、平成18年度の調査に対しては、B区・C区・D区について、再び遺構を検出して検証を行うべきとの指摘を受けた。そこで、雲南省教育委員会は、着工を控えた道路改良工事との調整を図り、指摘のあったB区・C区・D区の再発掘を実施した。そして、あらためて柱穴遺構を検出し、再度、現地指導会を



第4図 調査区全体図

開催した。この指導会と県文化財課による最終現地確認を経て、柱の抜き取り痕のある柱穴遺構の剥ぎ取りを行い、遺構を土糞や真砂土充填によって保護した上で、調査区の埋め戻しを行った。この埋め戻しは10月1日に完了し、これをもって平成18年度から19年度にわたる一連の発掘調査を終了した。

3. その後の経過

平成17年度の調査については、現地での作業終了後、調査の成果を整理した上で県文化財課へ発掘調査概要報告書を送付し、併せて島根県教育委員会教育長へ遺跡の取り扱いを協議した（平成18年12月22日付、雲教生第903号）。県教育委員会との遺跡取り扱い協議については、記録保存の措置はやむを得ない旨の回答があり（平成18年3月7日付、島教文財第75号の39）、正式に遺跡の取り扱いが決定した。

平成18・19年度の調査については、平成19年10月4日付けで県文化財課へ発掘調査概要報告書を送付し、併せて島根県教育委員会教育長へ遺跡の取り扱いを協議した（平成19年10月4日付、雲教生第621号）。この県教育委員会との遺跡取り扱い協議については、「遺構を保存するために必要な保護措置がとられており、貴重の考え方で差し支えない」との回答があり（平成19年10月30日付、島教文財第3号の30）、掘立柱建物の柱穴遺構を保護した上で工事着工が決定した。

出土品については、雲南警察署長へ埋蔵文化財発見届及び保管委託預かり書を提出し（平成19年8月13日付、雲教生第450号）、併せて島根県教育委員会教育長へ埋蔵文化財保管証を提出した（平成19年8月13日付、雲教生第449号）。追って島根県教育委員会教育長より埋蔵物の文化財認定及び帰属について通知があり（平成19年8月31日付、島教文財第10号の42）、遺失物法及び文化財保護法に伴う出土品の取り扱いが示された。

一連の発掘調査については、工事の着工が迫っていたこともあり、緊急に遺構の保護措置を探る必要があったため、調査期間中において現地説明会を実施できなかった。そこで、郡垣遺跡の重要性を周知するとともに、埋蔵文化財保護に対する理解を深めてもらう目的で、平成19年11月14日、轄屋公民館において地元住民を対象とした調査説明会を開催した。この説明会では、雲南市教育委員会より調査の概要を説明するとともに、島根大学法文学部の大橋泰夫教授による「旧大原郡家を考える～郡垣遺跡を理解する上で～」と題した講演も行った。

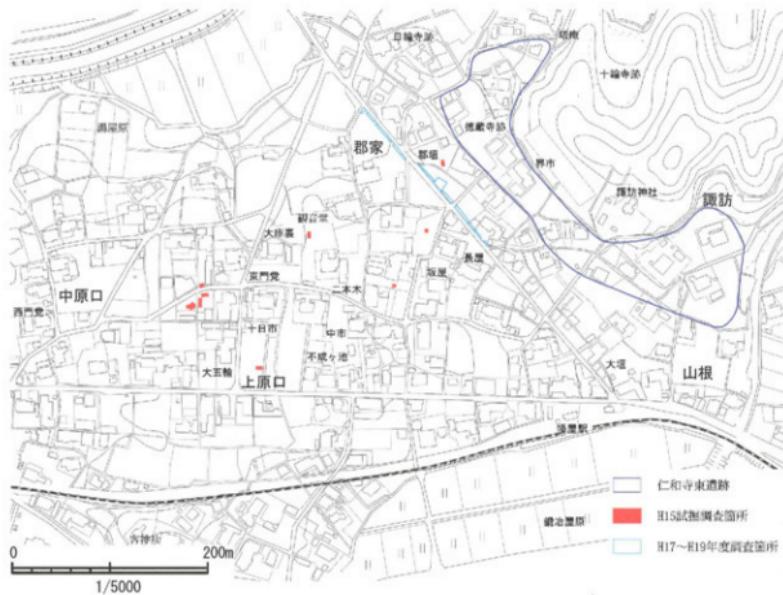
その後、雲南市埋蔵文化財調査事務所内において、調査員及び調査補助員により、断続的に発掘調査図面や記録写真、出土遺物の整理作業等を実施し、報告書の原稿執筆、編集作業を経て、平成21年度に本書の刊行となった。

第3章 発掘調査の方法と成果

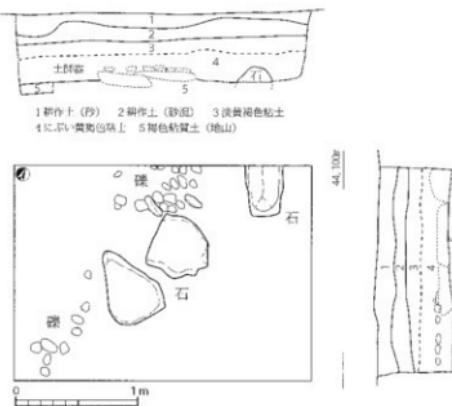
第1節 郡垣遺跡周辺における既往の調査

郡垣遺跡のある仁和寺の微高台地は、「出雲国風土記」に記載された旧大原郡家や屋裏郷新造院が所在したとして、古くから注目を集めていたところである。旧大原郡家については、仁和寺東地区と前原地区にそれぞれ推定地がプロットされており、屋裏郷新造院の推定地は、この2つの旧郡家推定地に挟まれるような位置関係にある。いずれの推定地も、「出雲国風土記」の里程記載や地名、さらには地元での聞き取りを根拠としており、「出雲国風土記」の記述を実証するような遺構や遺物が認められていたわけではない。つまり、依然として「推定」の城を出ることはなく、風土記時代の様相を知り得るには、組織的な調査を待つ以外になかった。

こうした状況の中、旧大東町では、国・県の補助を受けて町内の遺跡分布調査を実施した。そのうち、当該地域周辺の調査は昭和63年度に行われている。この分布調査では、諏訪神社のある丘陵の麓に土器の散布が認められ、教育委員会は、須恵器や土師器の細片が出土する緩斜面の畠地一帯



第5図 既往の調査地と郡垣遺跡調査区



第6図 大五輪試掘調査坑実測図（『新大東町誌』2004より転載）

を「仁和寺東遺跡」として周知した。土器の散布地は、字堂出・山根・諏訪・ヶ市（界市）・徳藏寺・トウアミの6地点であるが、周辺の宅地にも及ぶ可能性を考慮し、丘陵の麓一帯を遺跡の範囲としている。

同じく昭和63年度には、仁和寺東遺跡に接する字ヶ市（界市）で、農道工事に伴う事前の調査が行われた。この調査で遺構は見つかっていないが、擾乱土の中から土師器、須恵器と弥生土器が混在して多量に出土した。弥生上器は中期及び後期のもので、代表的な土器の実測図が『新大東町誌』に掲載されている。この遺跡は「界市遺跡」と命名された。遺物の出土状況は、隣接する仁和寺東遺跡から界市遺跡一帯に、弥生時代中期から古墳時代にかけての大規模な集落が存在した可能性を示している。

その後、旧大東町では、市町村合併を前にして新たに町誌を編纂することになり、それに伴って、『出雲国風土記』記載の旧大原郡家や屋裏郷新造院の推定地について、実態解明の糸口とするための試掘調査を実施した。調査は、平成15年に計11ヶ所の調査坑を設けて実施されているが、残念ながら、旧大原郡家については期待されるような成果はほとんど上がっていない。ただ、仁和寺中原地区の大五輪に設定した調査坑のひとつで、建物の礎石とみられる石が発見されたことは注目される。検出された礎石様の石は3個で、大きさは50~60cm程度、地表から45~50cmの深さで粘土質の地山に埋まっていた。これらの石の付近には、礫が散布しており、基底の詰めものとして使用されたとみられている。

調査地付近は、もともと大きな石が埋まっていると噂されていたところで、それが屋裏郷新造院の礎石ではないかとも言われていたが、地元での言い伝えが調査によって確認されたことは、大変意義深い。もちろん、検出した石が新造院に関連するものであるかどうかは不明であるが、今後、周辺で進めて行く調査に貴重な資料を提供したことは間違いない。

第2節 発掘調査の方法

1. 発掘調査の課題

平成17年度の調査は工事を中断して実施するものであったため、工期の関係上、遅くとも12月末には調査を終了し、できるだけ早く遺跡の取扱いについての結論を導き出さなければならなかった。ただ、調査の対象面積は36.92m²と非常に狭く、工事区域内の土砂は、重機によってほとんど掘り上げられていたこともあって、調査に多くの時間を要することはないと思われた。残された問題は、年末に向かっての調査で危惧される悪天候と、現地の水捌けの悪さである。

こうした状況の中にあって、この調査に求められた課題は、①表土から地山までの層序はどうなっているのか、②掘削土に含まれた多量の弥生土器は、どの層から出土したものか、③区域内外に遺構が存在するのか、④弥生時代以外の遺物は存在していないか、の大きく4点に絞られ、これらの課題に応じた調査計画を立て、現地での調査を実施することにした。

平成18年度の調査は、前年度の調査結果を踏まえて、調査区域内における堆積土の層序と遺構の有無を確認することを前提とした。道路拡幅部分に限られた発掘調査ということで、幅の狭い区画の中で、どの程度の成果を上げができるかが問題であったが、前年度の調査で、この周辺に弥生時代中期を中心とする遺物包含層が広がっていることを確認しており、この包含層の範囲を確認することも調査の課題として掲げた。

2. 発掘調査の方法

平成17年度の調査は、重機によって掘削された工事区域内の精査と、掘り上げられた土砂中の弥生土器を取り上げることが主たる作業であった。発掘作業はすべて人力で行い、丁寧に掘削しながら遺構の残存状況を確認した。当該地の層序については、重機で掘削された区画壁面を利用し、この壁面直下にサブトレーナーを設けて、表土から地山に至る堆積状況を確認した。また、既に掘り上げられていた土砂については、泥の塊を崩しながら遺物の検出に努めた。調査区内の測量及び遺物の取り上げには、発掘調査支援システムを使用した。

平成18・19年度の調査においても、掘削作業は人力で行い、湧水・雨水対策として水中ポンプを使用して作業を進めた。調査による排土置き場の確保を考慮し、調査対象範囲をA~Iの9つの調査区に分けて、順次、発掘を行った。堆積土の層序については、平成17年度の調査成果をもとに、各調査区の壁面を利用して確認した。柱穴遺構の再検出を行った平成19年度の調査では、特に、電子平板を使用した遺構等の実測支援システムを活用し、測量や遺構実測等の迅速化と調査終了後における整理作業量の軽減を図ることとした。

基準点については、全調査期間を通して世界測地系に基づく基準杭を適時設置し、併せて水準点も設けた。出土遺物等の取り上げについては、測量機器により座標値を記録する方法と、平成18年度に限ってA~Iの区域ごとに一括して取り上げを行う方法を併用した。

写真撮影作業には、120mm(6×7)プローニー判のモノクローム・リバーサル、35mmのリバーサルのフィルムを使用した。また、補助的に800万画素及び600万画素のデジタルカメラを使用している。

第3節 層序と検出遺構

調査区と検出した遺構及び遺物包含層の関係は第7図に示したとおりである。検出遺構の中で特に注目されるのが、B区及びD区の大型柱穴群であるが、このほかに、細い溝状遺構や小型の柱穴列、不明遺構なども見つかっている。ここでは、これらの遺構と土層の関係を整理するため、まず、調査区内の基本的な層序を確認し、次に検出遺構について個々に述べることとする。

1. 基本層序

平成17年度の調査区及び平成18・19年度のA~I調査区は、すべて市道穴道線の沿線にある。これらの区域は、そのほとんどがもともと畠地であった。道路は、E区、F区あたりを頂点として、北西方向のI区に向かって傾斜しており、畠の表土と市道舗装面との比高差は、最も大きいA区の北西端で約1mあるが、H区、I区付近では0~0.5cm程度である。特に、大型の柱穴遺構が発見されたB区、D区付近では、その比高差が30~40cmとなっている。

基本的な層序を見てみると、表層の耕作土は、調査区によってやや差はあるものの、概ね20cm程度の深さである。続いて、同じく厚さ20cm程度の褐色系土層が堆積しているが、この直下には弥生土器の包含層である暗褐色土層が広がる。この暗褐色土層の厚さは、B区、D区では約50cmを測る。遺物包含層の下は厚さ20cm程度の粘質土、さらにその下層は厚さ約20cmの地山漸移層となり、地山へと続く。

B区、D区で見つかった大型の柱穴遺構は、3層目にあたる暗褐色土の弥生土器包含層から、その下の層を掘り抜き、さらに地山を掘り込んでいるように観察された。この観察により、道路と柱穴遺構及び弥生土器包含層の上面は、耕作もしくはその他の要因によって削られているものとみられる。遺構の検出面が表土より40cm程度の深さで、表土と市道舗装面の比高差が同じく約40cmであることから、この市道を敷設する際にも、大型の柱穴痕が露出していた可能性は高く、また、工事によって上面が削られていることも十分に考えられる。

H17年調査区	大ピット2 中ピット5 溝状遺構3 遺物包含層	弥生土器	E区	遺構なし	弥生土器
A区	遺構なし	陶磁器	F区	溝状遺構2 削り込み遺構2	弥生土器
B区	大ピット4 遺物包含層	弥生土器	G区	遺構なし 遺物包含層	弥生土器
C区	削り込み遺構1 石配遺構1 遺物包含層	弥生土器	H区	削り込み遺構1 遺物包含層	弥生土器 須恵器
D区	大ピット10 遺物包含層	弥生土器 土製品 黒曜石	I区	遺物包含層	弥生土器 鉄滓

*遺構アイコンは考古学ソリューション遺構アイコン標準版を使用

第7図 調査区分検出遺構・出土遺物等一覧

2. 建物遺構

B 区及び D 区において、計14基の大型柱穴を検出した。B 区内の 4 基を北西側から P1～P4、D 区内の 10 基を北西側から P5～P7、P7 の南西側に隣接するものを P8、P8 から南東方向へ続くものを P9～P11、P11 の南側に位置するものを P12、P12 の東側のものを P13、P13 の南西側に隣接するものを P14 と呼称する。また、D 区で検出した 10 基については、その並びから P5～P11 と P12～P14 の 2 群に分かれるものとみられ、前者を第 1 群、後者を第 2 群と呼ぶ。

(1) B 区柱穴

B 区では、調査区の南東寄りにおいて、北西方向から南東方向へ 1 列に並んだ大型の柱穴 4 基を検出した。地山面における柱の間隔は P2～P3 が 2.68m、P3～P4 が 2.80m である。底面の形状は隅丸方形で、P1 は僅かに隅の部分を検出、P4 は概ね半分程度を検出した。掘り形の底面における大きさは、P2 がおよそ 90cm×80cm、P3 が 90cm×90cm である。

P4 の断面土層を見ると、掘り形の北西側上縁は大きく傾斜して 2 層の下面まで延びていることがわかった。これは、柱の抜き取り痕とみられ、柱を北西方向に倒すようにして抜き取ったことによるものとみられる。掘り形の南東側上縁については、弥生土器包含層である 5 層上面で確認できるが、それより上層では判然としなかった。

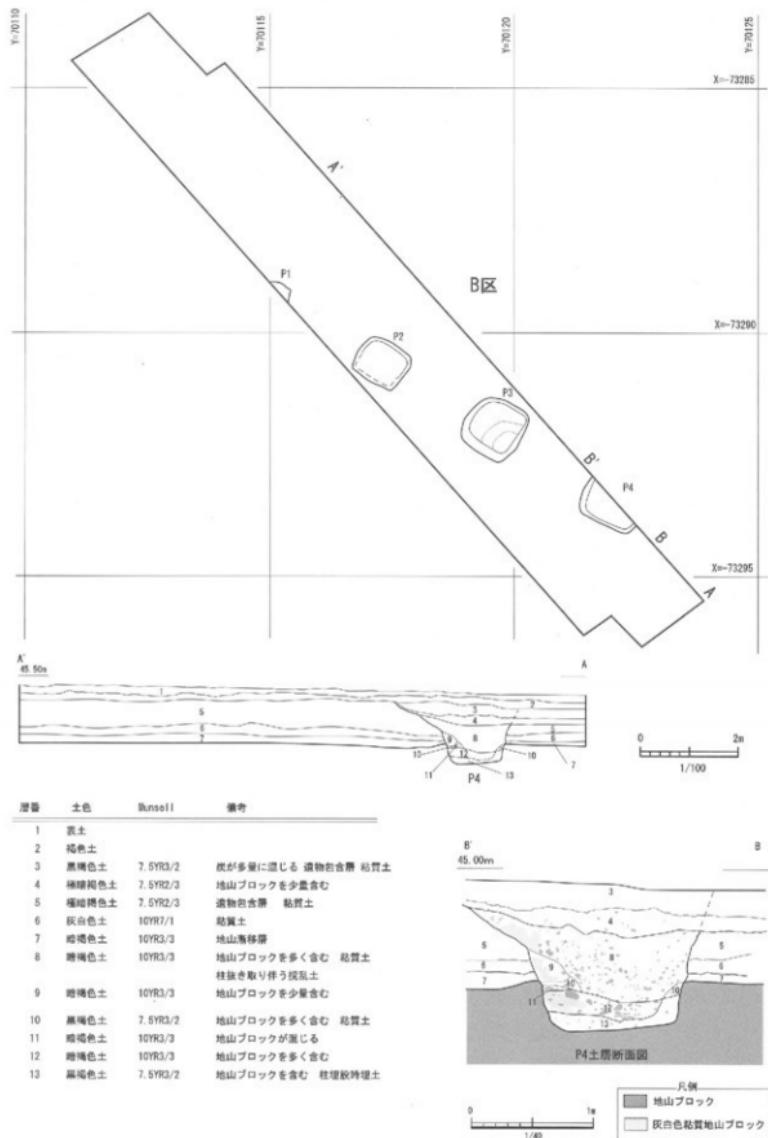
掘り形の内部から出土する土器は弥生土器のみである。また、内部には暗褐色土に混じって地山のブロックが多く含まれていた。これは、先に述べたように弥生土器包含層から地山までを掘り抜いた結果によるものと思われる。

(2) D 区柱穴

D 区においては 10 基の柱穴を検出した。第 1 群の P5～P7、P8～P11 は、B 区で検出した柱穴の並びと同じく、北西～南東ラインを軸に持つ。これに対して、第 2 群のうち P13～P14 の並びは、北東～南西ラインを軸にしている。地山面における柱の間隔は、P5～P6 が 2.80m、P6～P7 が 2.80m、P8～P9 が 2.90m、P9～P10 が 2.25m で、P11～P12 の間隔は、概ね 2 m 程度と推測される。また、P12～P13 は 2.45m、P13～P14 は約 1.25m を測る。

掘り形底面の形状は、P8、P9 が円形、P12 がやや楕円形、P13 が楕円形、そのほかは隅丸方形である。掘り形の底面における大きさは、第 1 群の P6 がおよそ 85cm×90cm、P9 が直径約 70cm、P10 がおよそ 85cm×85cm である。また、第 2 群の P12 は長径 1 m・短径が 80cm 程度、P14 はおよそ 85cm×75cm で、P13 は全てを検出していないものの、概ね P14 と同じ程度の大きさと思われる。

柱穴の掘り形上縁は、弥生土器包含層の 3 層上面で確認された。柱穴内部からは弥生土器が出土し、土中には暗褐色土に混じって地山ブロックが含まれていた。P7 の断面土層を見ると、多量の地山ブロックを含んだ第 11 層が、掘り形の北西側へ引き摺り上げられたように傾斜しており、柱の抜き取りが行われた痕跡とも考えられる。P8 では、約 30cm の幅ではば垂直に落ち込んだ柱の痕跡が認められた。また、P11 の断面土層を見ると、弥生土器包含層上面が後世の耕作によって大きく抉られていることがわかり、掘り形上縁が失われているため、柱の抜き取りがあったかどうかはわからない。



第8図 B区平面図及び土層断面図

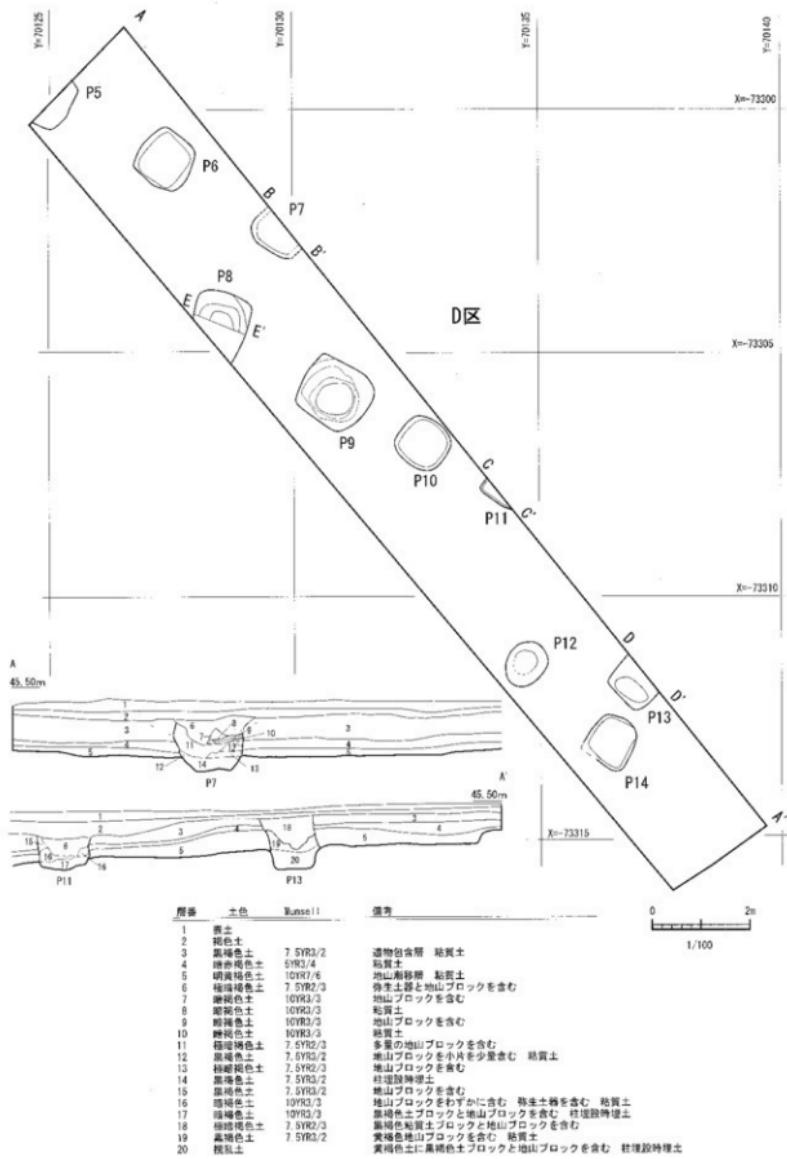
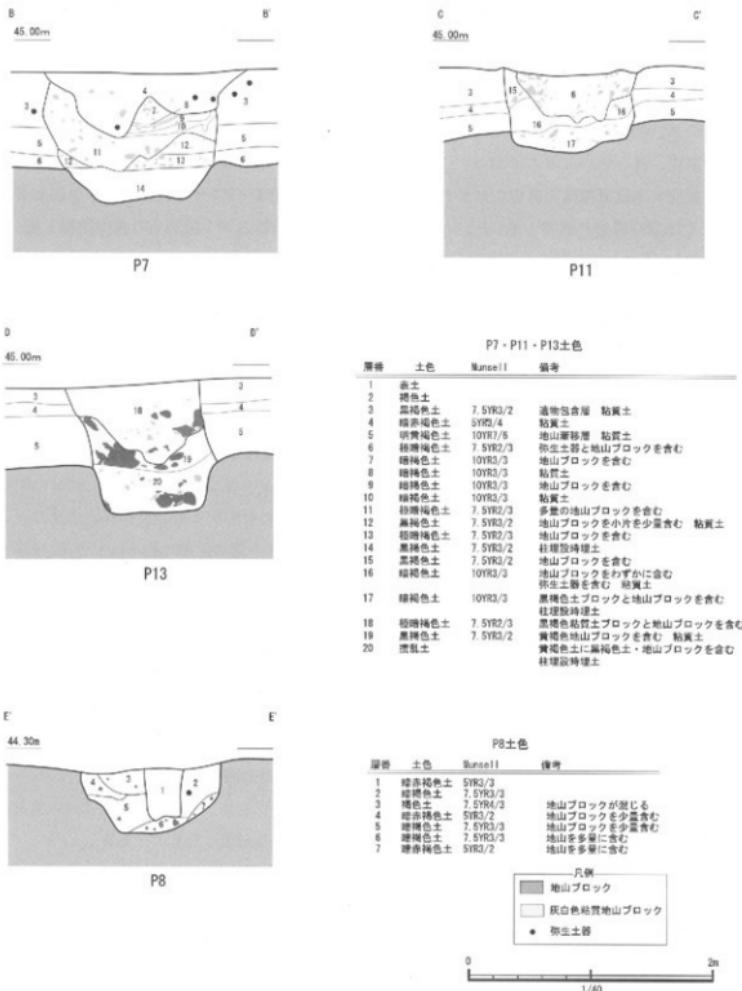


図9 図 D区平面図及び土層断面図



第10図 D区 P7・P8・P11・P13土層断面図

(3) 柱穴遺構と掘立柱建物跡

B区及びD区で検出した柱穴の掘り形底面には、いずれも礎石が存在せず、その痕跡も認められていない。したがって、これらの柱穴は掘立柱建物を構成する遺構であると言える。だが、調査区が狭いこともある、検出した柱穴遺構は非常に限られており、これだけで建物跡の規模を推し測ることは非常に難しい。とは言え、遺構の規模や配列は相当規模の建物跡が存在した可能性を示している。

B区のP1～P4の軸線、D区第1群のP5～P7の軸線、P8～P11の軸線は、南北方位軸に対して約57度、西へ傾いて並んでおり、これに対して、P11～P14の軸線はP5～P7やP8～P11の軸線に直交する位置関係であることから、調査の時点では、P1～P4で3間以上×1間以上の側柱もしくは総柱構造の建物1棟、P5～P7とP8～P11で5間以上×1間以上の総柱建物1棟、P11～P12で1間以上×1間以上の側柱もしくは総柱構造の建物を推定した。しかし、柱間の距離を比べてみると、P5～P6が2.80m、P6～P7が2.80m、P8～P9が2.90mであるのに対して、P9～P10は2.25mしかなく、また、P11～P12の間隔も概ね2m程度と推測されることを考えると、P9～P10、P10～P11の割隔は、P5～P9の柱間の距離と比べて狭い感がある。この距離の違いをどう見るかが問題であるが、現段階では、P10、P11が別の構造物の柱穴である可能性もあるという程度にとどめておく。

また、調査の時点で、P1～P4とP5～P7は別の建物跡と見たが、P1～P4の並びが南東方向へ連続するものと仮定し、P2～P3及びP3～P4柱間の距離から推定して2.68m～2.80mの間隔でこの延長線上に配置していくと、これらがP5～P7の位置と対応する可能性が見えてきた。この可能性を追っていくと、P1～P4のラインとP5～P7のライン間の距離は約4mになり、P5～P7ラインとP8～P11ライン間の距離が概ね2.5mになるので、P1～P4ラインとP5～P7ラインの間に、もう一列柱穴が並ぶことも考えられる。そうすれば、あくまで推測であるが、最大で10間以上×3間以上の総柱建物も想定されてくる。今後の調査の成果を待ちたい。

3. その他の遺構

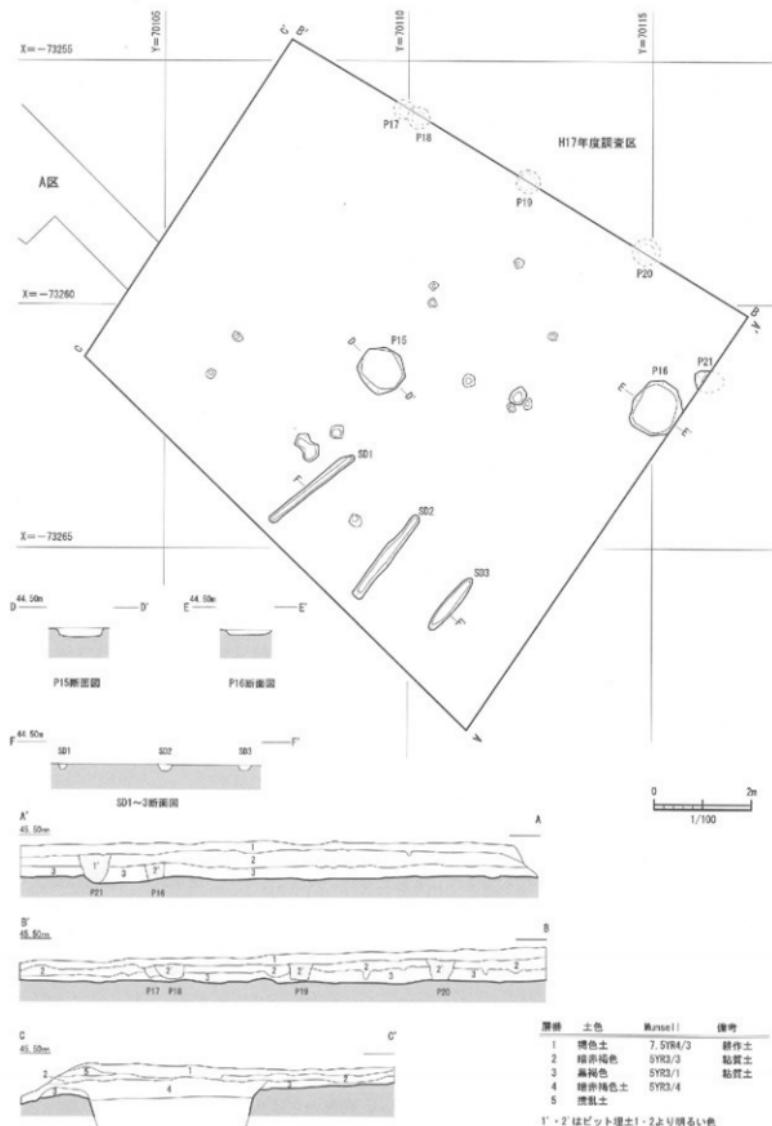
(1) 柱穴

平成17年度調査区では、大型の柱穴2基と直径40～50cm程度の柱穴を5基検出した。このうち大型の柱穴については、調査終了時点では土坑と考えていたが、平成18・19年度の調査において大型の柱穴が検出されたことにより、同様の柱穴ではないかと考えるに至ったものである。

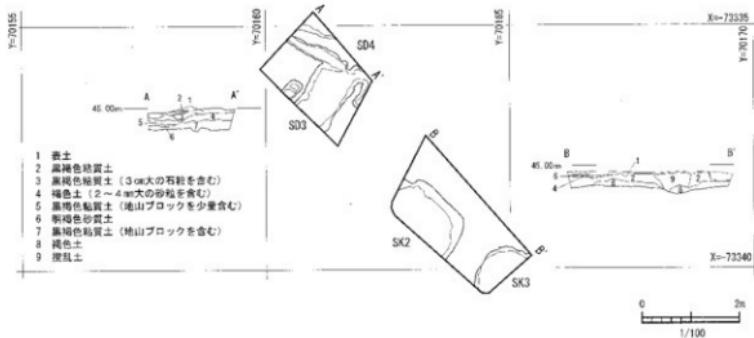
P15は底面形がやや橢円形を呈しており、底面における長径が約90cm、短径が約75cmである。P16は底面形が隅丸の長方形で、底面における長径は約95cmで、短径が約75cmを測る。P15はどの層から掘り込まれたものか不明であるが、P16については、掘り形の一部が壁面に残っており、3層目から掘り込まれたものと考えられる。どのピットからも、弥生土器の小片が出土した。

北東壁面で検出した柱穴は北西側からP17～P20、南東壁の柱穴はP21と呼称した。いずれも2層目から掘り込まれており、底面はP17～P19が3層の下方まで、P20は地山に到達、P21は僅かに地山面を掘り込んでいる。掘り形上端での大きさは、直径が50～60cm程度である。P17とP18は切り合っており、P18が時期的に新しい。

これらが何らかの構造物の存在を示すものと考えると、それぞれの柱間は、P17～P19が2.85m、



第11図 平成17年度調査区平面図・土層断面図



第12図 F区平面図・土層断面図

P5-P6が2.8mで、P4-P5が2.55mなので、P3-P5-P6の並びが妥当と思われる。ただ、工事によって南西側が掘削されてしまっており、規模等についてはこれ以上のことわからぬが、2層目から掘り込まれていることを考えると、比較的新しい時期のものと言えるだろう。ちなみに、遺構内からの出土遺物は確認されていない。

(2) 溝状遺構

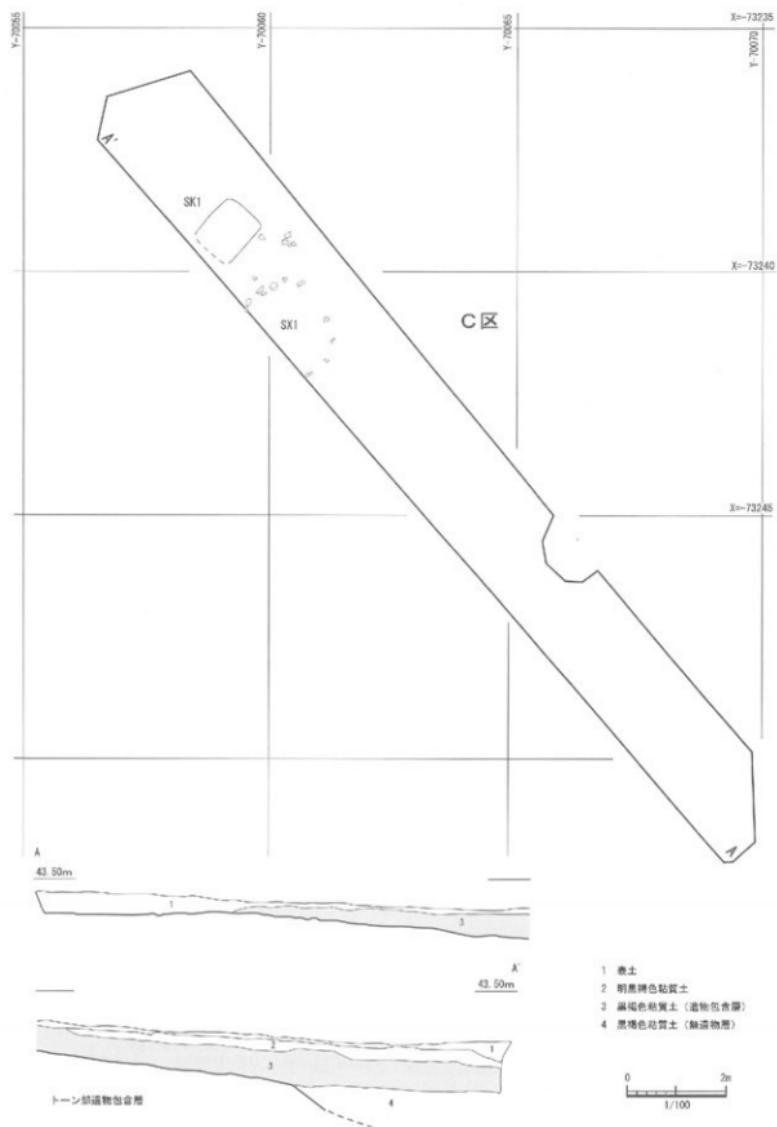
平成17年度調査区において3本の溝状遺構を検出した。いずれも北東側から南西側に延びており、道路に直交するような位置関係となる。それぞれ、北西側からSD1～SD3と呼ぶことにした。SD1及びSD2は、過去の道路工事の際に敷設された側溝によって南東端部が断ち切られており、検出時点において、SD1は長さ2.2m、幅20cm程度、深さ約10cm、SD2は長さ2.1m、幅20～30cm、深さ約12cm、SD3は長さ1.4m、幅20～28cm、深さ約11cmであった。遺構内部からは弥生土器の小片が出土している。

また、F区の北西端において、2つの溝状遺構を検出した。調査区が狭いため検出範囲は限られるが、SD4は長さ約1.5m、幅約30cm、深さ約10cm、SD5は長さ約1.5m、幅約70cm、深さ約10cmである。SD5がSD4に切られているように見えるが、判然としない。遺構に伴う遺物は出土しなかった。

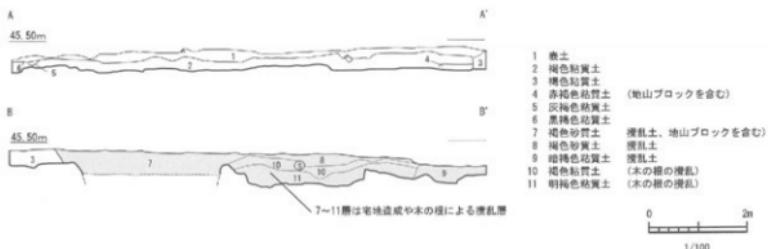
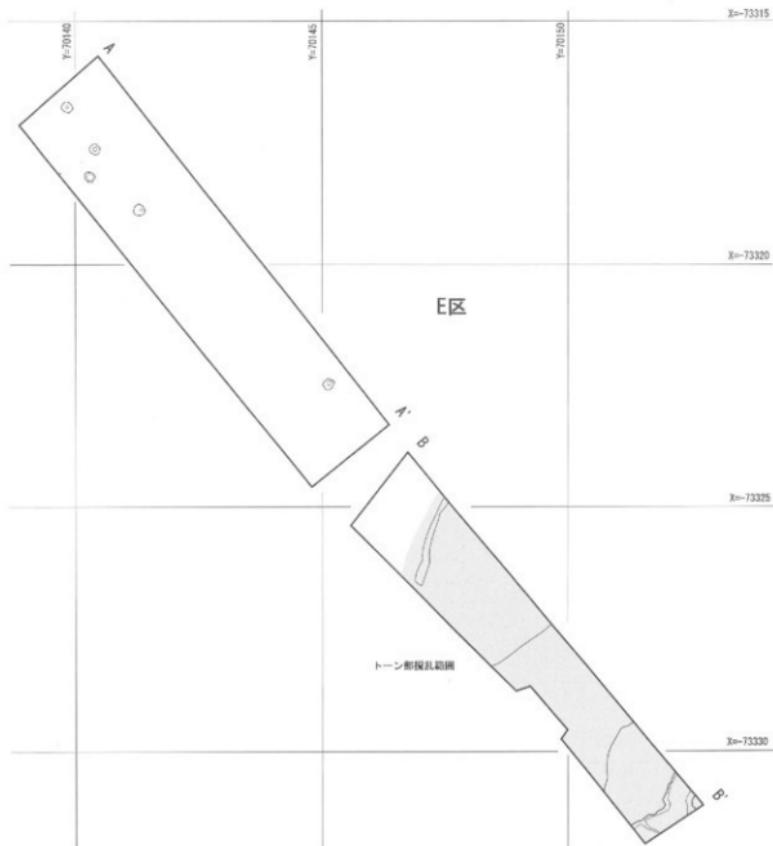
(3) 土坑

C区では、弥生土器包含層の黒褐色土に掘り込まれた方形の落ち込みを検出した(SK1)。南西側の掘り形上縁は判然としないが、概ね90cm×115cm程度の大きさとみられる。この落ち込みを掘り下げていくと、周囲の土色との違いが極めて不明瞭となり、また、湧水が非常に多かったこともあって、遺構の深さについては測定できていない。内部からは弥生土器片が出土している。

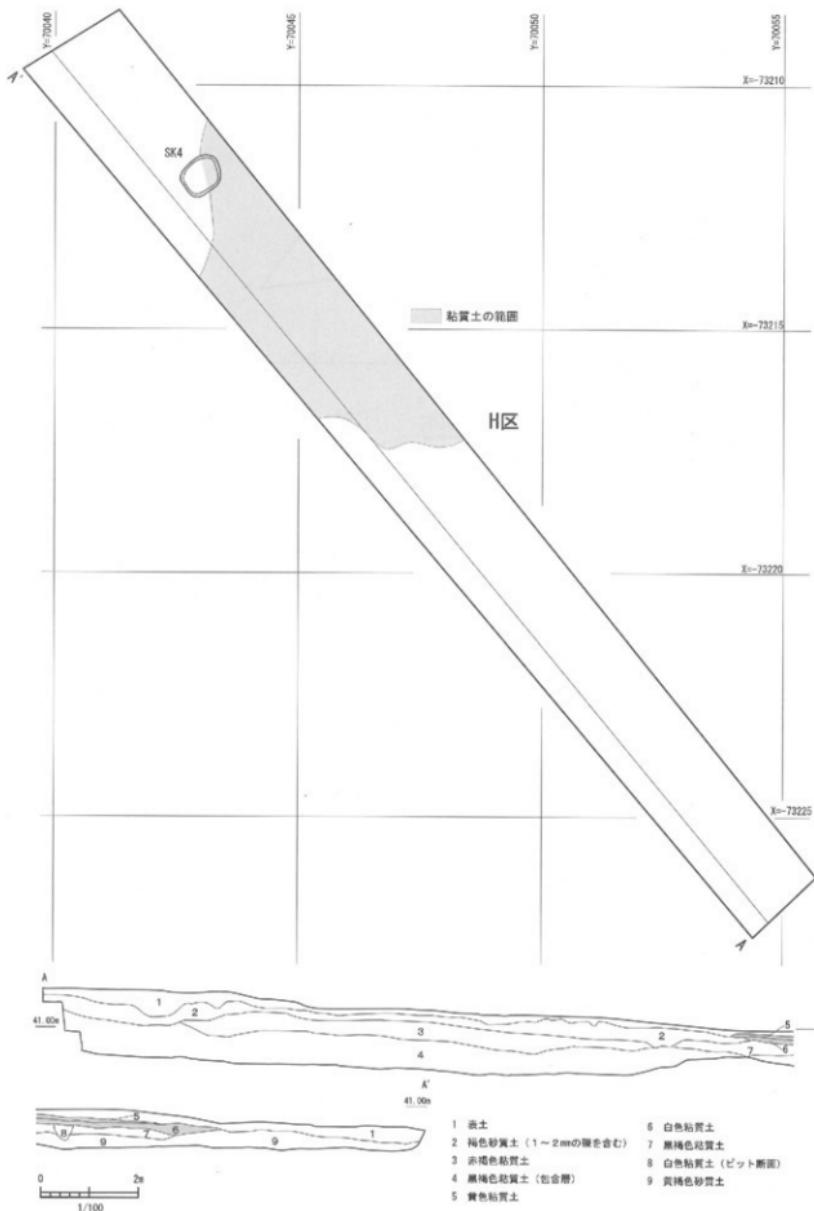
また、F区の南東側において2つの落ち込みを検出した。このうち北西寄りのものをSK2、南東側のものをSK3と呼ぶ。いずれも調査区内で半分程度を検出している。SK2は隅丸方形で、底面の径は概ね1.6m程度と推測される。SK3は円形で、底面の直径は概ね1.2mとみられる。遺構



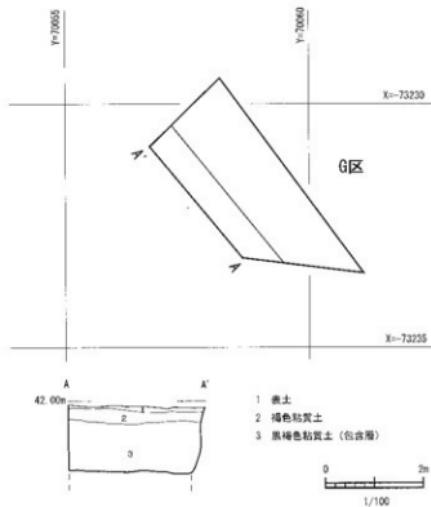
第13図 C区平面図・土層断面図



第14図 E区平面図・土層断面図



第15図 H区平面図・土層断面図



第16図 G区平面図・土層断面図

に伴う土器は出土していない。

H区の北西寄りで隅丸方形の落ち込みを検出した (SK4)。検出面での大きさは、およそ85cm×75cm、深さは概ね35cmである。H区では、中央から北西側に向かって、厚さ20~30cmの白色粘質土に覆われたところがあるが、この落ち込みは、この粘質土を取り除いた段階で検出している。白色粘質土の直下は黒褐色粘質土層であるが、この遺構は、さらに下層の黄褐色砂質土層を掘り込んでいた。

遺構の検出面である黒褐色粘質土からは弥生土器は出土しない。また、遺構の内部からも遺物は出土しなかった。南東側から広がっている弥生土器包含層は、H区の中央付近で終息するが、この終息地点あたりで、この黒褐色粘質土が弥生土器包含層の上に被さっている。したがって、この落ち込みは弥生時代以降のものと考えられる。

(4) 配石遺構

C区北西寄りで、10~20cm程度の礫が直径2mほどの円弧を描くように並んでいた (SX1)。この礫は、弥生土器包含層の黒褐色粘質土の上面で見つかっている。どのような意図で配置されたものかは不明である。

第4節 出土遺物

本報告書に掲載した出土遺物は、実測が可能な弥生土器片229点、縄文土器片1点、土師質土器片4点、須恵器片3点、土製品4点である。弥生土器片、縄文土器片、土製品は黒色包含層から、その他は耕作土中からの出土である。

1. 弥生土器

弥生土器は、今回の調査で出土した遺物のほとんどを占める。出雲松本編年を用いて土器の分類を試みると、Ⅰ期が5個体、Ⅱ期が1個体、Ⅲ期が59個体、Ⅳ期が144個体、Ⅴ期が20個体となり、Ⅲ期～Ⅳ期の弥生時代中期頃のものが、弥生土器全体の8割程度を占めている。

(1) 壺

第17図の土器は、頸部が大きく逆「ハ」字状、朝顔状に開く壺で、弥生時代中期に属する。1は口縁端部上面の平坦面にヘラ状工具などで「ノ」字状の連続文を施す。2は口縁端部上面の平坦面に斜格子文を施す。3は口縁端部上面の平坦面に複数の平行沈線を巡らせ、沈線間に斜格子文、円形浮文を施す。4は口縁端部上面の平坦面に円形浮文を添付する。5は頸部が朝顔状に開く。口縁端部上面の平坦面に凹線文を3条巡らせ、刻み目、円形浮文、内面には刻み日、突帯文、凹線文、波状文を施す。

第17図の土器は、頸部が大きく逆「ハ」字状に開く壺で、弥生時代中期に属する。6は口縁端部上面の平坦面に凹線文を施した後に刻み目を施す。7は口縁端部に凹線文、内面に刺突文、複数の沈線上に円形浮文を添付し、それを挟むように斜格子文を施す。8は口縁端部に凹線文、口縁端部上面の平坦面に複数の平行沈線を巡らせ、沈線間に斜格子文、円形浮文を施す。9～12は、口縁端部、内面に凹線文を施す。

第19図の土器は、弥生時代中期に属する壺で、13～19は頸部が大きく逆「ハ」字状に開き、口縁端部、内面に凹線文を施す。15は内面に無軸の羽状文を施す。20は頸部が「く」字状に屈曲し、口縁端部に間隔の狭い刻み日、頸部に刺突文、体部に斜格子文を挟むように2段の凹線文、ヘラ描文を施す。

第20図の土器は、弥生時代中期に属する壺である。21～29は頸部が大きく逆「ハ」字状に開く。21は口縁端部に凹線文、刺突文を施す。22～23、27、28、29は、口縁端部、内面に凹線文を施す。23は内面に太い突帯の段をもつ。29は内面に沈線、波状文を施す。25は口縁端部に凹線文、口縁端部上面の平坦面に斜格子文を施す。26は口縁端部に凹線文、口縁端部上面の平坦面に凹線文、円形浮文を施す。30は直口壺で、口縁端部には2条の凹線文、口縁部外側には7条以上の凹線文を施す。

第21図の土器は、壺の体部から頸部にかけての破片で、31は前期、それ以外は中期に属する。31は体部に沈線を施す。32は体部と頸部の境に貼り付け突帯をもつ。33は体部にヘラ描きの山形文と棒状の浮文を施す。34は頸部に刻み日のある突帯をもち、35は凹線文と紐状の浮文を施す。36は頸部に凹線文、刺突文を施している。37は朝顔形に開く口縁をもつ大型壺で、頸部に凹線文を施す。38は頸部に凹線文と列点文を施す。39は頸部に沈線、ヘラ描文、斜線文、列点文を施す。40は大型壺で、体部に有軸羽状文、三角形の突帯を施す。

第22図の土器は、弥生時代中期に属する壺で、体部から頸部にかけての破片である。41は体部に刺突文、斜格子文を施す。42は頸部に沈線、ヘラ描文を施す。43～46は頸部に凹線文を巡らせ、43、44は凹線文間に刺突文を施す。47は沈線を3段巡らせ、1段目と2段目の沈線間に刺突文帯をもつ。2段目、3段目は沈線の幅がやや狭くなっている。48は肩部の1段目に沈線がある。2段目、3段目には凹線文を巡らせ、2段目、3段目の段間にはヘラ描き文を施す。

第23図～第25図の土器は、弥生時代中期に属する壺で、体部から頸部にかけての破片である。49は頸部に凹線文と列点文を施す。50は頸部に沈線、沈線間に齒列文を施す。51は体部に押引きの列点文を施す。52は頸部に凹線文、列点文、ヘラ描文を施す。53は凹線文、列点文を施す。54は頸部の凹線文間に刻み目を施す。55は塙町系の土器で、頸部に凹線文、体部に列点文を施す。56は体部に凹線文を軸とする有軸羽状文を施す。57は肩部に複線の沈線を軸とする有軸羽状文を3段施す。58は体部に沈線を軸とする有軸羽状文を施す。59、61、62は頸部に凹線文、ヘラ描文が施されており、施文位置から有軸羽状文であるとみられる。また、62の軸上には焼成後に施された穿孔が認められる。60は体部に複線の凹線文を軸とする有軸羽状文を施す。63は肩部に不規則ではあるが、ヘラ描きによる無軸の羽状文を施す。64、66は体部に沈線を軸とする有軸羽状文を施す。65は肩部に沈線、「丿」字状の斜線が施されており、施文位置などから、62と同様に有軸羽状文であるとみられる。67～69は体部に沈線を軸とする有軸羽状文を施し、軸線上に円形浮文を添付する。70、71は体部に無軸の羽状文を施す。72は胴部が張り出す壺で、凹線文、ヘラ描文を施す。73は頸部に凹線文、体部に凹線文を挟むように斜行線を認む鋸齒文を施す。74～76は朝顔形に広がる口縁部で、75には頸部に嵌込み文帯をもつ。77は沈線文間に波状文を施す。78は凹線文、刻み目、沈線を施す。79は体部にクシ状の工具による押引きの刺突文を施す。80は体部に列点文を施す。

第33図の184は無頸壺で、口縁端部に刻み目、端部上面の平坦面及び外面に凹線文を施す。第35図の235は弥生土器の壺で複合口縁の拡張部に竹管文を施す。第35図の245は体部に抉り部、羽状文を施す。

(2) 壺

第26図～第30図の土器は、壺の体部～口縁部にかけての破片である。81～85は前期の土器である。81は体部に沈線を施す。86～91は頸部が逆「L」字状に屈曲した中期の土器で、87は口縁部に刻み目を施す。89は口縁部に凹線文を施す。91は頸部に刻み目のある文帯をもつ。92、93は頸部が「く」字状に屈曲した中期の土器で、92は頸部に刺突文、肩部には凹線文を挟むようにヘラ描文、斜格子文を施している。94～97、100、101、111は中期の体部で、94は波状文と沈線を交互に施す。96は列点文が施されている。100、101、111は連続する押引きの列点文を施す。102～110、112、121～128、136は中期の頸部～口縁部で、口縁拡張部に凹線文を巡らす。103、108～110、112、114、117、120、121は頸部に刺突文をもつ。119は塙町系の壺で、口縁部に刻み目、肩部に斜格子文を施す。124、126、127、130、131、133も塙町系の壺で、頸部に穿孔、胴部に2段の刺突文を施すものも存在する。129～135は体部に刺突文、列点文、浮文、ヘラ描文などを施す。137～149は後期の壺の口縁部で、137～139は口縁の拡張部に凹線文が施されている。140～149は口縁部が複合化しており、拡張部に凹線文や沈線を施す。第36図の246は体部に抉り部をもつ。

(3) 高坏

第31図151～161、第32図162～166は高杯の坏部である。坏部は大きく逆「ハ」字状になるもの、内湾するものに分かれる。口縁部は、上下に拡張して平坦面をつくるもの、丸くおさまるものに分けられる。また、平坦面には刻み目や円形浮文、凹線文が施される。

第32図167～183は高坏の脚部及び筒部で、169、170、174、176、178、180、181、183は塙町系である。脚部は167のように施文が見られないものもあるが、181～183のように凹線文や刻み目を施すものもある。筒部は、凹線文や凹線文間に刻み目を施すものがほとんどであるが、180のように斜格子文を施すものも存在する。

(4) 鉢・器台・蓋

第33図185～188は鉢で、外面に凹線文を施す。187は塙町系の鉢で、口縁端部平坦面に円形浮文を添付する。189～191は鼓形器台で、台部は「ハ」字状に開く。192～193は蓋である。

(5) 土器底部

第34図～第36図の194～225は壺及び甌の底部で、215がやや上げ底である以外はすべて平底である。226～228、232は台付甌の底部である。233、234、237は低脚坏の底部である。

2. 縄文土器

第36図の244は、縄文土器片を利用した錘とみられる。表面の左辺りと裏面の右辺りを打ち欠き、紐掛にしている。

3. 土師質土器

第30図150は、布留式の土器とみられる。第34図240、242、243は坏の底部である。240は赤色顔料が塗布されており、奈良時代のものとみられる。

4. 須恵器

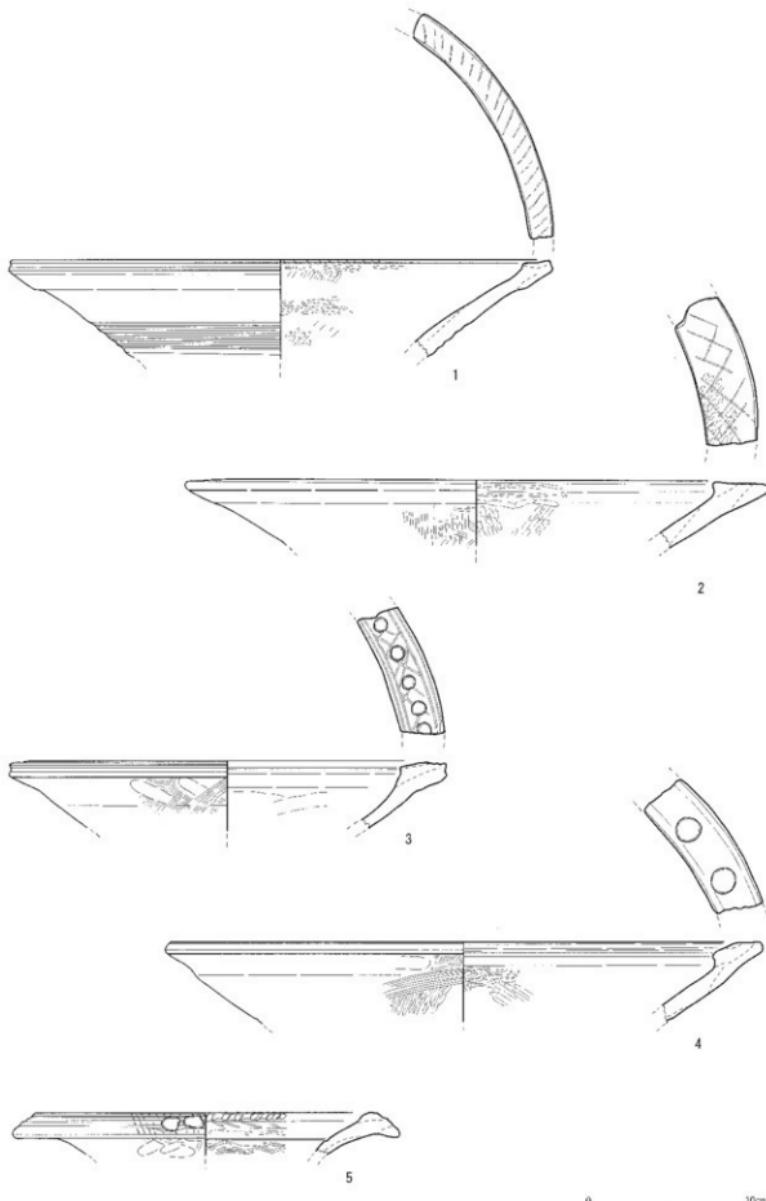
第20図236は、薄い白色釉を塗布する壺で、238は底部に回転糸引き痕のある坏、239は内側に同心円状の叩き目、外側に格子文の叩き目がある壺である。

5. 土製品

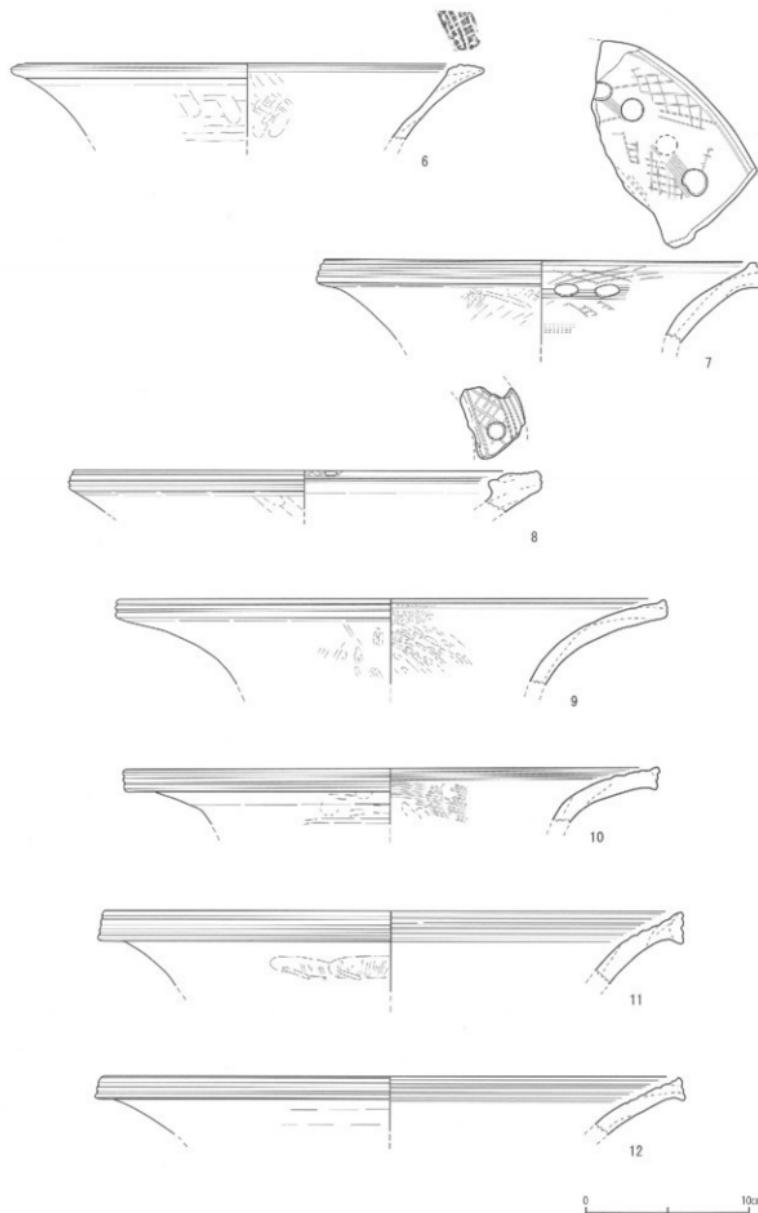
第35図229は、厚さ1.9cmの球状の土玉である。230は円形で底が丸く甌底部の詰め物とみられる。241は牛角状の把手、第21図247は半分しか残存していないが、分銅形土製品である。

6. 石器類

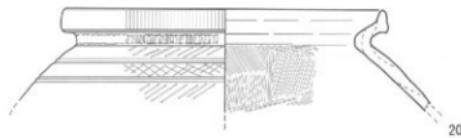
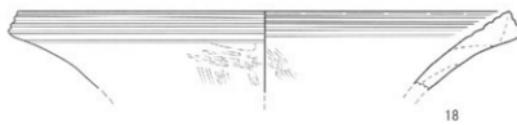
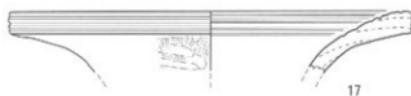
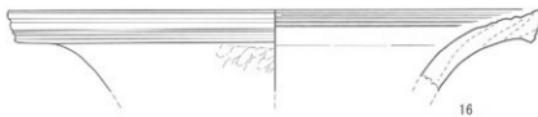
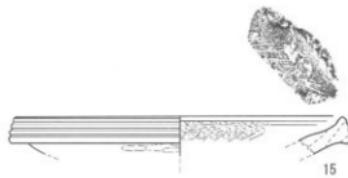
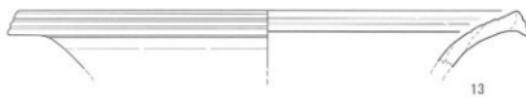
掲載した石器の材質は、すべて黒曜石である。第36図248は剥片で、249、250、251は石核とみられる。252は長さ2.8cm、最大幅1cm、最小幅2mmの未完成石器である。この石器の用途については推測の域を出ないが、穿孔等に使用された針状の工具ではないかと考えられる。



第17図 弥生土器実測図 (1/3)

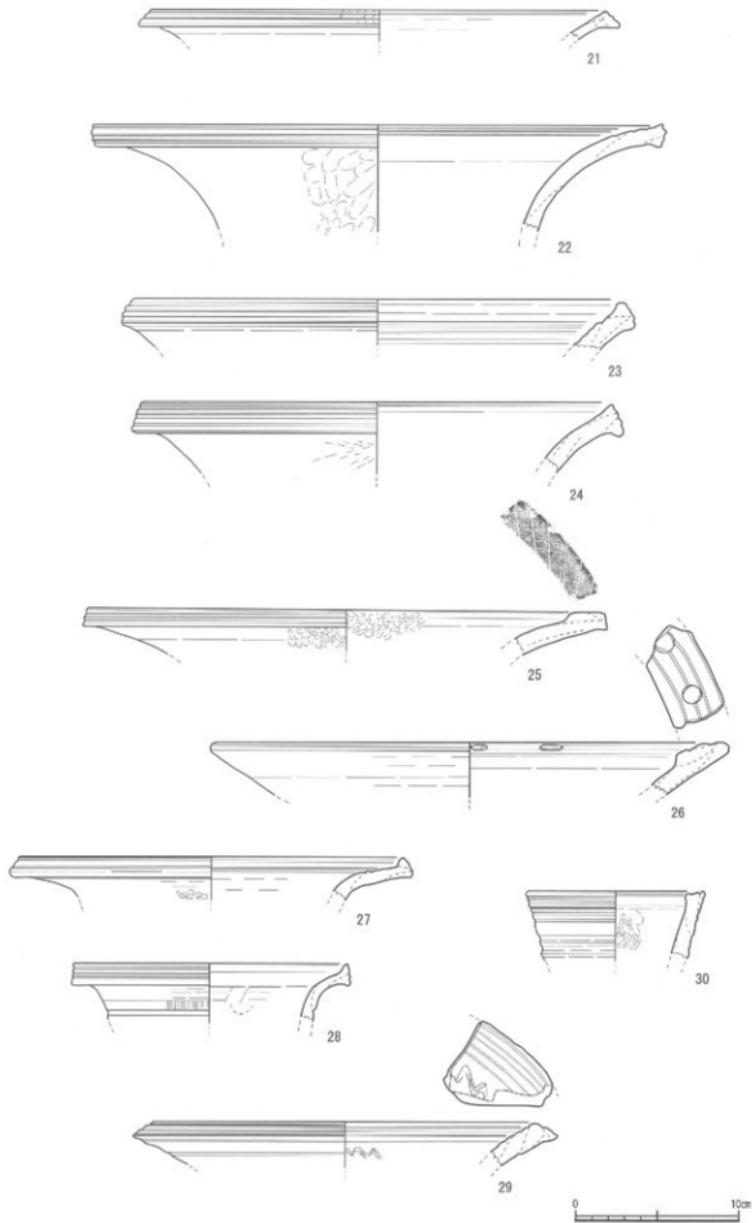


第18図 弥生土器実測図 (1/3)



0 10cm

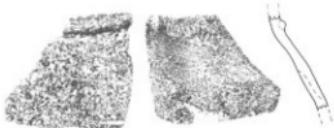
第19図 弥生土器実測図 (1 / 3)



第20図 弥生土器実測図 (1 / 3)



31



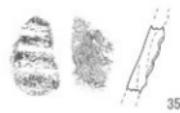
32



33



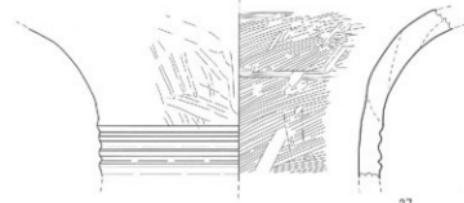
34



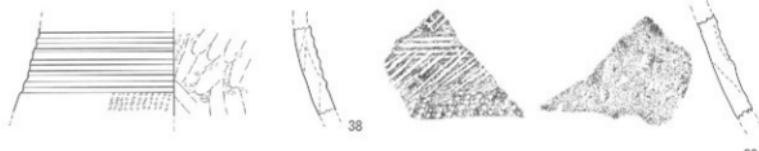
35



36



37



38



39



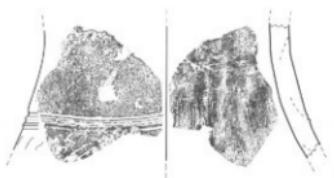
40



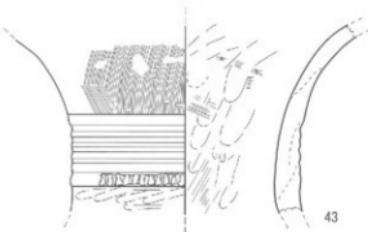
第21図 弥生土器実測図 (1 / 3)



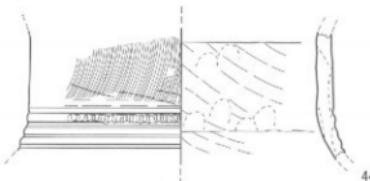
41



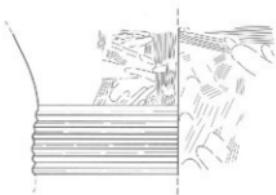
42



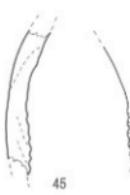
43



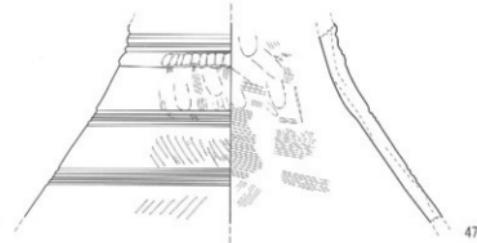
44



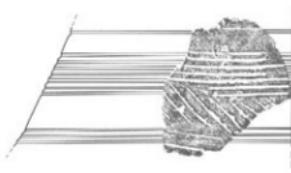
45



46

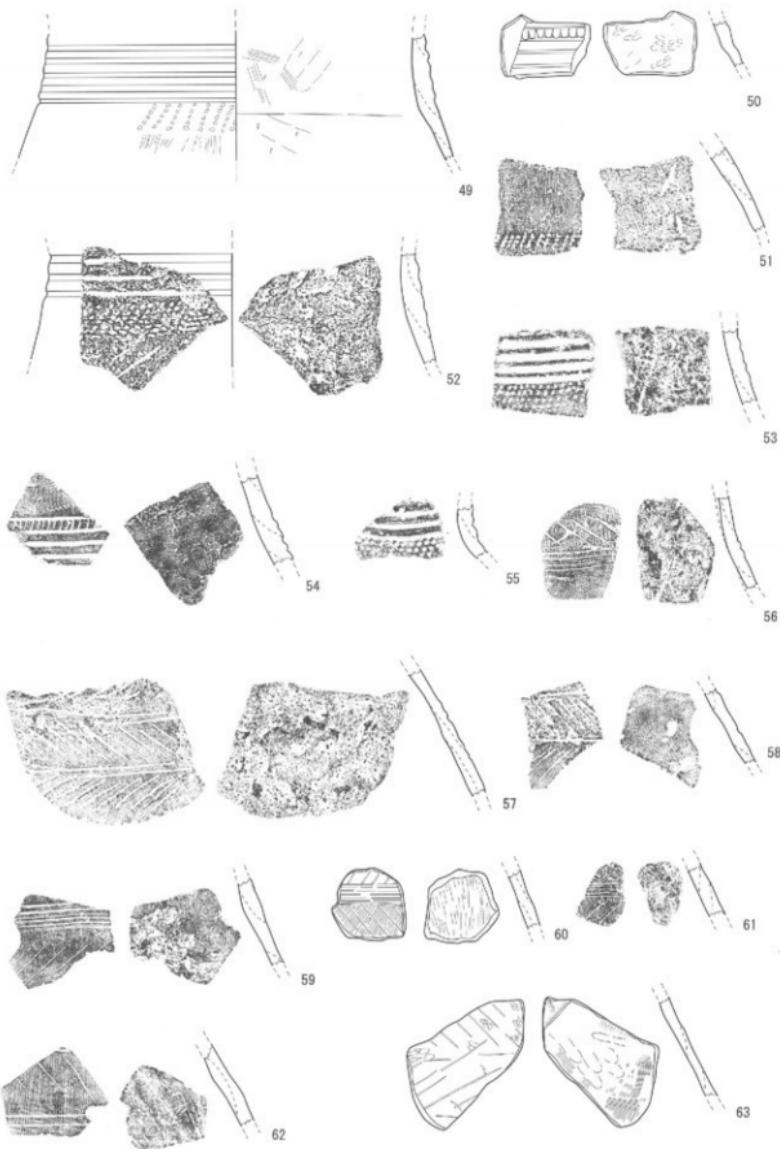


47

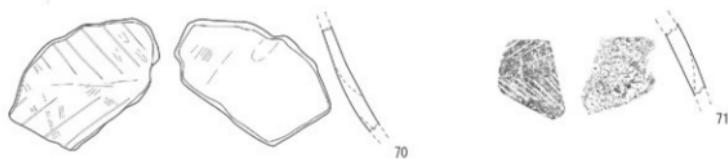
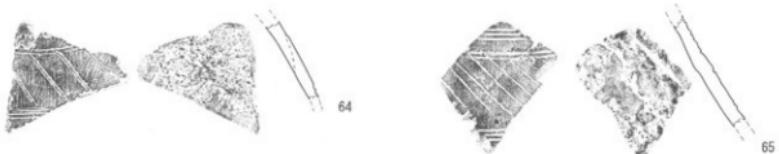


48

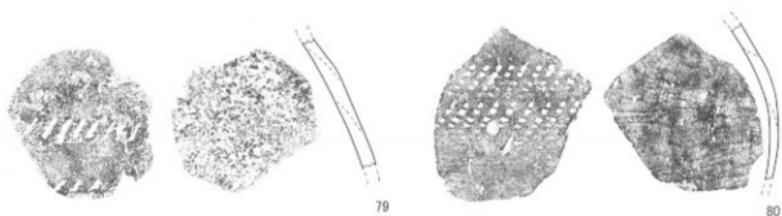
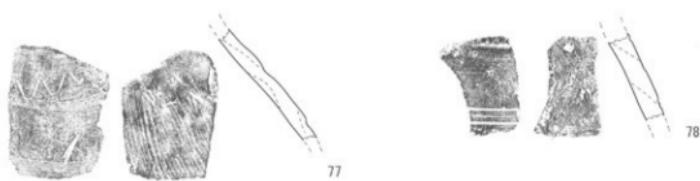
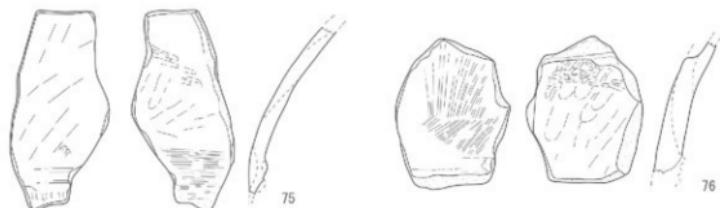
第22図 弥生土器実測図 (1 / 3)



第23図 弥生土器実測図 (1 / 3)

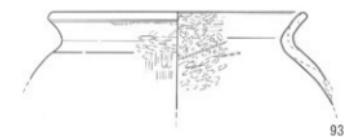
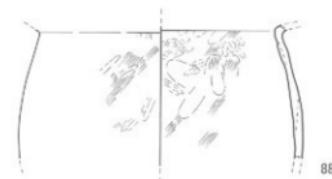
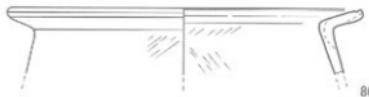
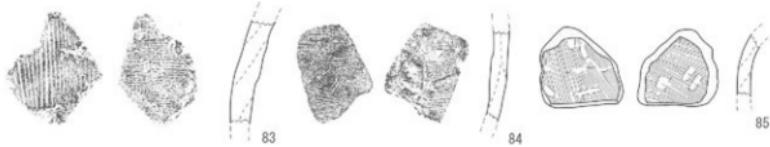


第24図 弥生土器実測図 (1 / 3)



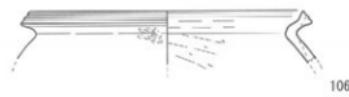
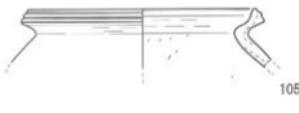
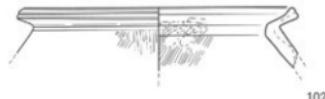
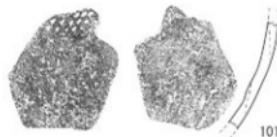
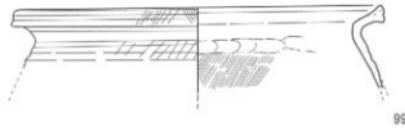
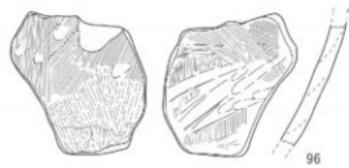
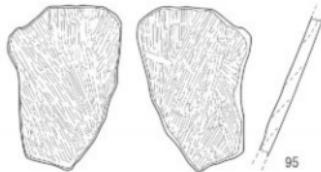
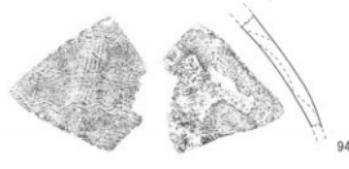
0 10cm

第25図 弥生土器実測図 (1 / 3)



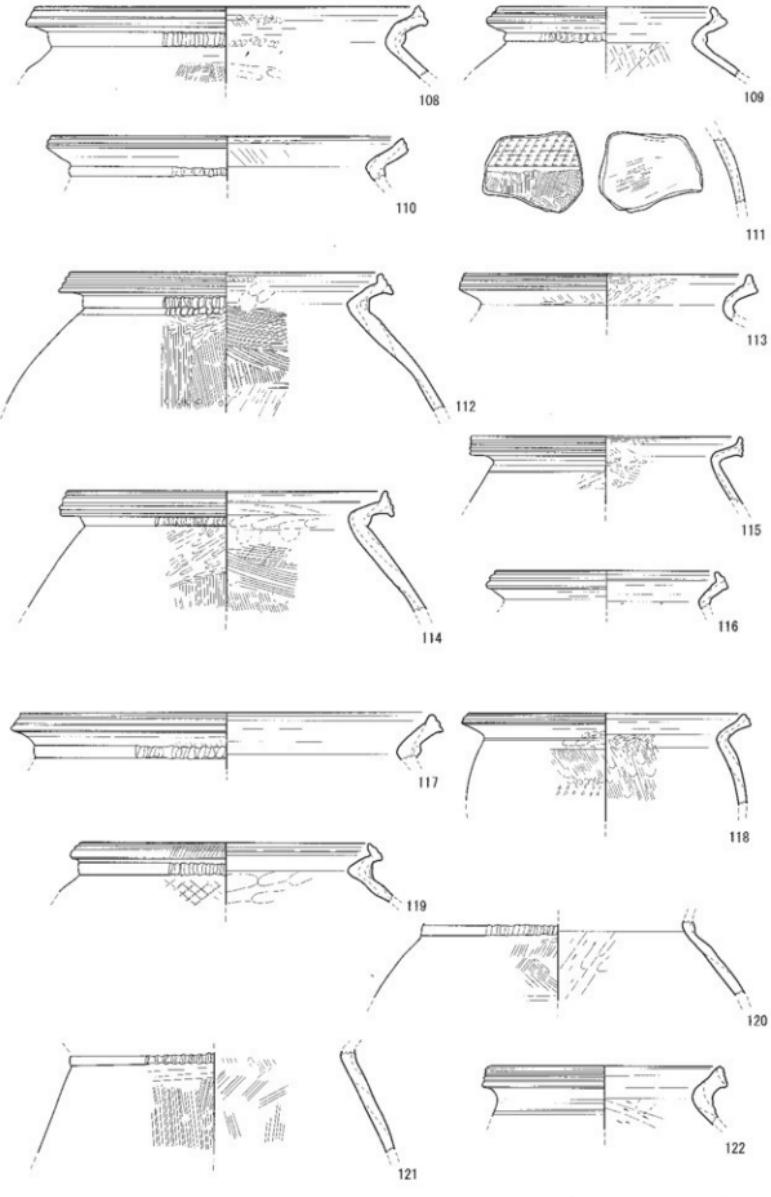
0 10cm

第26図 弥生土器実測図 (1 / 3)

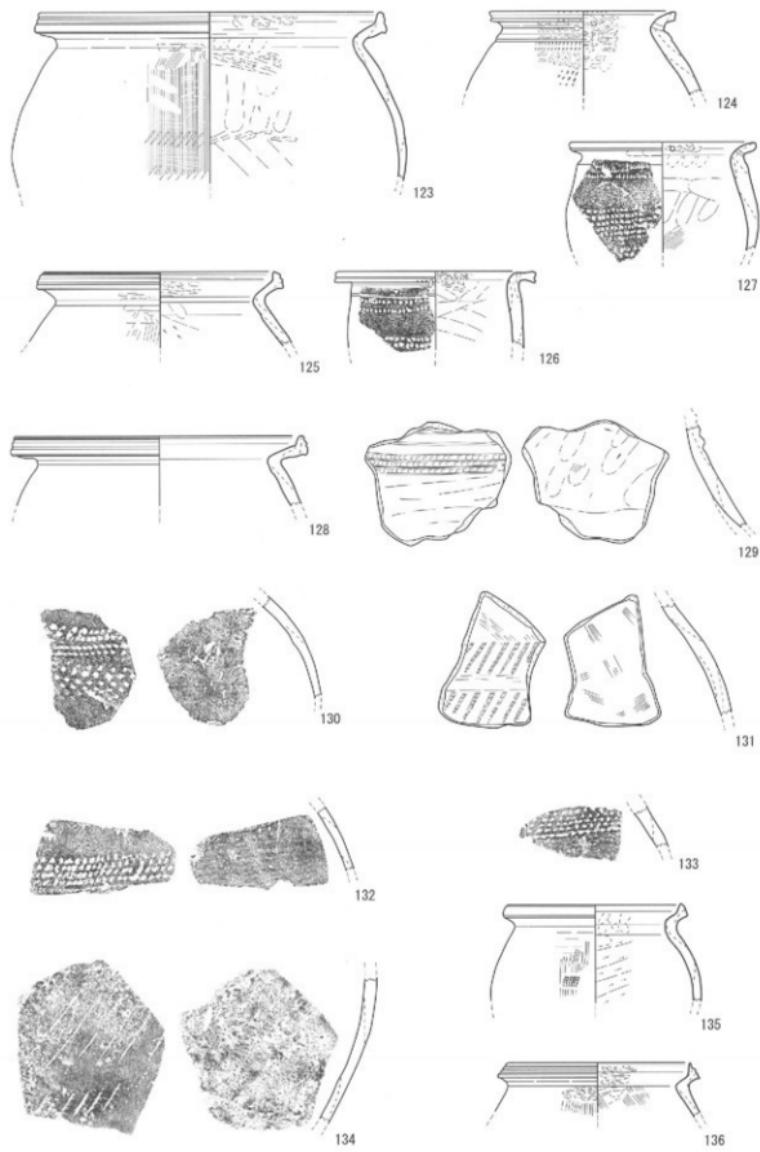


0 10cm

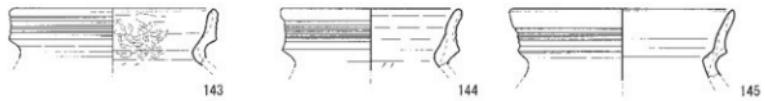
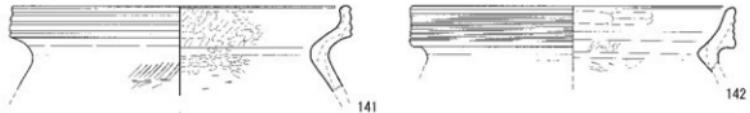
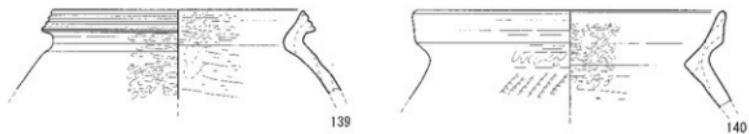
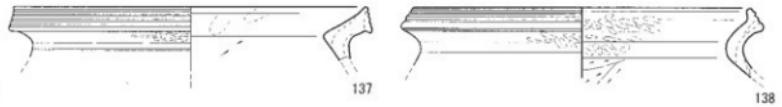
第27図 弥生土器実測図 (1 / 3)



第28図 弥生土器実測図（1／3）

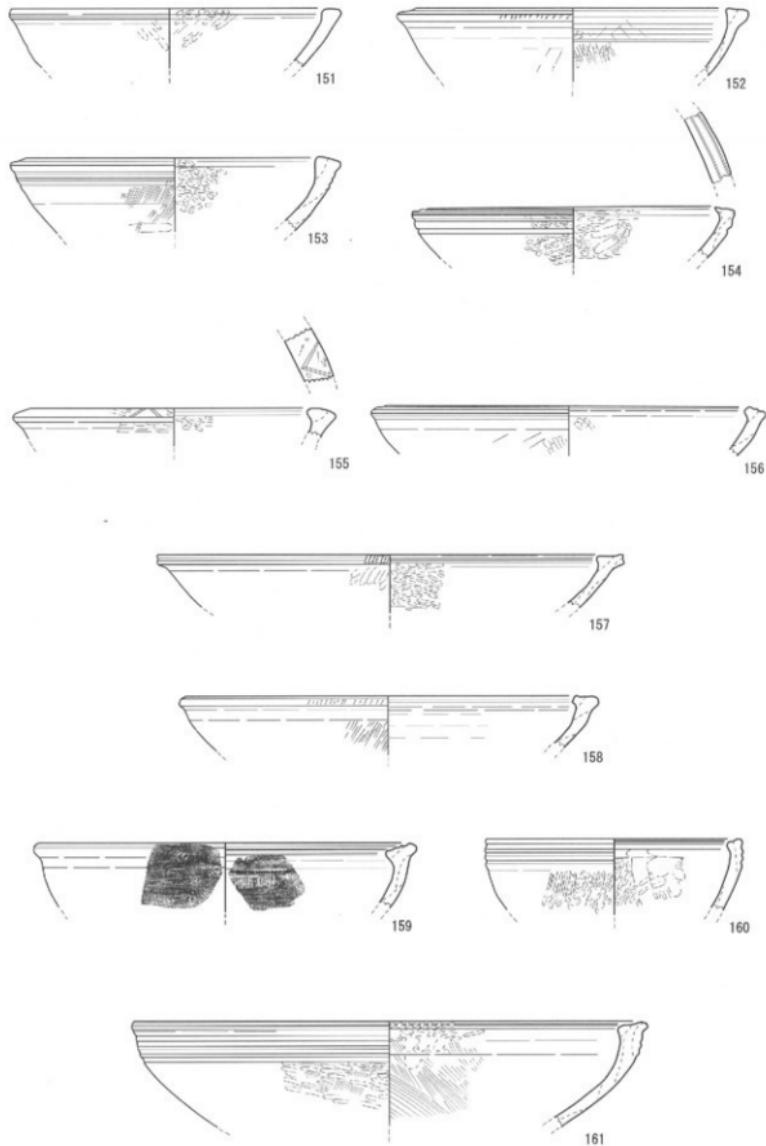


第29図 弥生土器実測図 (1 / 3)

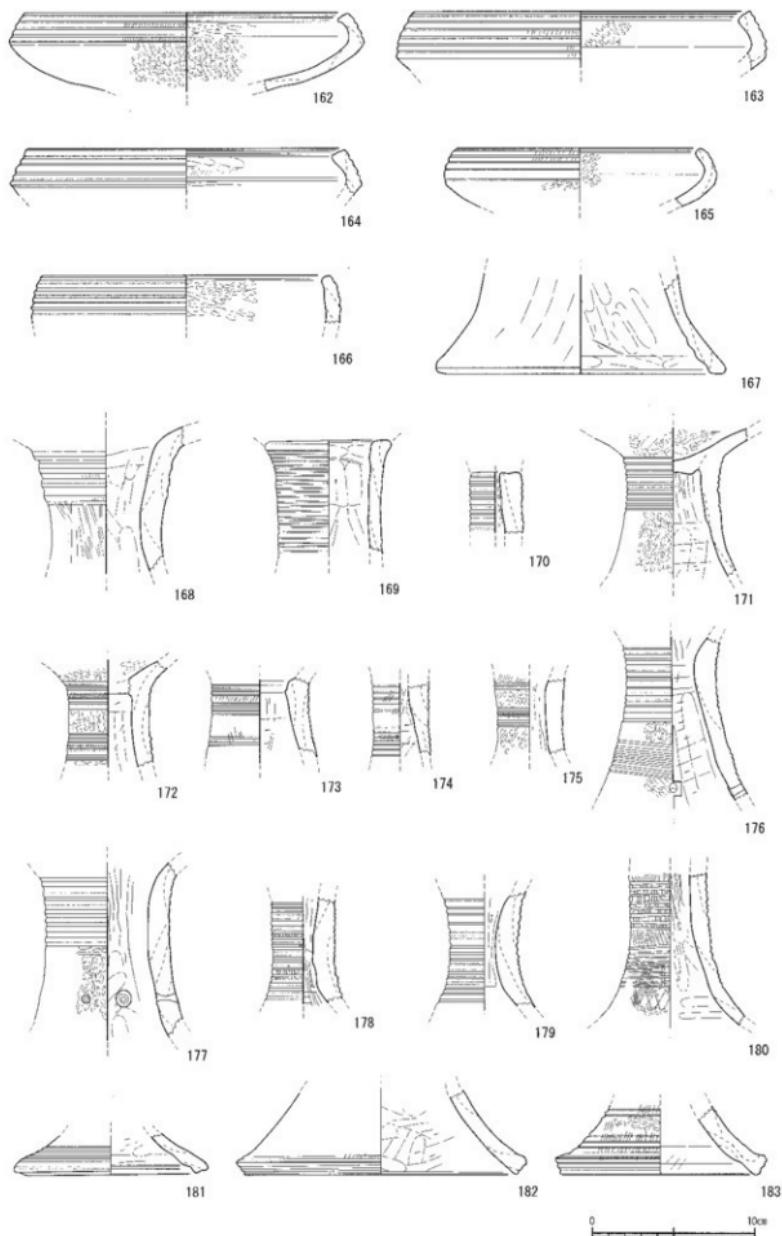


0 10cm

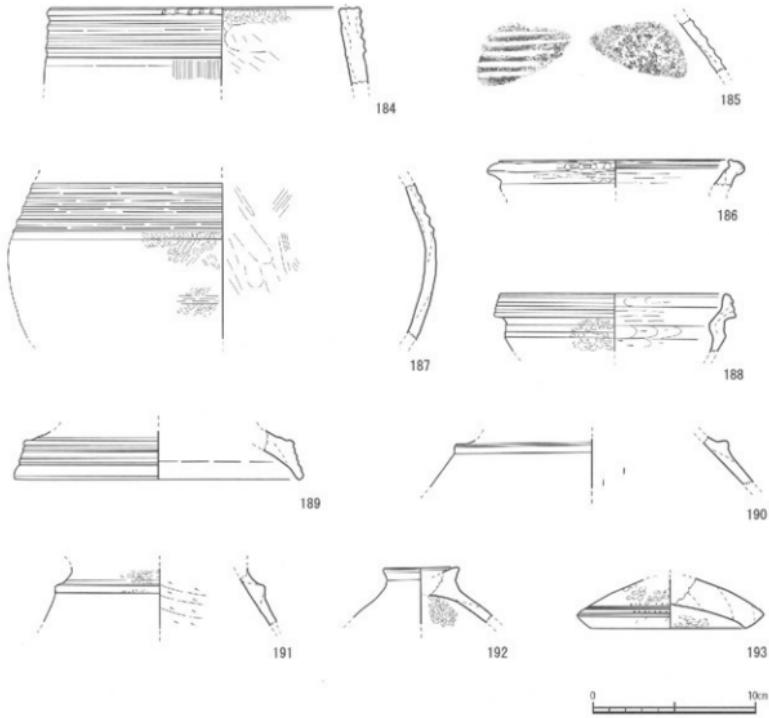
第30図 弥生土器実測図 (1 / 3)



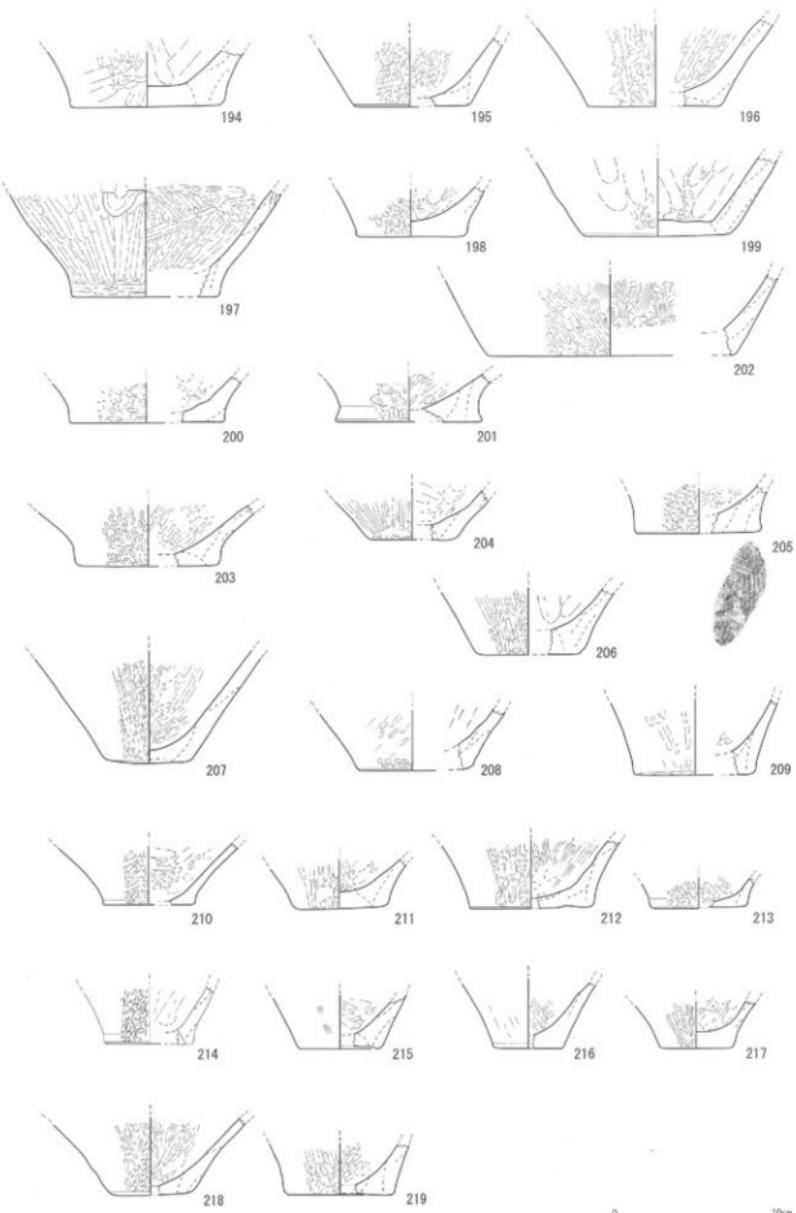
第31図 弥生土器実測図 (1 / 3)



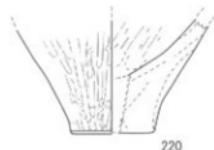
第32図 弥生土器実測図（1／3）



第33図 弥生土器実測図 (1 / 3)



第34図 弥生土器実測図（1／3）



220



221



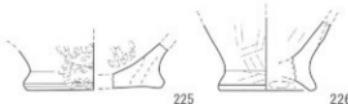
222



223



224



225

226



227



228



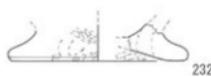
229



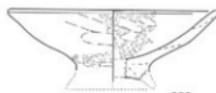
230



231



232



233



234



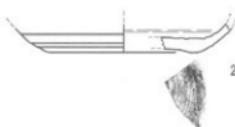
235



236



237



238



239



240



241



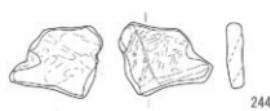
242



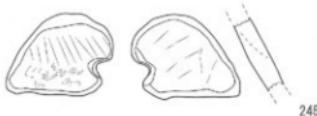
243



第35図 弥生土器実測図 (1 / 3)



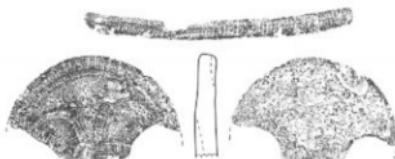
244



245



246

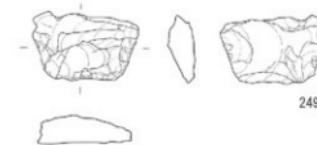


247

0 10cm



248



249



250



251



252

0 5cm
(2/3)

第36図 弥生土器・石器実測図 (1/3) (2/3)

第2表 出土土器觀察表

井区 番号	番号	草薙 田舎	開査区	種別	器種	法量(cm)		色調・調査・技法		形態・支撐の特徴	備考	
						口径	底径	器高	外腹			
17	1	13	B区	弥生土器	壺	33.8	-	-	色調：浅黄褐色 調査：不明	色調：浅黄褐色 調査：ミガキ？	口縁部：「ノ」字状の連続文(ハラ描き)、中広い凹凸状の窪み 口縫部：外腹に凹縫文	堆積着(口縁部付近)
17	2	13	D区	弥生土器	壺	36.0	-	-	色調：浅黄褐色 調査：ハケのちナダ?	色調：浅黄褐色 調査：ミガキ、ナダ?	口縫部：斜精子文 口縫部：外腹に斜压痕	風化 胎土に金雲母を含む。
17	3	13	B区	弥生土器	壺	34.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調査：ハケのちナダ?	色調：に赤い黄 褐色 調査：ミガキ？ ナダ?	口縫部：平行述縫、斜精子文、凹 形文、外縫部に中広い凹凸状の窪 み	風化 胎土に金雲母を含む。
17	4	13	B区	弥生土器	壺	36.8	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調査：暗いハケ (ナダ) のちナダ?	色調：に赤い黄 褐色 調査：ミガキ？ ナダ?	口縫部：円形容文 口縫部：口縫部と腰部の境に沈線、 外面に指压痕	風化 胎土に石英を含む。
17	5	13	拂土	弥生土器	壺	24.0	--	-	色調：に赤い黄 褐色 調査：ハケ、ナ ダ?	色調：に赤い黄 褐色 調査：ミガキ、ナ ダ?	口縫部：下方に弧形、凹線文、圓 形容文 口縫部：朝精子、内腹に刻み目、次 第文、凹縫文、凹状文、外腹に指压痕	胎土に金雲母を含 む。
18	6	13	D区	弥生土器	壺	28.0	-	-	色調：浅黄褐色 調査：ナダ (は コ、ナダメ)	色調：浅黄褐色 調査：ミガキ、 ナダ?	口縫部：刻み目、凹縫文	風化
18	7	13	B区	弥生土器	壺	26.6	-	-	色調：浅黄褐色 調査：ミガキ、 ナダ?	色調：浅黄褐色 調査：ハケ	口縫部：斜め上に弧形、凹縫文 口縫部：内腹に2段の斜精子文、次 行沈線、凹形浮文式、斜突文、外腹 に指压痕	
18	8	13	B区	弥生土器	壺	28.0	-	-	色調：灰黃褐色 調査：ナダ	色調：浅黄褐色 調査：不明	口縫部：斜線文、斜修了文、凹形 浮文、外縫部に凹縫文 口縫部：外腹に指压痕。	風化 胎土に金雲母を含 む。
18	9	13	B区	弥生土器	壺	34.0	-	-	色調：浅黄褐色 調査：ミガキ?	色調：浅黄褐色 調査：ミガキ?	口縫部：上方に弧形、凹縫文 口縫部：内腹に凹縫文	風化
18	10	13	D区	弥生土器	壺	33.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調査：ナダ?	色調：に赤い黄 褐色 調査：ハケのち ミガキ、ナダ?	口縫部：斜め上に弧形、凹縫文 口縫部：内腹に凹縫文、内外面に指 压痕	胎土に金雲母を含 む。
18	11	13	C区	弥生土器	壺	36.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調査：ナダ?	色調：に赤い黄 褐色 調査：ハケのち ミガキ、ナダ?	口縫部：上下に弧形、凹縫文 口縫部：内腹に凹縫文	風化 胎土に金雲母を含 む。
18	12	13	C区	弥生土器	壺	36.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調査：ナダ?	色調：に赤い黄 褐色 調査：不明	口縫部：斜め上に弧形、凹縫文 口縫部：内腹に凹縫文	風化 胎土に金雲母を含 む。
18	13	13	15年度	弥生土器	壺	31.0	-	-	色調：灰白色 調査：ナダ	色調：灰白色 調査：ナダ	口縫部：上下に弧形、凹縫文 口縫部：内腹に凹縫文	胎土に金雲母を含 む。
18	14	13	B区	弥生土器	壺	26.0	-	-	色調：浅黄褐色 調査：ミガキ、 ナダ?	色調：浅黄褐色 調査：不明	口縫部：斜め上に弧形、凹縫文 口縫部：内腹に凹縫文	風化
18	15	13	C区	弥生土器	壺	21.0	-	-	色調：灰黃褐色 調査：ナダ	色調：灰黃褐色 調査：ミガキ	口縫部：上下に弧形、凹縫文 口縫部：内腹に羽状文、外腹に指压 痕	胎土に石英、金雲 母を含む。
18	16	13	H区	弥生土器	壺	32.0	-	-	色調：浅黄褐色 調査：ナダ？ (指压痕)	色調：浅黄褐色 調査：不明	口縫部：上下に弧形、凹縫文 口縫部：内腹に凹縫文	胎土に金雲母を含 む。
18	17	13	B区	弥生土器	壺	25.0	-	-	色調：浅黄褐色 調査：ミガキ	色調：浅黄褐色 調査：ナダ、ミ ガキ	口縫部：斜め上に肥厚、凹縫文 口縫部：内腹に凹縫文、外腹に指压 痕	風化 胎土に金雲母を含 む。
18	18	13	B区	弥生土器	壺	30.4	-	-	色調： 調査：ハケ (ナ ダ) 、ミガキ、 ナダ?	色調： 調査：ナダ、ミ ガキ?	口縫部：斜め上に肥厚、凹縫文 口縫部：内腹に凹縫文、外腹に指压 痕	口縫部付近にス ズ付帯。 胎土に企家母を含 む。
18	19	13	B区	弥生土器	壺	25.6	-	-	色調：浅黄褐色 調査：ナダ・ハ ケ、ミガキ	色調：浅黄褐色 調査：不明	口縫部：斜め上に肥厚、凹縫文 口縫部：内腹に凹縫文	風化
18	20	13	C区	弥生土器	壺	28.0	-	-	色調：浅黄褐色 調査：ハケ?	色調：浅黄褐色 調査：ハケ?	口縫部：斜め上に肥厚、胡み目 口縫部：内腹に凹縫文、斜精子文	風化 胎土に企家母を含 む。

標番 番号	地名 番号	町名 区別	調査区	種別	特徴	法量 (cm)			色調・調整・技法		形態・文様の特徴	備考
						口径	底径	器高	外面	内面		
19	21	13	C 区	弥生土器	甕	26.0	-	-	色調：明黄褐色 調整：ナデ（ヨコ）	色調：明黄褐色 調整：ナデ（ヨコ）	口縁部：上下に拡張、凹縦文、施紋斜文字	粘土に金雲母を含むG。
19	22	14	C 区	弥生土器	甕	35.0	-	-	色調：浅黄褐色 調整：ナデ（指環形）	色調：浅黄褐色 調整：	口縁部：上下に拡張、凹縦文 口縁部：内面に凹縦文	風化
19	23	14	D 区	弥生土器	甕	30.0	-	-	色調：浅黄褐色 調整：ナデ	色調：浅黄褐色 調整：ナデ	口縁部：斜め上下に拡張、凹縦文 口縁部：内面に深い突宍の段、凹縦文	粘土に金雲母を含むG。
19	24	14	D 区	弥生土器	甕	29.0	-	-	色調：浅黄褐色 調整：	色調：浅黄褐色 調整：	口縁部：斜め上下に拡張、凹縦文	風化
19	25	14	C 区	弥生土器	甕	32.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ、 ナデ（ヨコ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ、 ナデ（ヨコ）	口縁部：上下に拡張、凹縦文 口縁部：内面に斜格子文	粘土に金雲母を含むG。
19	26	14	C 区	弥生土器	甕	32.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：不明	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナデ、ミ ガキ	口縁部：凹縦文 口縁部：内面に凹縦文、円形浮出文	風化 粘土に金雲母を含む。
19	27	14	C 区	弥生土器	甕	24.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナデ、ミ ガキ	色調：に赤い黄 褐色 調整：不明	口縁部：上下に拡張、凹縦文 口縁部：内面に凹縦文	風化 粘土に金雲母を含む。
19	28	14	D 区	弥生土器	甕	17.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナデ、ハ ケ（タテ）のち ナデ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナデ（ヨ コ）、ナデ（ヨコ、 ナデ）	口縁部：上下に拡張、凹縦文 内面：ナデ	粘土に金雲母を含む。
19	29	14	C 区	弥生土器	甕	24.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナデ	色調：に赤い黄 褐色 調整：小明	口縁部：上下に拡張、凹縦文 口縁部：外面に凹縦文、内面に凹縦文、波状文	粘土に金雲母を含む。
19	30	14	B 区	弥生土器	直口甕	11.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：不明	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ、 ナデ	口縁部：凹縦文 口縁部：凹縦文、斜格子文	風化 粘土に金雲母を含む。
20	31	14	D 区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：不明	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ、 ナデ	底部：平行沈像、捺压痕	粘土に金雲母を含む。
20	32	14	C 区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（タ テ、ナデ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（ヨ コ）、ナデ	底部：底部と腹部の境に貼付け突宍 底部：ハケ（ヨコ）、ナデ	風化
20	33	14	D 区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：不明	色調：浅黄褐色 調整：ミガキ	底部：山形文（ヘタ彫き）、堆疊痕 底部：ミガキ？	風化 粘土に金雲母を含む。
20	34	14	C 区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ、ナ デ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	底部：捺压痕、斜格子文	風化 粘土に金雲母を含む。
20	35	14	C 区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：不明	色調：浅黄褐色 調整：ミガキ	底部：凹縦文、斜格子文	風化
20	36	14	D 区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ、 ナデ	底部：内面文、斜格子文	粘土に金雲母を含む。
20	37	14	C 区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：ミガキ、 ナデ	色調：ミガキ、 ナデ	口縁部：崩壊形 底部：内面文	大型甕 風化
20	38	14	D 区	弥生土器	甕				色調：に赤い黄 褐色 調整：	色調：灰黄褐色 調整：ミガキ、 ナデ（ナメ）	底部：凹縦文、斜格子文	粘土に金雲母を含む。
20	39	14	B 区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：	色調：浅黄褐色 調整：ナデ	底部：凹縦文、斜格子文	粘土に金雲母を含む。
20	40	14	B 区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（ナ メ）	色調：浅黄褐色 調整：ナデ	底部：有輪羽状文、尖蒂（三角形）	大型甕 粘土に金雲母を含む。
21	41	14	C 区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：不明	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナデ	底部：斜格子文 底部：斜格子文	風化 粘土に金雲母を含む。

順回 番号	査定 番号	写真 部	調査区	種別	基準	法量 (cm)			色調・類似・技法			形態・文様の特徴	備考
						口径	底径	高さ	外側	内側			
21	42	14	C 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（タ ナメ）、ナダ（ヨコ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）、ミガキ、 ナダ	底部：平行沈線文、ハラ描文、捺压 痕	胎土に金雲母を含 む。	
21	43	15	05年度	弥生土器	壺	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）、ナダ（ヨ コ）	色調：浅黄褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）	底部：凹線文、刺突文、捺压痕	胎土に金雲母を含 む。	
21	44	15	D 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）、ナダ（ヨ コ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）のちナダ（ナ ナメ）	底部：凹線文、刺突文、捺压痕	胎土に金雲母を含 む。	
21	45	15	B 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）のちナダ（ナ ナメ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）のちナダ（ナ ナメ）	底部：凹線文、捺压痕	氯化 胎土に金雲母を含 む。	
21	46	15	C 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）のちナダ（ナ ナメ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ	底部：凹線文、捺压痕	氯化 胎土に金雲母を含 む。	
21	47	15	B 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：透明白 透明度：透明白 色調：透明白 透明度：透明白	色調：透明白 透明度：ハケ（ナ ナメ）、ナダ	底部：沈線文、刺突文 体部：沈線文、ヘラ描文、内面に捺 压痕	胎土に金雲母を含 む。	
21	48	15	H 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）	色調：浅黄褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）	底部：沈線文、内面に捺 压痕	胎土に金雲母を含 む。	
22	49	15	D 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：ナダ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ケズリの ちナダ	底部：凹線文、列点文		
22	50	15	D 区	弥生土器	無底壺	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：ミガキ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	底部：沈線文、透明白状の剥み月	氯化	
22	51	15	B 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（タ ナメ）のちナダ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ケズリ	底部：列点文（押引き）	スヌ付器 胎土に金雲母を含 む。	
22	52	15	C 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：不明	色調：浅黄褐色 調整：ハケのち ナダ	底部：凹線文、列点文、ヘラ描文	氯化 胎土に金雲母を含 む。	
22	53	15	B 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：小崩	色調：浅黄褐色 調整：ケズリ	底部：凹線文、列点文	胎土に金雲母を含 む。	
22	54	15	C 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：灰褐色 調整：ハケ	色調：灰褐色 調整：ナダ	底部：凹線文、剥み月	スヌ付器 胎土に金雲母を含 む。	
22	55	15	D 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：灰褐色 調整：ミガキ	色調：灰褐色 調整：ミガキ	底部：列点文	塗町系	
22	56	15	C 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（タ ナメ）、ナダ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	底部：凹線文、回線文 体部：列点文	氯化 胎土に金雲母を含 む。	
22	57	15	D 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：灰白色 調整：	色調：淡黄褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）	底部：有輪羽状文	保付青（椎成尾尻） 胎土に金雲母を含 む。	
22	58	15	D 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：透明白 透明度：透明白 色調：透明白 透明度：透明白	色調：透明白 透明度：ハケ（ナ ナメ）のちナダ（ナ ナメ）	底部：有輪羽状文	保付青 胎土に金雲母を含 む。	
22	59	15	C 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（タ ナメ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケのち ナダ	底部：有輪羽状文、捺压痕	胎土に金雲母を含 む。	
22	60	15	D 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ	底部：有輪羽状文	氯化	
22	61	15	C 区	弥生土器	壺	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：不明	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ	底部：有輪羽状文	氯化 胎土に金雲母を含 む。	

海図 番号	遺物 番号	写真 図版	調査区	種別	器種	状況(cm)			色調・表面・技法		形態・文様の特徴	備考
						上層	中層	下層	外観	内面		
22	62	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ	縁部：有輪羽状文、穿孔（焼成後に 穿孔）	粘土に金雲母を含む。
22	63	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ、ナ ダ（指紋捺）	体部：羽状文	風化
23	64	16	B 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：成黄褐色 調整：ハケ（タ チ・ナナメ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ、ナ ダ？	体部：有輪羽状文	風化 粘土に金雲母を含む。
23	65	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（タ チ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ	縁部：有輪羽状文	風化 粘土に金雲母を含む。
23	66	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ	色調：灰白色 調整：ナダ	体部：羽状文	風化
23	67	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ	色調：灰白色 調整：ハケ	体部：有輪羽状文、円形浮文	風化
23	68	16	B 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（タ チ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケのち ナダ（指紋捺）	体部：有輪羽状文、円形浮文	風化 粘土に石粉を含む。
23	69	16	H 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：灰白色 調整：ナダ	色調：灰白色 調整：ナダ（ナ ナメ）	体部：有輪羽状文、円形浮文	保付 粘土に金雲母を含む。
23	70	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：灰白色 調整：ハケ	色調：灰白色 調整：ハケ	体部：羽状文	風化
23	71	16	C 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：成黄褐色 調整：不明	色調：成黄褐色 調整：ハケ	体部：羽状文	粘土に金雲母を含む。
23	72	16	C 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ（日 コ）	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ（日 コ）	体部：ヘラ彫文、凹線文	風化 煤付 粘土に金雲母を含む。
23	73	16	C 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：不明	色調：に赤い黄 褐色 調整：ケズリ (ナナメ、ヨコ)	体部：凹線文、前縁部：羽状文	粘土に金雲母を含む。
24	74	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：太いハ ケ・ナダ（ヨコ）	色調：ハケ（ヨ コ）、一部ミガ キ	前縁部：羽状形	風化
24	75	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：灰白色 調整：削葉痕 (ナナメ)	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	口縁部：輪郭形、波込み文等	風化
24	76	16	D 区	外生土器	広口壺	-	-	-	色調：灰黄色 調整：ハケ	色調：灰白色 調整：ミガキ、 ナダ	縁部：外側に突起 部	風化
24	77	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：不明	色調：灰白色 調整：ナダ（ナ ナメ）のちナダ	体部：外側に波文、沈 穂文	粘土に金雲母を含む。
24	78	16	H 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（ナ ナメ）のちナダ (ヨコ)	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ（ナ ナメ）のちナダ	体部：外側に凹 字状に星曲文	粘土に金雲母を含む。
24	79	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：灰黃褐色 調整：ハケ・ナ ダ	色調：灰黃褐色 調整：ハケ（タ チ）のちミガキ	体部：外側に複複刻文（クシ状工 具による押引き）	風化 体部外側に煤付
24	80	16	D 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ（タ チ）のちミガキ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ケズリの ちミガキ	体部：外側に列点文、内側に指压痕	体部外側に煤付
25	81	16	C 区	外生土器	壺	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ・ケ ズリ	縁部：逆「L」字状に星曲 文	粘土に金雲母を含む。

採集番号	植物学名	写真番号	採取区	種別	器種	法益(cm)			魚調・高茎・技法			形態・文様の特徴	備考
									外面		内面		
						T後	逃げ	器高					
25	82	16	D区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：にい黄 色 調整：ハケ・ミ ガキ・ナダ?	色調：灰黄褐色 底板：ハケ	体部：直線的にすぼむ		
25	83	16	D区	弥生土器	甕	-	-	-	色調： 調整：ハケ	色調： 調整：ハケ	体部：外反気味に小さく開く	風化	
25	84	16	B区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：灰黄褐色 調整：ハケのち ナダ?	色調：灰黄褐色 調整：ハケのち ナダ?	体部：内溝しながら下降。内面に指 印痕	胎土に金糸母を含 む。	
25	85	16	D区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：灰褐色 調整：ハケ・ナ ダ?	色調：灰褐色 調整：ハケ・ナ ダ?	頭部：ゆるく外反	碳付帯	
25	86	17	D区	弥生土器	甕	15.0	-	-	色調：浅黄褐色 調整：ナダ・ハ ケ?	色調：浅黄褐色 調整：ナダ・ハ ケ?	頭部：逆「L」字状に屈曲 体部：「ハ」字状に開く	風化 胎土に金糸母を含 む。	
25	87	17	D区	弥生土器	甕	13.0	-	-	色調：にい黄 色 色 調整：ナダ・ハ ケ?	色調：にい黄 色 色 調整：ナダ・ハ ケ?	口縁端部：削み目 頭部：逆「L」字状に屈曲 体部：小さく「ハ」字状に開く	風化 胎土に金糸母を含 む。	
25	88	17	D区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：にい黄 色 色 調整：ハケ・ナ ダ?	色調：浅黄褐色 調整：ミガキ・ ナダ?	頭部：逆「L」字状に屈曲 体部：ゆるく内凹気味に下降	煤付帯 風化	
25	89	17	D区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：灰白色 調整：ミガキ・ ハケ?	色調：灰白色 調整：ミガキ	口縁端部はわずかに上方に根張。凹 頭部：逆「L」字状に屈曲 体部：「なで肩」状に倒く	煤付帯	
25	90	17	B区	弥生土器	甕	15.0	-	-	色調：灰黄褐色 調整：ミガキ・ ナダ・ハケのち ナダ?	色調：灰黄褐色 調整：ケズリの ナダ・ハケ	頭部：逆「L」字状に屈曲 体部：やや開きながら下降。内面に指 印痕	煤付帯 胎土に金糸母を含 む。	
25	91	17	D区	弥生土器	甕	37.0	-	-	色調：浅黄褐色 調整：不明	色調：浅黄褐色 調整：ミガキ・ ハケ	頭部：逆「L」字状に屈曲。 逃げ：逆 体部：内溝しながら立ち上がる	風化 胎土に金糸母を含 む。	
25	92	17	C区	弥生土器	甕	18.6	-	-	色調：浅黄褐色 逃げ：不明	色調：浅黄褐色 逃げ：ナダ・ケ ズリ?	頭部：「く」字状に屈曲。外側に剥 離帶 体部：「L」字状に開く。ヘラ彫文、 凹点文、ミガキ文	風化	
25	93	17	C区	弥生土器	甕	16.0	-	-	色調： 調整：ハケ・タ ガキのちナダ?	色調： 調整：ナダ・ミ ガキ（ナナメ）	口縁端部：側面に肥厚。削み目 頭部：「く」字状に屈曲 体部：「ハ」字状に開く。内面に指 印痕	煤付帯 胎土に右英を含む。	
26	94	17	D区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：にい黄 色 色 調整：ハケ・ミ ガキ	色調：にい黄 色 色 調整：ハケ・ナ ダ?	体部：「ハ」字状にやや内凹気味に 大きく開く。波状文、平行沈溝	胎土に金糸母を含 む。	
26	95	17	D区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：にい黄 色 色 調整：ミガキ	色調：灰黄褐色 調整：ミガキ	体部：外傾する	黒泥	
26	96	17	D区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：にい黄 色 色 調整：ハケ・ミ ガキ	色調：にい黄 色 色 調整：ハケ・ナ ダ?	体部：「ハ」字状に開く	風化	
26	97	17	C区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：ミガキの ちナダ?	色調：ミガキの ちナダ?	頭部：逆「ハ」字状に開く	煤付帯 胎土に金糸母を含 む。	
26	98	17	C区	弥生土器	甕	15.0	-	-	台灣：灰白色 調整：ミガキ・ ナダ?	台灣：灰白色 調整：ミガキ・ ナダ?	1. 跳過部：削窓文 頭部：「L」字状に屈曲 体部：内溝し下時、内外面に指印痕	風化	
26	99	17	B区	弥生土器	甕	20.4	-	-	色調：暗灰褐色 調整：	色調： 調整：ケズリの ミガキ	口縁部：上に括張。凹窓文、削み 目 頭部：透曲 体部：「ハ」字状に開く。連續剝突 文。	煤付帯	
26	100	17	C区	弥生土器	甕	-	-	-	色調： 調整：ミガキ	色調： 調整：ミガキの ミガキ	頭部：逆「ハ」字状に内溝。列点文 (押引き)	煤付帯 胎土に金糸母を含 む。	
26	101	17	G区	弥生土器	甕	-	-	-	色調：にい黄 色 色 調整：ハケ	色調：にい黄 色 色 調整：ケズリの ナダ?	体部：内溝。列点文(押引き)	胎土に金糸母を含 む。	

種別 番号	通名 番号	取扱 問題	発生区	種別	器種	法蓋(cm)		色調・葉型・枝法		形態・文様の特徴	備考	
						上径	底径	器高	外面	内面		
26	102	17	C区	弥生土器	甕	16.8	—	—	色調：に赤い黄 褐色 輪郭：ナダ・ミ カギ？・ハケ・ナ タ？	口縁部：斜め上方に抵抗。凹縫文 腹部：「く」字状に屈曲 体部：「」字状に開く。内面に指 痕	風化 粘土に金属母を含む。	
26	103	17	C区	弥生土器	甕	21.0	—	—	色調：浅黄褐色 輪郭：ハケ？	口縁部：上方に抵抗。凹縫文 腹部：「く」字状に屈曲 体部：「」字状に開く。	風化 粘土に金属母を含む。	
26	104	17	D区	弥生土器	甕	19.2	—	—	色調：浅黄褐色 輪郭：ナダ・ハ ケ	口縁部：斜め上方に抵抗。凹縫文 内面に指痕	風化 粘土に金属母を含む。	
26	105	17	C区	弥生土器	甕	14.0	—	—	色調：に赤い黄 褐色 輪郭：ナダ？	口縁部：に赤い黄 褐色 輪郭：ナダ・ケ ズ？	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：「く」字状に屈曲 体部：「」字状に開く	風化 粘土に金属母を含む。
26	106	17	D区	弥生土器	甕	17.0	—	—	色調：ミガキ・ナ ダ？	口縁部：上に抵抗。凹縫文 腹部：「く」字状に屈曲 体部：「」字状に開く	風化 粘土に金属母を含む。	
26	107	17	C区	弥生土器	甕	19.4	—	—	色調：浅黄褐色 輪郭：ナダ	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に開く。	風化	
27	108	17	D区	弥生土器	甕	24.0	—	—	色調：浅黄褐色 輪郭：ハケのち ナダ	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に開く。	風化 粘土に金属母を含む。	
27	109	17	D区	弥生土器	甕	13.6	—	—	色調：浅黄褐色 輪郭：不明	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に開く。	風化 粘土に金属母を含む。	
27	110	17	G区	弥生土器	甕	22.0	—	—	色調：に赤い黄 褐色 輪郭：ナダ	口縁部：上部に抵抗。凹縫文 腹部：ナダ・ハ ケ？	口縁部：上部に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に開く。	風化
27	111	18	D区	弥生土器	甕	—	—	—	色調：灰黃褐色 輪郭：ハケ	口縁部：に赤い黄 褐色 輪郭：ナダ	口縁部：内済しながら下降。列点足(押 引き)	風化
27	112	18	B区	弥生土器	甕	19.6	—	—	色調：に赤い黄 褐色 輪郭：ハケ（ナ ダメ、タケ）の ちもガキ	口縁部：に赤い黄 褐色 輪郭：ナダ・ハ ケ	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に屈曲。斜矢文、 指痕 体部：「」字状に開く。	風化 粘土に金属母を含む。
27	113	18	H区	弥生土器	甕	18.0	—	—	色調：浅黄褐色 輪型：ミガキ？	口縁部：上方に抵抗。凹縫文 腹部：浅黄褐色 輪型：不明	口縁部：上方に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に屈曲。	風化
27	114	18	D区	弥生土器	甕	20.0	—	—	色調：浅黄褐色 輪型：ハケのち ミガキ	口縁部：に赤い黄 褐色 輪型：ナダ・ハ ケのちナダ	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に屈曲。斜矢文、 指痕 体部：「」字状に開く。	風化 粘土に金属母を含む。
27	115	18	D区	弥生土器	甕	17.0	—	—	色調：に赤い黄 褐色 輪型：ナダ	口縁部：に赤い黄 褐色 輪型：ナダ・ケ ズ？	口縁部：下に抵抗。外側に凹縫文 腹部：「」字状に屈曲。斜矢文、 指痕 体部：「」字状に開く。	風化 粘土に金属母を含む。
27	116	18	C区	弥生土器	甕	14.0	—	—	色調：に赤い黄 褐色 輪型：ナダ	口縁部：に赤い黄 褐色 輪型：ナダ・ケ ズ？	口縁部：上に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に屈曲。 体部：「」字状に開く	風化 粘土に金属母を含む。
27	117	18	D区	弥生土器	甕	26.0	—	—	色調：に赤い黄 褐色 輪型：ナダ	口縁部：に赤い黄 褐色 輪型：ナダ・ケ ズ？	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に屈曲。斜矢文、 指痕 体部：「」字状に開く	風化 粘土に金属母を含む。
27	118	18	C区	弥生土器	甕	17.4	—	—	色調：に赤い黄 褐色 輪型：ナダ・ハ ケ（ナナメ）の ちナダ？	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に屈曲 体部：内済しながら下降。斜矢文、 指痕	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に屈曲 体部：「」字状に開く。	風化 粘土に金属母を含む。
27	119	18	B区	弥生土器	甕	18.2	—	—	色調：不明 輪型：ナダ	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：ナダ・ハ ケ？	口縁部：下に抵抗。凹縫文 腹部：「」字状に屈曲。斜矢文、 指痕 体部：「」字状に開く。	風化 粘土に金属母を含む。
27	120	18	B区	弥生土器	甕	—	—	—	色調：に赤い黄 褐色 輪型：不明	口縁部：に赤い黄 褐色 輪型：ケズリ、 ハケとミガキ	口縁部：「」字状に屈曲。斜矢文、 指痕 体部：「」字状に開く	風化

辨別 番号	植物 学名	草薙 園地	標本区	種別	品種	法量 (cm)			色調・範囲・技法		形態・文部の特徴	備考
						口径	直径	厚さ	外側	内側		
27	121	18	G 区	弥生土器	夏	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：ナデ・ハケ？	色調：浅黄褐色 調整：ハケ？	頭部：「()」字状に屈曲、背面に文字(漢字)又は 体部：「ハ」字状に聞く	氯化 地上に金雲母を含む。
27	122	18	05年度	弥生土器	夏	14.6	-	-	色調：明黄褐色 調整：ナデ・ケズリ	色調：明黄褐色 調整：ナデ・ケズリ	口縁部：輪郭は上部に延張、外側に 凹窪文 腹部：「()」字状に屈曲 体部は「ハ」字状に聞く、内面に捺压痕	地上に金雲母を含む。
28	123	18	H 区	弥生土器	夏	21.4	--	-	色調：に赤い黄 色 調整：ハケ・ナデ	色調：に赤い黄 色 調整：ナデ・ケズリのちナデ	口縫部：輪郭は上部に延張、外側に 凹窪文 腹部：「()」字状に屈曲 体部：「ハ」字状に聞く、中程で内 凹、内面に捺压痕、外側に「ノ」字 状の延繰状突起	地上に金雲母を含 む。
28	124	18	D 区	弥生土器	夏	11.4	-	-	色調：に赤い黄 色 調整：小明	色調：に赤い黄 色 調整：ミガキ・ ナデ・ケズリ？	口縫部：上部に延張、外側に凹窪 文 腹部：「()」字状に屈曲、穿孔 体部：「ハ」字状に聞く。凹窪文、則 み目、列点文、内面に捺压痕	遇町系 保付系 船上に金雲母を含 む。
28	125	18	板上	弥生土器	夏	14.6	-	-	色調：に赤い黄 色 調整：ナデ・ハ ケのちナデ	色調：に赤い黄 色 調整：ナデ・ナ デ・ケズリ	口縫部：輪郭は斜め上部に延張。内 凹窪文 腹部：「()」字状に屈曲 体部：「ハ」字状に聞く、内面に捺 压痕	船上に金雲母を含 む。
28	126	18	B 区	弥生土器	夏	12.4	-	-	色調：に赤い黄 色 調整：不明	色調：に赤い黄 色 調整：ナデ	口縫部：上部に延張、凹窪文 腹部：「()」字状に屈曲 体部：「()」字状に延張、内 面に凹窪文	遇町系 船上に金雲母を含 む。
28	127	18	B 区	弥生土器	夏	11.6	-	-	色調：灰黄褐色 調整：ナデ	色調：灰黄褐色 調整：ナデ	口縫部：附み目 腹部：「()」字状に屈曲、穿孔(蓋止め) 体部：内凹、則み目、列点文	遇町系 保付系 船上に金雲母を含 む。
28	128	18	H 区	弥生土器	夏	18.0	-	-	色調：に赤い黄 色 調整：ナデ？・ ケズリ？	色調：に赤い黄 色 調整：ナデ？・ ケズリ？	口縫部：輪郭は斜め上部に延張、外 面に凹窪文 腹部：大まく「()」字状に屈曲 体部は「ハ」字状に聞く	氯化 船上に金雲母を含 む。
28	129	18	D 区	弥生土器	夏	-	-	-	色調：明灰褐色 調整：不明	色調：附み目 調整：ナデ	腹部：「()」字状に聞く。列点文	氯化 遇町系
28	130	18	B 区	弥生土器	夏	-	-	-	色調：灰黄褐色 調整：不明	色調：ナデのち ミガキ	腹部：内凹。列点文	遇町系 保付系 船上に金雲母を含 む。
28	131	18	D 区	弥生土器	夏	-	-	-	色調：に赤い黄 色 調整：不明	色調：に赤い黄 色 調整：ハケ？	腹部：内溝して外傾、外側に延繰状 突起	氯化 遇町系
28	132	18	D 区	弥生土器	夏	-	-	-	色調：明黄褐色 調整：ナデ	色調：明黄褐色 調整：ナデのち ミガキ	腹部：内傾、外側に列点文	船上に金雲母を含 む。
28	133	18	D 区	弥生土器	夏	--	-	-	色調：に赤い黄 色 調整：ハケ？	色調：に赤い黄 色 調整：ナデ・ハ ケ	体部は内傾。列点文	氯化 遇町系
28	134	19	D 区	弥生土器	夏	-	-	-	色調：灰白色 調整：ハケ	色調：灰白色 調整：ケズリ？	体部は内凹。ハラ描文、列点文(押 引き)	保付系 船上に石英・金雲 母を含む。
28	135	19	D 区	弥生土器	夏	11.0	--	-	色調：に赤い黄 色 調整：ナデ・ハ ケ	色調：に赤い黄 色 調整：ナデ・ハ ケ	口縫部：斜め上部に延張、内面に 捺压痕 腹部：「()」字状に屈曲 体部は「()」字状に聞く。列点文(押 引き)、内面に捺压痕	氯化 船上に金雲母を含 む。
28	136	19	C 区	弥生土器	夏	10.6	-	-	色調：に赤い黄 色 調整：ハケのち ナデ・ミガキ	色調：に赤い黄 色 調整：ミガキ、ミ ガキ	口縫部：上部に延張、凹窪文 腹部は「()」字状に屈曲 体部は「()」字状に聞く、捺压痕	保付系 船上に金雲母を含 む。
29	137	19	H 区	弥生土器	夏	22.0	-	-	色調：灰黄色 調整：ナデ・ミ ガキ	色調：灰黄色 調整：ナデ・ミ ガキ・ケズリ	口縫部：輪郭は上部に延張、外側に 凹窪文 腹部：「()」字状に屈曲 体部は「()」字状に聞く、外側に延 繰状突起	氯化
29	138	19	H 区	弥生土器	夏	21.0	-	-	色調：灰黄色 調整：ナデ	色調：ミガキ	口縫部：上部に延張、凹窪文 腹部：「()」字状に屈曲 体部は「()」字状に聞く	氯化 船上に金雲母を含 む。
29	139	19	C 区	弥生土器	夏	15.8	-	-	色調： 調整：ミガキ、 ナデ	色調：ミガキ ナデ・ケズリ(ナ デ)	口縫部：上部に延張、凹窪文 腹部：「()」字状に屈曲 体部は「()」字状に聞く、指压痕	

件数 番号	浪物 番号	年月 同様	調査区	種別	器種	法量(cm)		色調・質感・技法			形態・文様の特徴	備考	
						口径	底径	高さ	外側	内面			
29	140	19	D 区	弥生土器	甕	19.4	—	—	色調：明黄褐色 質感：ナデ・ケズリ	色調：明黄褐色 質感：ナデ・ケズリ	口縁部：複合口縁、内面に指圧痕 腹部：「く」字状に彎曲 底部：「ハ」字状に開く、外側に施剥削文（羽引き）	胎土に金雲母を含む	
29	141	19	H 区	弥生土器	甕	21.0	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ・ミガキ・ ガキ	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ・ミガキ・ ガキ	口縁部：複合口縁、内面に折圧痕、 外側に凹線文 腹部：「く」字状に彎曲、内面に指圧痕 底部：「ハ」字状に開く、外側にハリ挫文	胎土に金雲母を含む	
29	142	19	C 区	弥生土器	甕	20.2	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ（日 暮）	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ（日 暮）	口縁部：復合口縁、内面に指圧痕、 外側に凹線文 腹部：「く」字状に彎曲 底部：「ハ」字状に開く、指圧痕	胎土に金雲母を含む	
29	143	19	B 区	弥生土器	甕	13.0	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデのち カキ、ケズリ	口縁部：複合口縁、外側に凹線文、 内面に折圧痕 腹部：「く」字状に彎曲	新土に金雲母を含む	
29	144	19	05年度	弥生土器	甕	11.2	—	—	色調：明黄褐色 質感：ナデ・ケズリ	色調：明黄褐色 質感：ナデ・ケズリ	口縁部：複合口縁、外側に凹線文 腹部：「く」字状に彎曲	風化 胎土に石英・金雲母を含む	
29	145	19	H 区	弥生土器	甕	14.0	—	—	色調：淡黄褐色 質感：不明	色調：淡黄褐色 質感：不明	口縁部：複合口縁、外側に平行弦縫 腹部：透「ハ」字状に開く	風化 保付着 胎土に金雲母を含む	
29	146	19	H 区	弥生土器	甕	32.6	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	口縁部：複合口縁、 腹部：円筒に渦曲	風化 胎土に金雲母を含む	
29	147	19	H 区	弥生土器	甕	17.0	—	—	色調：淡黄褐色 質感：ナデ	色調：淡黄褐色 質感：ナデ	口縁部：複合口縁、内面に肥厚、 腹部：内側に沈腹 縫隙：内側、内面に指圧痕	風化 保付着 胎土に金雲母を含む	
29	148	19	B 区	土器	?	要	14.0	—	—	色調： 質感：不明	色調： 質感：ナデ・ミ ガキ	口縁部：複合口縁、内面に指圧痕	風化
29	149	19	D 区	弥生土器	甕	—	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	口縁部：複合口縁 腹部：「く」字状に彎曲	口縁部欠失	
29	150	19	D 区	土器	?	要	17.8	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：不明	色調：灰黄褐色 質感：ミガキ	腹部：「く」字状に彎曲	風化 布留式
30	151	19	C 区	弥生土器	高坏	21.0	—	—	色調：淡黄褐色 質感：ミガキ	色調：淡黄褐色 質感：ミガキ	环部は大きく透「ハ」字状に開き、 口沿部は上に小さく傾張して平底盤をつくる。 蓋をつくる。	風化	
30	152	19	D 区	弥生土器	高坏	21.6	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	环部は内側にしながり立ち上がり、口 縁部は左方に小さく傾張して平底盤をつくる。 口縫部は円形浮文？	象鼻（ヨコ）	
30	153	19	C 区	弥生土器	高坏	20.6	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	环部は「ハ」字状に開き、「口縫部 は上方に傾張して平底盤をつくる。 口縫部は左方に凹線文（2条）、环部 外側に凹線文（2条）を施す。	スス付青 胎土に金雲母を含む	
30	154	19	C 区	弥生土器	高坏	20.0	—	—	色調： 質感：ナデのち ミガキ	色調： 質感：ミガキの ちナデ	环部は透「ハ」字状に開き、口縫部 は上方に傾張して平底盤をつくる。 口縫部は左方に凹線文（2条）、环部 外側に凹線文（2条）を施す。	スス付青 胎土に金雲母を含む	
30	155	19	H 区	弥生土器	高坏	20.0	—	—	色調：灰褐色 質感：ナデ・ミ ガキ	色調：灰褐色 質感：ミガキ	环部は透「ハ」字状に開き、口縫部 は上方に傾張して平底盤をつくる。 蓋をつくる。	スス付青 胎土に金雲母を含む	
30	156	19	D 区	弥生土器	高坏	23.0	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：不明	色調：に赤い黄 橙色 質感：ミガキ・ ナデ	环部は透「ハ」字状に開き、口縫部 は下方に傾張して平底盤をつくる。 蓋をつくる。	風化 胎土に金雲母を含む	
30	157	19	D 区	弥生土器	高坏	29.0	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：不明	色調：に赤い黄 橙色 質感：ミガキ	环部は透「ハ」字状に開き、口縫部 は下方に傾張して平底盤をつくる。 蓋をつくる。	風化 胎土に金雲母を含む	
30	158	19	B 区	弥生土器	高坏	26.0	—	—	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	色調：に赤い黄 橙色 質感：ナデ	环部は透「ハ」字状に開き、口縫部 は下方に傾張して平底盤をつくる。 蓋をつくる。	風化 胎土に金雲母を含む	

被認 可番 号	遺物 番号	基底 固底	発生 地點	種別	器種	法面 (cm)		色調・調整・技法		形態・文様の特徴	備考	
						口付	武井	器皿	外部	内部		
30	159	19	B区	弥生土器	高坏	23.8	-	-	色調：灰青褐色 調整：ハケのち ミガキ	色調：灰青褐色 調整：ハケのち ミガキ	环部は透「ハ」字状に開き、口縁部は上下に強張して平面面をつくる。	スヌ付着 粘土に金雲母を含む
30	160	19	C区	弥生土器	高坏	16.0	-	-	色調：呂褐色 調整：ハケのち ミガキ	色調：呂褐色 調整：ミガキ、ナ ダ	环部は透「ハ」字状に開き、口縁部は左右に強張して平面面をつくる。 口縁部内面に凹線文（1条）、环部外縁に凹線文（3条）を施す。	折作底 スヌ付着 粘土に金雲母を含む
31	161	19	D区	弥生土器	高坏	22.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケのち ミガキ、ナ ダ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ、ナ ダ	环部は大きく開き、口縁部は上下に強張して逆刃面をなす。内部は丸みをつける。	大型 折作底 スヌ付着 粘土に金雲母を含む
31	162	19	D区	弥生土器	高坏	20.2	-	-	色調：淡黄褐色 調整：ミガキ	色調：淡黄褐色 調整：ミガキ	环部は大きく開き、口縁部は上下に強張して平面面をつくる。 口縁部内面に凹線文（2条）、口縁部外縁に凹線文（4条）	粘土に金雲母を含む
31	163	19	C区	弥生土器	高坏	21.0	-	-	生焼：淡黄褐色 調整：不明	色調：淡黄褐色 調整：ミガキ	环部は透「ハ」字状に大きく開き、透「く」字状に屈曲する。口縁部は左右に強張して平面面をつくる。 口縁部内面に凹線文（2条）、口縁部外縁に凹線文（6条）間に斜日文	
31	164	19	B区	弥生土器	高坏	20.0	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ	环部は透「ハ」字状に大きく開き、透「く」字状に屈曲する。口縁部は左右に強張して平面面をつくる。 口縁部内面に凹線文（2条）、口縁部外縁に凹線文（4条）間に斜日文	鹿町系 風化 折作底あり。
31	165	19	D区	弥生土器	高坏	15.4	-	-	色調：淡黄褐色 焼焦：不明	色調：淡黄褐色 焼焦：不明	环部は内面気泡の大きさで開き、透「く」字状に屈曲し、口縁部は丸みをもつた状態で平面面をつくる。 口縁部内面に凹線文（2条）、口縁部外縁に凹線文（3条）間に斜日文	風化
31	166	19	C区	弥生土器	高坏	18.0	-	-	色調：明黄褐色 調整：小明	色調：明黄褐色 調整：ケリ	环部は内面気泡の大きさで開き、透「く」字状に屈曲し、口縁部は丸みをもつた状態で平面面をつくる。 口縁部内面に凹線文（2条）、口縁部外縁に凹線文（3条）間に斜日文	
31	167	20	D区	弥生土器	高坏 脚部	-	18.0	-	色調：淡黄褐色 調整：小明	色調：淡黄褐色 調整：ケリ、ナ ダ	环部は透「ハ」字状に開き、環部はやや強張して平面面をつくる。	スヌ付着 風化 粘土に金雲母を含む
31	168	20	C区	弥生土器	高坏 脚部	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ、ハ ケ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ	环部は透「ハ」字状に開き、環部はやや強張して平面面をつくる。 口縁部内面に凹線文（2条）、口縁部外縁に凹線文（3条）間に斜日文	シボリ板 シボリ痕 粘土に金雲母を含む
31	169	20	C区	弥生土器	高坏 脚部	-	-	-	色調：淡黄褐色 調整：不明	色調：淡黄褐色 調整：ナダ、ケ リ	环部は直立する。 脚部外縁に凹線文（多条）	鹿町系
31	170	20	05年度	弥生土器	高坏 脚部	-	-	-	色調：淡黄褐色 調整：ナダ、ミ ガキ	色調：淡黄褐色 調整：ミガキの ちナダ	环部は直立する。 脚部外縁に凹線文（11条以上）間に斜日文	鹿町系 シボリ痕 粘土に金雲母を含む
31	171	20	拂士	弥生土器	高坏	-	-	-	色調：淡黄褐色 調整：ナダ、ハ ケのちミガキ	色調：淡黄褐色 調整：ナダ、ケ リのチラシ、ナ ダのナダ	环部は透「ハ」字状に開き、環部は下に少し傾斜部へ移る。 脚部外縁に凹線文（10条）	鹿町系 シボリ痕
32	172	20	D区	弥生土器	高坏	-	-	-	色調：淡黄褐色 調整：不明	色調：淡黄褐色 調整：ナダ、ケ リ	脚部は直立し、透「ハ」字状に開き、環部と脚部の境の内側に凹線文（9条以上）間に斜日文。 脚部下部内面に凹線文（8条）間に斜日文	脚上に金雲母を含む
32	173	20	D区	弥生土器	高坏 脚部	-	-	-	色調：淡黄褐色 調整：ナダ	色調：淡黄褐色 調整：ナダ	脚部はやや開きながら下斜する。 脚部外縁に凹線文（11条以上）	シボリ板 粘土に金雲母を含む
32	174	20	拂士	弥生土器	高坏 脚部	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ	色調：淡黄褐色 調整：ナダ	脚部は直立する。 脚部外縁に凹線文（11条以上）	鹿町系 シボリ痕
32	175	20	D区	弥生土器	高坏 脚部	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ケリ	脚部は直立する。 脚部外縁に凹線文（8条）間に斜日文	脚上に金雲母を含む
32	176	20	D区	弥生土器	高坏 脚部	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキの ちナダ	脚部にかけて透「ハ」字状に開き、脚部にかけては、小さく「ハ」字状に下斜する。 脚部外縁に凹線文（9条以上）	鹿町系 シボリ痕 粘土に金雲母を含む
32	177	20	C区	弥生土器	高坏 脚部	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ケリ	脚部は直立する。 脚部外縁に凹線文（10条以上）	鹿町系 シボリ痕
32	178	20	B区	弥生土器	高坏 脚部	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハ ケ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナダ	脚部は直立する。 脚部外縁に凹線文（19条以上）	鹿町系 シボリ痕 粘土に金雲母を含む
32	179	20	B区	弥生土器	高坏 脚部	-	-	-	色調：淡黄褐色 調整：不明	色調：淡黄褐色 調整：ケリ	脚部は直立する。 脚部外縁に凹線文（17条）	鹿町系 風化

蝶国 番号	遺物 番号	写真 図版	調査区	種別	器種	法量(cm)			色調・調整・複合		形態・文様の特徴	参考
						口径	底径	基高	外面	内面		
32	180	20	C 区	弥生土器	高环 脚部	-	-	-	色調： 調整：ハケのち ミガキ、ナデ	色調： 調整：ナデ	脚部は上方で直立し、中位より「ハ」字状に開き、底部へ傾く。 脚部外側に上方から下に波線文（8条以上）、芯波文（10条）、斜目字文	塙町系 シボリ底 指匠痕
32	181	20	B 区	弥生土器	高环 脚部	-	12.0	-	色調： 調整：青色 調整：ハケ	色調： 調整：ナデ	脚部は大きく「ハ」字状に開き、腹部内面を外側へ高台に突き出せる。 脚部外側に芯波文（5条）	塙町系 指匠痕 土面上に金糸母を含む
32	182	20	B 区	弥生土器	高环 脚部	-	17.0	-	色調： 調整：ナデ？	色調： 調整：ケメリ ナデ	脚部は「ハ」字状に開き、腹部は下方に起伏して平坦面をつくる。 脚部外側に芯波文（2条）	風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
32	183	20	B 区	弥生土器	高环 脚部	-	12.0	-	色調： 調整：不明	色調： 調整：不明	脚部はやや反り気味に「ハ」字状に開き、腹部は底面にて平坦面をつくる。 脚部外側に芯波文（5条）	塙町系 風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
33	184	20	D 区	弥生土器	無縫合	-	-	-	色調： 調整：ナデ・ハ ケ	色調： 調整：ミガキ	脚部はやや反り気味に「ハ」字状に開き、腹部は底面にて平坦面をつくる。 脚部外側に芯波文（2条）	風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
33	185	20	C 区	弥生土器	鉢	-	-	-	色調：灰白色 調整：不明	色調：灰白色 調整：不明	人字より「ハ」字状に開き。 腹部外側に芯波文（7条）	風化
33	186	20	D 区	弥生土器	縫合 鉢	-	-	-	色調：に赤い黄 色斑 調整：ミガキ、 ナデ？	色調： 調整：ナデ？ ナデ	口縫部はほぼ直立する。 口縫部外側に胡目文、端部下部に芯波文（5条）	風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
33	187	20	B 区	弥生土器	鉢	14.0	--	-	色調：に赤い黄 色斑 調整：ナデ	色調： 調整：ナデ	口縫部は「ハ」字状に開き、口縫部は平行して平坦面をつくる。 脚部外側に芯波文（5条）	塙町系
33	188	20	B 区	弥生土器	鉢	14.4	-	-	色調：に赤い黄 色斑 調整：ミガキ、 ナデ？	色調： 調整：ナデ・ケ ヅリ	脚部は「ハ」字状に開き、腹部は上位に立ち上がり、腹部は「ハ」字状に開き。 腹部外側に芯波文（3条）	スヌ付青 風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
33	189	20	B 区	弥生土器	煎形 縫合	-	18.0	-	色調：浅黄褐色 調整：ナデ	色調：浅黄褐色 調整：ナデ	脚部は大きく「ハ」字状に開き、腹部は下方に起伏して平坦面をつくる。 脚部外側に芯波文（4条）	風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
33	190	20	H 区	弥生土器	殷形 縫合	-	-	-	色調：に赤い黄 色斑 調整：不明	色調： 調整：ケズリ	脚部は「ハ」字状に開く。	風化 土面上に金糸母を含む
33	191	20	H 区	弥生土器	殷形 縫合	-	-	-	色調：浅黄褐色 調整：ミガキ？	色調： 調整：ミガキ？	内部は「ハ」字状に開く。	風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
33	192	20	B 区	弥生土器	壺	4.2	-	-	色調：に赤い黄 色斑 調整：不明	色調： 調整：ナデ・ミ ガキ	脚部は「ハ」字状に開き、腹部は弓状に湾曲する。 腹部外側に「ハ」字状に開き、口縫部は丸くなる。	スヌ付青 風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
33	193	21	C 区	弥生土器	壺	11.6	-	-	色調：浅黄褐色 調整：ナデ・ミ ガキ？	色調：浅黄褐色 調整：ナデ・ミ ガキ	脚部は「ハ」字状に大きく開き、腹部は平底で、「ハ」字状に立ち上がる。	スヌ付青 風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
34	194	21	05年度	弥生土器	壺底部	-	9.2	-	色調：に赤い黄 色斑 調整：ミガキ、 ナデ	色調： 調整：ケズリ？ ナデ	底部は平底で、「ハ」字状に立ち上がる。	シボリ底 指匠痕 土面上に金糸母を含む
34	195	21	C 区	弥生土器	壺 底部	--	7.0	-	色調：に赤い黄 色斑 調整：ミガキ、 ナデ	色調： 調整：ケズリ、 ナデ	底部は平底で、「ハ」字状に立ち上がる。	指匠痕
34	196	21	D 区	弥生土器	壺 底部	-	8.0	-	色調：に赤い黄 色斑 調整：ナデ？・ ミガキ、ナデ？	色調： 調整：ケズリ、 ミガキ	底部は平底で、「ハ」字状に立ち上がる。	風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
34	197	21	D 区	弥生土器	壺 底部	-	9.0	-	色調：灰黃褐色 調整：ミガキ、 ナデ	色調： 調整：ミガキ、 ナデ	底部は平底で、「ハ」字状に立ち上がる。	スヌ付青 風化 指匠痕あり
34	198	21	H 区	弥生土器	壺 底部	-	6.8	-	色調：に赤い黄 色斑 調整：ミガキ、 ナデ	色調： 調整：ナデ	底部は平底で、「ハ」字状に立ち上がる。	スヌ付青 風化 指匠痕あり
34	199	21	C 区	弥生土器	壺 底部	-	10.0	-	色調：に赤い黄 色斑 調整：ミガキ、 ナデ？	色調： 調整：ミガキ、 ナデ？	底部は平底で、「ハ」字状に立ち上がる。	風化
34	200	21	D 区	弥生土器	壺 底部	-	9.0	-	色調：浅黄褐色 調整：ミガキ、 ナデ	色調： 調整：ミガキ、 ナデ	底部は平底で、「ハ」字状に立ち上がる。	風化 指匠痕 土面上に金糸母を含む
34	201	21	B 区	弥生土器	壺 底部	-	9.0	-	色調： 調整：ミガキ、 ナデ	色調： 調整：ミガキ	底部は平底で、大きく開きながら立ち上がる。	シボリ底 指匠痕 土面上に金糸母を含む

探査 番号	遺物 番号	有真 因版	調査区	種別	部位	法量(cm)			色調・網目・技法		形態・文様の特徴	備考	
									外側				
						口径	底径	高さ					
34	202	21	D 区	弥生土器	壺 底部	-	-	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ・ミ ガキ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ハケ・ミ ガキ	外側して、逆「ハ」字状に立ち上がる。	風化	
34	203	21	D 区	弥生土器	壺 底部	-	9.0	-	色調： 調整：ナデ・ミ ガキ、ナデ	色調： 調整：ミガキ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上るが。	シボリ裏 指住痕 胎土に金雲母を含む	
34	204	21	B 区	弥生土器	壺 底部	-	5.6	-	色調：灰黄褐色 網目：ミガキ、 ナデ 色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ、 ハケのナデ	色調：灰黄褐色 網目：ケズリ、 ナデ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	指住痕	
34	205	21	不明	弥生土器	壺 底部	-	7.8	-	色調： 調整：ミガキ、 ハケのナデ	色調：に赤い黄 褐色 網目：ミガキ、 ミガキ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 胎土に金雲母を含む	
34	206	21	B 区	弥生土器	壺 底部	-	6.4	-	色調： 網目：ミガキ、 ナデ	色調： 網目：ケズリ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 指住痕 胎土に金雲母を含む	
34	207	21	C 区	弥生土器	壺 底部	-	3.2	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナデのち ミガキ	色調：灰黄褐色 網目：ケズリ、 ミガキ	底部は平底で、体部は逆「ハ」字状に立ち上るが。	スス付青 指住痕 胎土に金雲母を含む	
34	208	21	C 区	弥生土器	壺 底部	-	7.0	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	色調：灰黄褐色 網目：ミガキ	底部は平底で、体部は逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 風化 胎土に金雲母を含む	
34	209	21	C 区	弥生土器	壺 底部	-	7.0	-	色調：黒褐色 網目：ミガキ？	色調：灰黄褐色 網目：ミガキ？	底部は平底で、体部は逆「ハ」字状に立ち上る。	胎土に金雲母を含む	
34	210	21	不明	弥生土器	壺 底部	-	5.8	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキのち ミガキ、ナデ	色調：に赤い黄 褐色 網目：ミガキ	底部は平底で、体部は逆「ハ」字状に立ち上る。	シボリ裏 指住痕 胎土に金雲母を含む	
34	211	21	D 区	弥生土器	壺 底部	-	5.8	-	色調：に赤い黄 褐色 網目：ハケのち ミガキ、ナデ	色調：灰黄褐色 網目：ミガキ、 ナデ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 指住痕 胎土に金雲母を含む	
34	212	21	D 区	弥生土器	壺 底部	-	7.4	-	色調：灰黄褐色 調整：ミガキ	色調：灰黄褐色 網目：ハケ、ナ デ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上るが。ややシボリが認められる。	風化 スス付青 胎土に金雲母を含む	
34	213	22	C 区	弥生土器	壺 底部	-	6.0	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	色調：灰黄褐色 網目：ミガキ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 胎土に金雲母を含む	
34	214	22	C 区	弥生土器	壺 底部	-	3.6	-	色調： 網目：ナデのち ミガキ	色調： 網目：ケズリ	底部は平底で、体部は逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 指住痕 胎土に金雲母を含む	
34	215	22	05年度	弥生土器	壺 底部	-	-	-	色調： 網目：ハケ	色調： 網目：ミガキ、 ナデ	底部はややト底で、体部は逆「ハ」字状に立ち上る。	風化	
34	216	22	C 区	弥生土器	壺 底部	-	4.4	-	色調：灰黄褐色 調整：不規	色調：灰黄褐色 網目：ミガキ	底部は平底で、体部は逆「ハ」字状に立ち上る。	風化	
34	217	22	不明	弥生土器	壺 底部	-	4.8	-	色調：灰黄褐色 網目：ミガキ	色調：灰黄褐色 網目：ミガキ、ナ デ	底部は平底で、体部は逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 指住痕 胎土に金雲母を含む	
34	218	22	C 区	弥生土器	壺 底部	-	5.2	-	色調：に赤い黄 褐色 網目：ミガキ、 ナデ？	色調：灰黄褐色 網目：ケズリ、 ミガキ、ナデ？	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 指住痕 胎土に金雲母を含む	
34	219	22	C 区	弥生土器	壺 底部	-	6.6	-	色調：灰黄褐色 調整：ミガキ	色調：灰黄褐色 網目：ミガキ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 胎土に金雲母を含む	
35	220	22	B 区	弥生土器	壺 底部	-	5.0	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ミガキ	色調：に赤い黄 褐色 網目：ケズリ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 指住痕 胎土に金雲母を含む	
35	221	22	C 区	弥生土器	壺 底部	-	9.8	-	色調： 網目：ハケのち ミガキ、ナデ	色調：に赤い黄 褐色 網目：ケズリ、 ナデ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	スス付青 指住痕 胎土に金雲母を含む	
35	222	22	H 区	弥生土器	壺 底部	-	8.4	-	色調：に赤い黄 褐色 網目：ナデ	色調：に赤い黄 褐色 網目：ナデ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	指住痕 胎土に金雲母を含む	
35	223	22	B 区	弥生土器	壺 底部	-	7.2	-	色調：に赤い黄 褐色 調整：ナデのち ミガキ	色調：に赤い黄 褐色 調整：ケズリ	底部は平底で、逆「ハ」字状に立ち上る。	指住痕 胎土に金雲母を含む	

辨認番号	遺物番号	写真・図版	調査区	種別	器種	寸法(cm)			色調・調査・技法		形態・文様の特徴	備考
						1径	底径	高さ	外面	内面		
35	224	22	C 区	弥生土器	便盆	-	6.0	-	色調：に赤い黄 模様：ミガキ、 ナデ	色調：に赤い黄 模様：ナデ	底部は平底で、体部は進「ハ」字状に立ち上がる。	シボリ痕 粘土に金糸を含む
35	225	22	D 区	弥生土器	奥部	-	8.6	-	色調：灰青褐色 模様：ミガキ、 ナデ	色調：灰青褐色 模様：ナデ	底部は平底で、体部は進「ハ」字状に立ち上がる。体部底下部をしる。	船上に金糸を含む
35	226	22	G 区	弥生土器	便盆	-	6.0	-	色調： 模様：ナデ	色調： 模様：ナデ	底部は「丁」字状に開き、縁部は丸くなる。体部は進「ハ」字状に立ち上がる。	指圧痕
35	227	22	B 区	弥生土器	便盆	-	6.2	-	色調：に赤い黄 模様： 模様：ミガキ	色調：に赤い黄 模様： 模様：ナデ	底部は外向きに開き、底部は平坦面をつくる。体部は進「ハ」字状に立ち上がる。	指圧痕 粘土に金糸を含む
35	228	22	D 区	弥生土器	台付便盆	-	9.0	-	色調：に赤い黄 模様： 模様：ミガキ、 ナデ	色調：に赤い黄 模様： 模様：ナデ。ミ ガキ	底部は「ハ」字状に開き、縁部は丸くなる。	風化 船上に石英を含む
35	229	22	D 区	土製品	土器	2.1	2.5	-	色調：に赤い黄 模様： 模様：ミガキ	色調：に赤い黄 模様： 模様：	底座は「ハ」字状に開き、厚さ1.9cm	
33	230	22	D 区	土製品	土製品	-	-	-	色調：灰青褐色 模様：ミガキ	色調：灰青褐色 模様：ナデ	底部は底部の粘土製品	
35	231	22	H 区	弥生土器	脚付便盆 or 脚付便器	-	-	-	色調：淡青褐色 模様：ナデ	色調：淡青褐色 模様：	脚部は進「ハ」字状に大きく開く。	風化 船上に金糸を含む
35	232	22	D 区	弥生土器	台付便盆	-	9.0	-	色調：に赤い黄 模様： 模様：ミガキ、 ナデ	色調：に赤い黄 模様： 模様：ナデ	底部は低くなだらかに大きく述べ。縁部は丸くなる。	船上に石英を含む
35	233	22	C 区	弥生土器	低脚杯	13.0	-	-	色調：灰青褐色 模様：ミガキ、 ナデ	色調：灰青褐色 模様：ナデ	底部は「丁」字状に大きく開く。脚部は進「ハ」字状に開く。	風化
35	234	22	H 区	弥生土器	低脚杯	-	5.6	-	色調：黄褐色 模様：ナデ。ミ ガキ	色調：黄褐色 模様：ナデ	底部は「丁」字状に大きく開く。縁部は丸くなる。	船上に金糸を含む
35	235	22	G 区	弥生土器	壺	16.8	-	-	色調：に赤い黄 模様： 模様：ナデ	色調：に赤い黄 模様： 模様：ナデ	底部は「丁」字状に大きく開く。底部は丸くなる。	指圧痕 粘土に金糸を含む
35	236	22	H 区	漆器	碗	-	5.0	-	色調：灰色 模様：	色調：灰色 模様：ナデナ ケ	底部は「丁」字状に大きく開く。底部は丸くなる。	薄い白色地
35	237	22	H 区	漆器	漆脚杯	-	5.6	-	色調：灰青褐色 模様： 模様：ナデ	色調：灰青褐色 模様：ナデ	底部は「丁」字状に大きく開く。底部は丸くなる。	指圧痕 粘土に金糸を含む
35	238	22	H 区	漆器	环	-	9.0	-	色調：同前 模様：	色調：同前 模様：	底部は「ハ」字状に開き、底部は丸くなる。	
35	239	22	H 区	漆器	漆脚杯	-	-	-	色調：灰青褐色 模様：	色調：灰白色 模様：	底部は上端で、環部は大きく開きながら立ち上がる。	
35	240	22	H 区	土器	环	-	6.0	-	色調：灰青褐色 模様：ナデ	色調：灰青褐色 模様：ナデ	底部は平底で、やや円満腹輪に立ち上がる。	赤色釉陶布 奈良時代？
35	241	22	B 区	土器	把手	-	-	-	色調：灰青褐色 模様：ナデ	色調：灰青褐色 模様：ナデ	牛角状	粘土に金糸を含む
35	242	22	H 区	土器	环	-	8.2	-	色調：に赤い黄 模様： 模様：ナデ	色調：に赤い黄 模様：ナデ	高台部は「ハ」字状に開く。縁部は丸くなる。	風化 粘土に金糸を含む
35	243	22	H 区	土器	环	-	5.6	-	色調：同前 模様：	色調：同前 模様：	底部は上端で、大きく開きながら立ち上がる。	風化
36	244	22	D 区	绳文土器	环	-	-	-	色調：黄褐色 模様：ナデ。ミ ガキ	色調：灰青褐色 模様：ナデ。ミ ガキ	土器片を利用した縫隙を打ち焼き組合にする。	完形
36	245	22	D 区	弥生土器	束	-	-	-	色調：淡青褐色 模様：	色調：灰青褐色 模様：ナデ	打ち欠きは、表面は左回り、裏面は右回りに割れ。	風化
36	246	22	C 区	弥生土器	束	-	-	-	色調：に赤い黄 模様： 模様：ナデ	色調：に赤い黄 模様： 模様：ナデ	体部は「丁」字状に開く。	
36	247	23	D 区	土器	分彫形 土器品	11.0	-	-	色調：灰青褐色 模様：不明	色調：灰青褐色 模様：不明	体部外側にIRの片削状文 抉り部をもつ。	スス付青 粘土に金糸を含む

第4章 総括

第1節 弥生時代の包含層出土土器

本調査で出土した土器は、出土量に差があるものの、全調査区において認められている。遺物を包含している層は黒褐色土層である。この包含層は、畑等を耕作する際に生じた改変により上部が削平されていたが、この包含層からの出土遺物はかなりの点数にのぼる。出土遺物の大半は弥生土器で、弥生時代中期を中心としているが、完形のものではなく、すべて破片であり、土器の風化が著しい。このため、土器の調整や時期の判別ができるものは全体の半分にも満たない。

また、前期及び後期の土器は出土量が少なく、前期の土器については、時期の判別が可能な弥生土器のうち2%しかない。後期の土器については、前期よりもやや出土量が多いものの、全体の8%程度である。本米ならば、遺構も含めて考察を行うべきではあるが、今回の調査では弥生時代の遺構とみられるものは検出されていないため、本節では包含層から出土した弥生土器について考察してみたい。

1. 出土遺物の考察

前期の土器は、出土した6点ともすべてが壺で、その他の器種は出土していない。口縁部については、すべて体部片あるいは頸部片であるため、口縁の形状及び文様は定かではない。頸部～体部にかけての文様については、第23図81の土器体部に櫛状工具による沈線を巡らせるもの以外は、文様が施されておらず、ミガキやハケ、ナデによる調整を行っている。

中期の出土土器数は203点で、出土した弥生土器の88%を誇る。土器の構成も、新たに第30図151～183にみられる高坏、第35図229の土王、第36図247の分銅形土製品などの土製品も加わり、器種も豊富となる。大きさも、測定可能なもので口径が約30cmを超えるものもあり、壺では第17図4が36.8cm、壺では第26図91の37cmのように大型化しているものも数多く出土している。

口縁部の形状については、第18図10のように口縁端部を拡張させ、拡張部に凹線文等の文様を施すパターンが大部分を占める。頸部の形状については、壺は大きく外反するものが多く、第18図37のように朝顔状に開く口縁へと続くものも存在する。壺は第25図87～91のように逆「L」字状に屈曲するものもあるが、92のように「く」字状に屈曲するものがほとんどである。

文様については、壺、壺を通して凹線文、刺突文、列点文、突帯、有軸や無軸の羽状文など装饰性が富んでくる。また、特異なものとして、第24図73のように、壺の体部外面に斜行線を囲む鋸歯文をもつものがある。詳細は後述するが、近隣に位置する加茂岩倉遺跡で出土した銅鐸や^⑩、西谷墳墓群で出土している特殊土器、器台にも同様の文様が見られており^⑪、特殊土器、器台については、他地域からの搬入器と考えられていることから、今回出土した鋸歯文をもつ土器も他地域からの搬入品、もしくは搬入品を模倣して作成した在地の土器ではないかと考えられる。他所からの搬入品については、個体数は少ないが、塙町式土器や分銅形土製品なども出土している。

後期については、出土した20点の土器構成をみると、前期から中期にかけて出土していた壺、壺

は存在するが、壺や壺について出土量の多かった高坏がみられなくなる。代わって、鼓形器台や低脚坏のような新たな器種が出現する。壺については、中期に多くみられた特徴である、大きく外反する口縁部、朝顔状に開く口縁部をもつものがみられなくなり、口縁部が外傾または直立し、上方に拡張して複合化する口縁となる。文様については、口縁部が残存する壺が第35図235の口縁拡張部に「C」字状の半截竹管文をもつもの以外は出土していないが、近隣の他の遺跡から出土している同時期の弥生土器と同様に、口縁拡張部に凹線文等を巡らせているものが主流であると考えられる。

壺については、壺と同様に口縁部が複合化しており、文様については第30図140～149のように口縁拡張部に文様を施さないもの、凹線文を巡らせているものの2系統に分けられる。

低脚坏は完形のものは出土していないが、第35図233は口径約13cm、234、237は高台径5.6cmを測り、周辺の他の遺跡より出土している低脚坏と大きさや形状は変わらない。文様については、今回出土したものはケズリ、ミガキ、ナデで調整されているだけで、施文はされていないが、第35図234のみ坏部と脚部の境に浅い溝を巡らせているという特異な点がみられる。時期については、草田4期頃と推定される。

郡垣遺跡の直近に位置する界市（ヶ市）遺跡においても、弥生時代中期～後期にかけての壺、壺、高坏を中心とする土器が出土しており^⑨、器種や文様の形態も類似していることなどから、郡垣遺跡と界市遺跡は同一の遺跡群と考えられ、かなり広範囲に及ぶ弥生時代の大規模な集落が存在した可能性を示している。

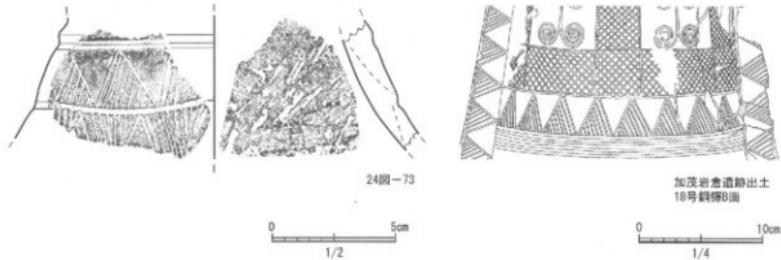
また、この包含層からは縄文土器片も1点出土している。縄文時代の遺物はこの土器片以外は出土しておらず、土器片自体も左右が打ち欠かれ、漁労用の錘に転用された形で見つかっている。弥生時代に入り、土器として使用されなくなった、または破損した縄文土器を、土錘という異なる用途で再利用していたものと考えられる。

2. 鋸歯文が施された土器について

第24図73は頸部が「ハ」字状に開き下降する、弥生時代中期後半の壺である。文様は頸部と体部の境及び体部に凹線文を施し、内面を斜め方向、横方向のケズリで調整している。また、今回出土した他の弥生土器にはみられない文様である鋸歯文を有している。これは、体部上段に巡らされた1条の凹線文を底辺とし、上段は上方に向、下段は下方に向頂角をもつ鋸歯文を、それぞれ3単位以上形成する。鋸歯文外縁の内側には、斜行線をL方向へ8～9条施しているが、下段の斜行線はやや雑である。鋸歯文の配置については、底辺となる凹線文に対して、上段下段が線対称とはならず、若干ずれるようにして配置されている。

鋸歯文といって思い浮かぶのは、加茂岩倉遺跡から出土した銅鐸であり、郡垣遺跡出土土器と文様の形態や配置を比較したものが第37図である。銅鐸は鉄型を用いて作製するため、土器の文様とは凹凸が逆になるが、加茂岩倉銅鐸の鋸歯文は、頂点すべてが横帯に接している。これについては、今回出土した土器の鋸歯文も、頂点がすべて凹線に接していることや、斜行線の本数が約8～9本で構成される点なども含めて、ある程度の共通性をもつものと考えられる。

また、この文様は、加茂岩倉遺跡出土の銅鐸のほかに、出雲市の西谷墳墓群、矢野遺跡、白枝荒神遺跡から出土している吉備系（現在の岡山県南部地域）の特殊壺や器台にもみられる^⑩。これら



第37図 鋸歯文の比較

の遺跡から出土している特殊壺や器台に施されている鋸歯文は、特殊壺では主に口縁の拡張部や体部の突帯間、器台では口縁の拡張部や脚部にみられる。これらの土器と比較すると、郡垣遺跡から出土した土器は、特殊壺と同様に、体部に鋸歯文をもつが、突帯間ではなく凹線文間にみられる。本遺跡で出土した鋸歯文をもつ壺は、器種や施文箇所の違いから、吉備地方からの搬入品とみるよりも、出雲地域で作られた在地の土器の可能性があるものと考えられるが、検討する資料が土器片1点とあまりにも少ないため、搬入品か在地の土器かの判断は、現在の段階では不明である。

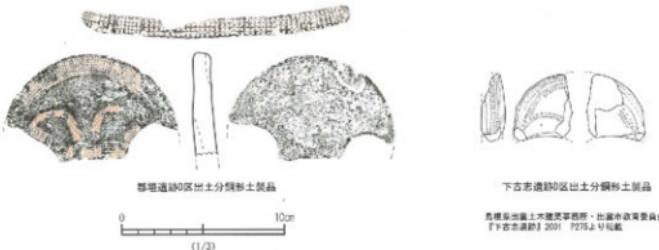
3. 塩町式土器について

広島県三次市の塩町遺跡を標識とする塩町式土器は、凹線文を駆使し、これに刺突文などを組み合わせた独特の文様形態をもつ土器で^⑬、壺、甕、台付鉢、高坏など器種も多彩である。弥生時代の同時期の土器と比べて、独特な様相をもつ塩町式土器の文様については、2003年に伊藤実氏が、①突帯上に刻目をいれるもの、②多条の凹線文に後から刻目を加えるもの、③ヘラ描きあるいは刺突文の上に凹線を重ねて刻目を表現するもの、以上3形態を「重層刻目（刺突）文」と提唱している^⑭。

郡垣遺跡より出土した塩町式土器は、壺が1点、甕が7点、高坏が11点、鉢が1点であり、斐伊川水系の支流である赤川流域で出土するのは初めてである。塩町式土器の伝播については、水系をたどって山間部から下流域に広がっており、こうした水系を介した相互交流が想定されることから^⑮、郡垣遺跡も塩町式土器が出土している他の遺跡と同様に、斐伊川水系を介した備後北部地域や周辺地域との交流があった可能性が考えられる。また、郡垣遺跡から出土した塩町式土器が、他地域からの搬入品か在地で模倣された土器かについては、同時期の弥生土器と比べると、文様に違いがある以外には、これといった相違点は見当たらないため、搬入品か在地の土器かの判断は非常に困難である。

4. 分銅形土製品について

分銅形土製品は、郡垣遺跡では第36図247の1点しか検出されていない。残存部の長さは6.5cm、幅11.0cmを測る。断面を観察すると、厚さが1.2cmと非常に厚く、左右が浅く裏側方向に弓なりに湾曲し、裏面が平坦なのに対して表面は膨らんでおり、外面にはスヌが付着している。文様については表面及び縁部にかけて列点文が施されているが、裏面はナデによる調整がみられるだけで、



文様は施されていない。出雲平野にある下古志遺跡からも類似した文様をもつ分銅形土製品が出土しており、両者を比較すると第38図のようになる。施文方法については、下古志遺跡出土のものが刺突文、郡垣遺跡出土のものが列点文で構成されるという違いはあるものの、両者ともに施文箇所は酷似している。また、下古志遺跡出土のものは、刺突文により髪・眉・目を施し、顔面を表現していると解釈されることから⁽⁸⁾、郡垣遺跡より出土したものも同様に顔面を表現しているものと考えられる。

用途については不明であるが、この土製品は完形で出土する例はあまりなく、今回出土したものも厚さが1.2cmもあり、これを割るには人為的な力が働かないと思われるため、祭祀関連の用具として使用されていたものと推測される。分銅形土製品の伝播については、出雲平野では吉備地方との文化交流が行われた結果、製品・情報が伝えられたとみられるため⁽⁹⁾、郡垣遺跡においても同様な文化交流があったものと思われる。

註

- (1) 島根県教育委員会・加茂町教育委員会『加茂岩倉遺跡』 2002
- (2) 出雲市教育委員会『西谷墳墓群』 2006
- (3) 大東町誌編纂委員会『新大東町誌』 2004
- (4) 出雲市教育委員会『白枝荒神遺跡』 1997
- (5) 伊藤実「備後地域」「山陽・山陰地域の様式と編年」正岡陸夫・松本岩雄編 木耳社 1992
- (6) 国土交通省中国地方整備局・島根県教育委員会『家の後I 遺跡・墳ノ内遺跡』 2003
- (7) 前掲註(6)
- (8) 出雲市教育委員会『下古志遺跡－考察編－』 2002
- (9) 前掲註(8)

第2節 『出雲国風土記』に見る旧大原郡家と郡垣遺跡

郡垣遺跡のある雲南市大東町仁和寺は、奈良時代の律令体制下において、大原郡屋裏郷に属する所である。郡垣遺跡では、発掘調査により規則性をもって並んだ大型の柱穴群が見つかったが、この地は、『出雲国風土記』に記載された郡家移転記事に絡んで、古くから注目されていた所である。

ここでは、『出雲国風土記』大原郡条の記述をもとに、『風土記』編纂期前後における郡垣遺跡と郡家の移転について整理してみたい。

1. 郡家の移転

天平5（733）年に編纂された『出雲国風土記』（以下、『風土記』という。）には、大原郡の郡家について次のような記述がある⁽¹⁾。

大原と號くる所以は、郡家の東北のかた一十里一百一十六歩に田一十町ばかりありて、平原なり。故、號けて大原といふ。往古の時、此處に郡家あり。今、猶舊のままに大原と號く。（今、郡家のある所は、號して斐伊村と云ふ。）

これによると、奈良時代の初め頃、大原郡の郡家は斐伊郷斐伊村に置かれていたが、それ以前には、この郡家から東北の方向に「一十里一百一十六歩」離れた「平原」にあったという。この「平原」には「一十町」ほどの田が広がり、これが「大原」という郡名の由来となった。

これは、『風土記』大原郡条の冒頭において、郡名の起源を伝えた記事であるが、この記述で注目されるのは、大原郡家が「往古の時に郡家のあった平原」から「移転して斐伊郷へ移った」という点である。いわゆる『風土記』の時代において、このように、旧来の郡衙が移転したことを示す史料は全国的に見ても非常に少なく、『常陸国風土記』に記されているように郡の分割設置の結果によることが明らかな移転記事を除けば、この出雲国大原郡家の移転記事は唯一の事例となる⁽²⁾。

2. 旧大原郡家の位置

さて、「往古の時、此處に郡家あり。」の「此處」、つまり、大原郡の郡名起源となった「平原」とは、どこを指しているのだろうか。

『風土記』に記された大原郡家は、斐伊郷の「郡家に屬けり」の記述に見られるように、斐伊郷の郷庁に接して設置されていた⁽³⁾。斐伊郷には、同じように「郡家に屬けり」と記された「菟原野」があり、その遺称地とみられる「菟原」の存在から、郡家の位置が概ね推定されている。

一方、斐伊郷へ移転する前の大原郡家（以下、「旧大原郡家」という。）については、先述したように、大原郡条の冒頭において、斐伊郷に移転した後の郡家から見た方角と距離が示されている。この「郡家の東北のかた一十里一百一十六歩」という里程記載が、「此處」を知る手がかりとなる。

この旧大原郡家の位置に閑通して、屋裏郷条を見てみると、

屋裏郷 郡家の東北のかた一十里一百一十六歩なり。古老の傳へて云へらく、所造天下大神、笑を殖てしめ給ひし處なり。故、矢内と云ふ。（神龜二年、字を屋裏と改む。）

とある。この記述によって、斐伊郷にある郡家から旧大原郡家に至る方角・距離と、同じく郡家から屋裏郷へ至る方角・距離が、「郡家の東北のかた一十里一百一十六歩」で一致することを知る。これが、屋裏郷に旧大原郡家があったとする根拠である。

また、大原郡に所在した3つの新造院のうち、屋裏郷の新造院については、

新造の院一所 屋裏郷の中にあり。郡家の東北一十一里一百廿歩なり。〔 〕層塔を建立つな
り。(俗、一軒あり。)前の少領、額田部臣押嶋が造るところなり。(今の少領、伊去美が從父兄なり)
と記されている。この「郡家の東北一十一里一百廿歩」が、郡家から旧大原郡家の方角・距離と
ほとんど変わらないこともわかる。

しかし、この根拠となった里程記載は、写本として伝わる『風土記』諸本の記載を考証し、校訂・
校注したものであり、『風土記』の諸本は、旧大原郡家の位置について、郡家から「正西一十里一
百一十六歩」とし、屋裏郷新造院の位置を、郡家から「正北一十一里一百廿歩」とする。このこと
は、以前より問題視されており、「正西」や「正北」という方角が誤りで「東北」が正しいとする
解釈や⁽⁴⁾、方角は正しく距離が誤りとする解釈⁽⁵⁾がある。これらの解釈について、ここで細かく取
り上げることは避けるが、現在、前者の解釈が大勢を占め、郡家から旧大原郡家を見た方角につい
て、『風土記』の校訂・注釈本のほとんどが、屋裏郷の方角に合わせて「東北」としている。

旧大原郡家については、現在、この「郡家の東北のかた一十里一百一十六歩」を根拠とする2カ所の推定地がある。ひとつは雲南省大東町仁和寺の郡家地区、もうひとつは大東町前原の土居付近で、どちらにも郡家推定地であることを示す標柱が建っている。前者の推定地周辺には、自治会名として「郡家」が遺り、また、「郡垣」という字・屋号も見られる。一方、後者は、「仁和寺の郡垣は、距離がやや遠い」という加藤義成氏の見解に基づくもので、ここに明確な根拠があるわけではない⁽⁶⁾。ただ、何れも同じ微高台地上にあり、互いの距離も直線にして約500mと、そう大きくは離れていないのである。何れにしても、これら2カ所の推定地を中心とする微高台地上に、屋裏郷新造院をも含めた官衙的景観が広がっていたと考える方が妥当だと言える。

3. 郡家移転の時期

さて、大原郡家が斐伊郷へ移転されたのは、果たしていつ頃のことであろうか。『風土記』が編
纂された天平五年には、既に郡家は斐伊郷にあり、この時点から見た「往古の時」に、郡家は「一
十里一百一十六歩」離れた屋裏郷内の「平原」にあった。この記事だけでは、移転の具体的な時期
を知ることはできないが、非常に興味深い問題ではある。

この「平原」には、『風土記』編纂段階において「前の少領」の額田部臣押嶋が造立した新造院
もあった。額田部臣押嶋は、「今の少領、伊去美が從父兄なり」とあるように、額田部臣伊去美的
叔父である。このように、屋裏郷内に新造院を造立したことや、額田部が屋裏郷に居住していたこ
とを示す『出雲国計会報』の記事などから、額田部臣は屋裏郷を本拠としていたことがうかがえる。

郡家移転時期の問題からは離れるが、ここで『風土記』編纂前後の地方支配について見てみたい。
『風土記』編纂段階の地方行政区画は「郷里制」に基づくもので、この区分は『風土記』に「靈龜
元年」の式に依りて、里を改めて郷と為せり」とあるように、西暦715年に定められたとされる。この
「靈龜元年」については、「靈龜三年」の誤写ではないかとの説もあるが⁽⁷⁾、いずれにしても、天
平五年の時点では「郷里制」が施行されていた。この「郷里制」以前には、大宝律令に規定された
「國郡里制」が施行され、初めて「郡」という地方行政区分が定められた。さらに遡ると、「國郡里
制」以前には「國評制」が施行されており、「國郡里制」の成立によって「評」が「郡」に替えら
れるまで、この地方支配体制が続いている。こうした制度の変容は、律令国家による地方支配が浸

透していく過程を色濃く示していると言える。

「評」は、大化の改新以後、地方有力豪族（地域首長）の本拠に置いたもので、それ以前に豪族が地方を支配していた実態に即したものであった^⑨。律令国家は、それまで各地域を統括していた地域首長を制度的に取り込む形で地方支配を進めようとし、地方首長は官人化されて中央集権的な地方行政組織の一翼を担うようになる^⑩。大原郡において、こうした地域首長の代表と言えるのが、『風土記』大原郡条の編纂に関与した勝部臣、額田部臣、日置臣である。先に述べたように、額田部臣は屋裏郷を拠点とする地域首長とみられ、律令的中央集権国家体制が構築される前から、この地を掌握する有力者であったと思われる。

ただ、「評」は設置された当時のままの状況で存続したわけではない。『常陸國風土記』には、孝德天皇のときには旧評が分割されて新しい評が置かれたことを示す記事が見られ^⑪、因幡国では水依評を解して高草評、法美評、邑美評を設置した例もある^⑫。律令国家は、このように「評」の再編を重ねながら、地方支配体制を拡充・進展させていったのであろう。出雲国府跡から出土した木簡に見える「大原評」もまた、同様に再編が行われたのではないだろうか。

再び、大原郡家の移転問題に戻るが、屋裏郷から斐伊郷への郡家移転は『風土記』の編纂以前のことなので、このように「評」が再編されていく過程、もしくは「国評制」から「国郡里制」「郷里制」へと転換する過程に行われたのではないかと考えられる。ちなみに、『風土記』には巣鴨元(三)年式による「郷里制」の施行や、神龟三年民都省口宣による郷名の改定にかかる記述が見られるが、これらは、和銅六（713）年に「史籍」編纂の命が下されてから『風土記』が編纂されるまでに出されたものである。つまり、『風土記』には「史籍」編纂の命以降の、国家による指示・命令が明記されていることになる。式は律令国家によって定められた律令の施行細則、口宣は天皇からの命令であるという理由で、特別に明記されているとも言えなくはないが、郡、郡家の配置もまた国家の施策によるものであろう。このように考えるならば、時期が明記されていない郡家の移転は、「史籍」編纂の命以前のこととみることもできる。

「史籍」編纂の命から『風土記』が完成するまでは20年、大宝律令の制定からは32年である。果たして20年前、32年前を「往古の時」と呼ぶのかということにも関わるが、現段階においては、屋裏郷に郡家が存在していた「往古の時」とは、大宝律令以前の「大原評」のころ、「評」の再編過程で郡家（評家）が移転したものとみておきたい。

4. 「出雲國風土記」と郡垣遺跡

郡垣遺跡において見つかった大型の柱穴群は、ここに相当規模の掘立柱建物が存在したことを見ている。遺構の形状、大きさや柱間などから、官衙関連遺構の可能性が高いものと考えられているが、遺構に伴う官衙関連の遺物がないことから、いわゆる状況証拠によってその性格を捉えるしかないのが実状である。こうした状況下において、この遺構を官衙関連のものと見るのは、前述した『風土記』の記述に依るところが大きい。ただ、『風土記』に記載された官衙に関連する遺構であるとしても、この遺構がいつ頃の建物によるものかによって、遺構の持つ意味は大きく異なることがある。

まず、郡垣遺跡が官衙関連遺跡であるとしよう。『風土記』にはこの地に関して2つの時期の地方官衙が記されている。ひとつは斐伊郷に移転する前の郡家、もうひとつは屋裏郷の「郷家」であ

る。「郷家」については、郷家のように令に規定されてはいないため、その存在について法的な根拠はないが、全国的な発掘調査事例から、郷にも郡家に準ずる施設があったのではないかと言われている。『風土記』の時代のように、郡家に接して郷家が設けられていたとするならば、移転前の大原郡家には屋裏郷の郷家が隣接していたことも考えられる。この存否については、移転の時期にも大きく関わってくるだろう。

残念ながら、郷垣遺跡の柱穴遺構が、これらのどの施設に関連するものかは、現段階では不明と言わざるを得ない。また、本当に官衙関連遺構であるかどうかという問題も残っている。こうした点については、今後の調査により、いずれ明らかになるものと思われるが、官衙関連遺跡であるという前提に立てば、たとえ、どの施設に関連するものであっても、『風土記』との関連もさることながら、地方官衙のあり方や大原郡における官衙の様相を示すものとして、非常に重要な遺跡となることは間違いない。

註

- (1) 本稿における『出雲國風土記』の引用文は、関和彦『出雲國風土記註論』(明石書店、2006年)所載の読み下しによる。
- (2) 『常陸國風土記』には、孝德天皇のときに郡を分置・新設した経緯を示す記述がある。これに関する茨城郡・香島郡・行方郡の条には、郡家の移転に関する記事が見られる。
- (3) 「郡家に屬けり」の解釈については、武廣亮平氏が「『出雲國風土記』の在地史料－在地社会論のテキストとしての『出雲國風土記』の可能性－」(『出雲古代史研究』第9号 1999)の中で、「属」とは付属するという意味ではなく、むしろ隣接しているという解釈が妥当であると述べている。
- (4) 代表的なものとして、秋本古源氏の校注(『風土記』日本古典文学人系、岩波書店 1958)や、加藤義成氏の研究(『修訂出雲國風土記參究』改訂3版 松江今井書店 1981)がある。
- (5) 内田律雄『『出雲國風土記』大原郡の再検討（1）－「旧郡家」と新造院の比定－』『出雲古代史研究』第5号 1995
- (6) 加藤義成『修訂出雲國風土記參究』改訂3版 松江今井書店 1981
- (7) 鏑田元一『鰐單割の施行と靈龜元年式』『古代の日本と東アジア』上田昭彌編 小学館 1991
- (8) 平石充『山陰地域の評について－因幡・山陰地域の事例－』『出雲国誕生と奈良の都』島根県立古代出雲歴史博物館企画展図録 2009
- (9) 関和彦「出雲國大原郡に見る古代の地域像－雲南古代史研究への視点－」『出雲古代史研究』第9号 1999
- (10) 前掲註(2)
- (11) 前掲註(8)

第3節　まとめ

本発掘調査は、道路拡幅工事に伴うものであったため、拡幅部分に限られた非常に狭い範囲での調査となつたが、弥生時代中期を中心とする広範な遺物包含層の存在や、官衙関連遺構とみられる方形の柱穴群を検出するという大きな成果が得られた。

まず、弥生中期の遺物包含層について見てみると、I区及び後世において大規模な攪乱を受けたとみられるA区やE区を除いて、その他の調査区では多くの弥生土器が出土した。その多くは、施文・器形などから弥生時代中期のものとみられ、なかには分銅形土製品も含まれていた。この沖積台地上における弥生時代遺物包含層の北西端はH区の中程あたりと考えられるが、仁和寺東遺跡やケ市（界市）遺跡の存在から、この包含層は東側及び南側へ広がっているものと推測される。

今回の調査では、弥生時代のものと確定できる遺構は見つかっていない。F区の溝状遺構や落ち込み遺構が弥生時代のものである可能性もあるが、遺物を伴っていないため定かではない。ただ、本遺跡における弥生土器の出土量からは、この周辺に弥生時代中期を中心とする大規模な集落が存在していた可能性は十分考えられるであろう。

次に方形の大型柱穴をもつ掘立柱建物跡について見てみる。これらの柱穴は、前述したように弥生時代の遺物包含層を掘り抜き、黄土味を含む粘質の地山を掘り込んでいた。このことは、残念ながら調査区の壁面に残された遺構の土層断面でしか確認することが出来ず、全ての柱穴について平面的に押さえることが出来ていないが、少なくとも弥生時代以降に、この包含層もしくはその上層部より掘り込まれたものであることは間違いない。

遺構の断面土層には柱の抜き取り痕も残っているが、遺物包含層の直上は後世に攪乱されているため、柱穴遺構の上縁がどの程度削られているのかは不明である。B区及びD区あたりでは、地表から40~50cmで柱穴遺構が掘り込まれた弥生時代の遺物包含層の上面に到達する。これが耕作による攪乱の影響を避けることができなかつた要因でもある。

掘立柱建物跡を構成する柱穴遺構は、いずれも方形を呈した大型のもので、建て替えの形跡は認められていない。遺構の中に含まれた土器は全て弥生土器であり、柱の固定のための埋土及び柱抜き取り後の埋土にも多くの弥生土器が含まれていた。

この遺構の時期については、一定方向に整然と並んだ状況や柱間隔、柱の抜き取りという行為等から官衙的要素が強いと判断され、以前、この遺跡の名称にもなっていた旧「大原郡家」関連の遺構である可能性が高いと考えられる。今回の調査において、この時代の土器がほとんど出土しておらず、遺構にも伴っていない事実については、先述したように遺構の上面が後世に削られてしまつたことも影響しているとみられるが、一方で、これらの遺構が郡庁本体ではなく、正倉といった倉庫群である可能性を示しているとも考えられる。

この調査により、この微高台地上一帯に初期官衙跡が展開する可能性が示され、「出雲国風土記」の記述とも相まって、本遺跡が大変重要な遺跡であることが明らかとなった。ただ、このことはあくまで状況証拠から導いた結論であり、時期を確定する物的証拠の欠如は否めない。今後、この周辺において、これらの遺構がどのように広がっているのかを確認するため、組織的・計画的な発掘調査を実施するが、これにより、検出した建物跡の性格等が明らかになることを期待している。

写 真 図 版



1 大原郡家址標柱



2 H17年度調査前近景（西より）

図版2

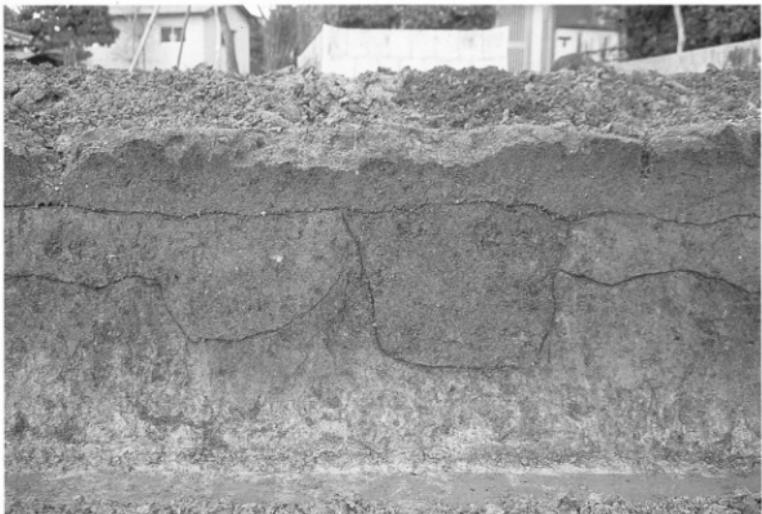


1 H17年度調査区北東壁



2 P17・P18検出状況

図版 3

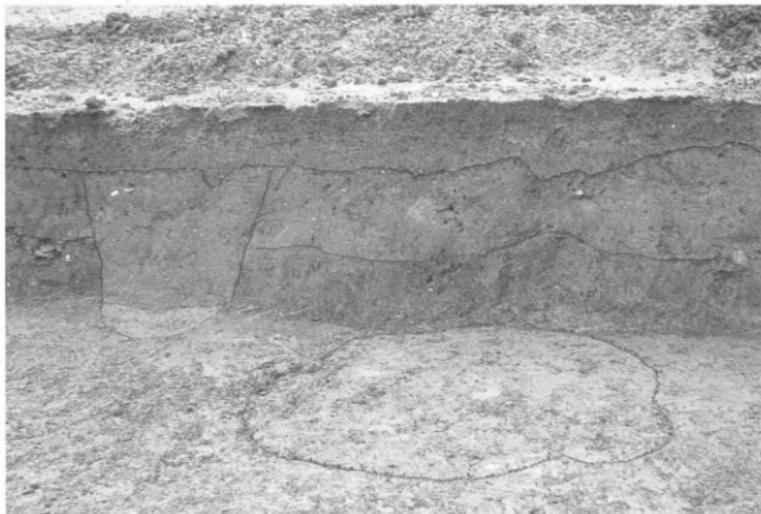


1 P19検出状況

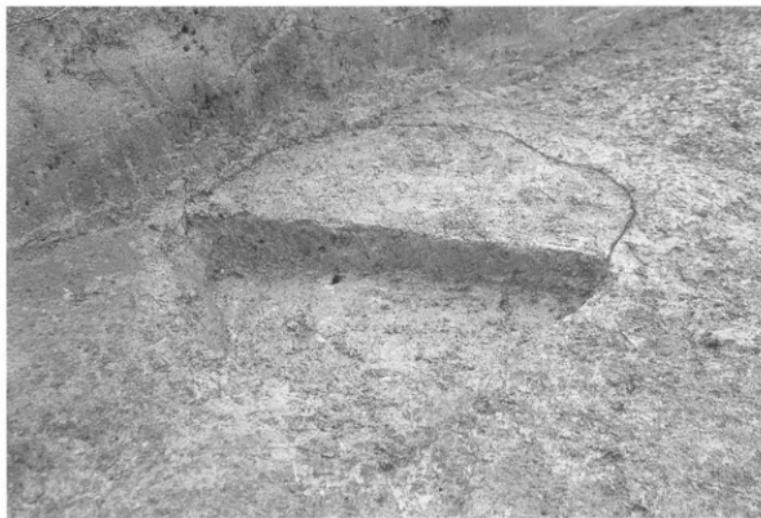


2 P20検出状況

図版 4



1 P16・P21検出状況

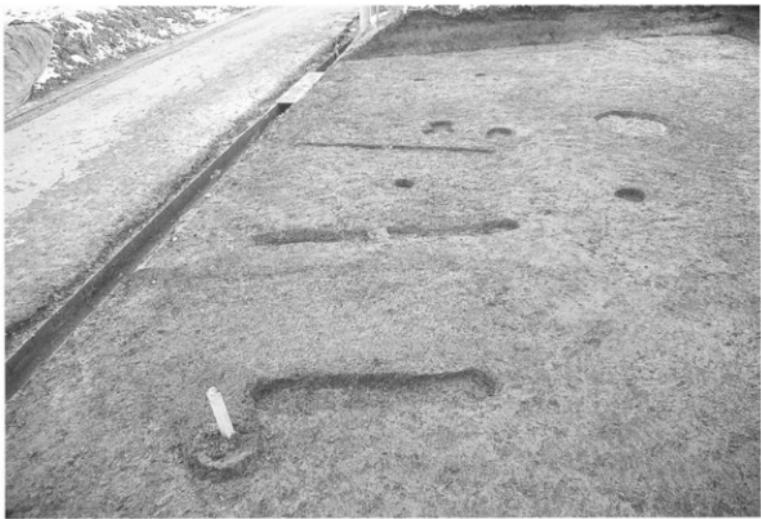


2 P16半掘状況

図版 5

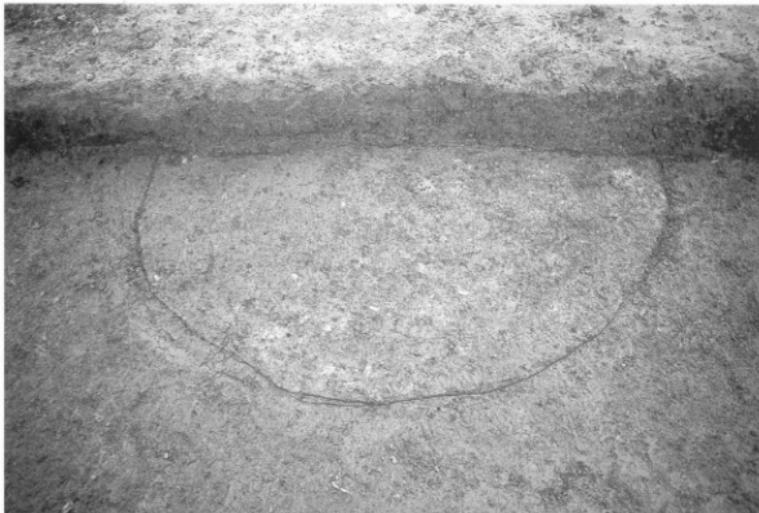


1 P15半掘状況

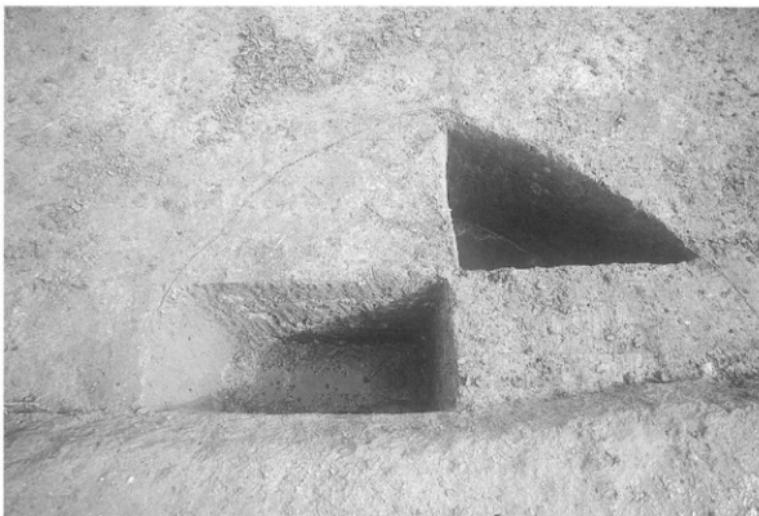


2 SD1・2・3完掘状況

図版 6



1 B 区 P 4 検出状況



2 P 4 半掘状況

図版 7



1 P4 土層断面



2 P3 半掘状況

图版 8



1 P2 半掘状况



2 P1 检出状况



1 B 区完掘状况



2 D 区 P5 检出状况

図版10



1 P7土層断面



2 P11土層断面



1 P13土層断面



2 P14検出状況

図版12



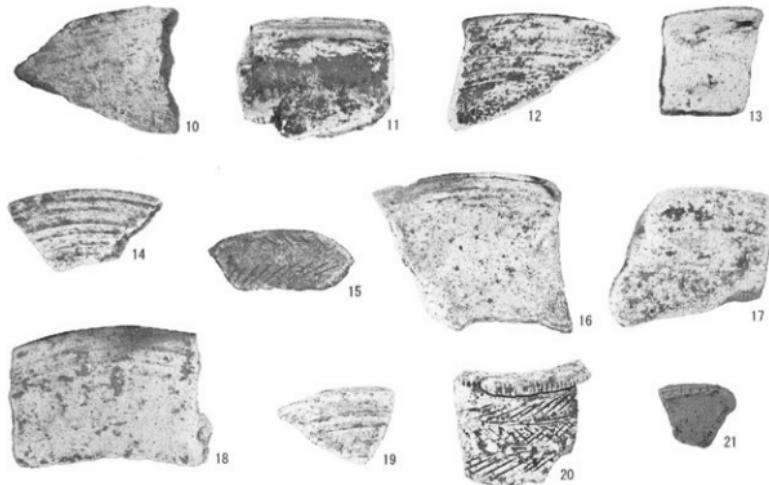
1 D 区発掘状況



2 C 区 SX1 発出状況

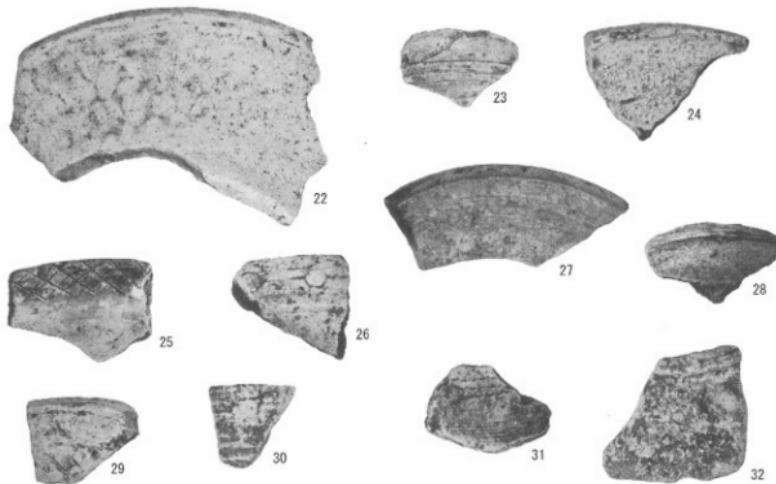


1 出土遺物（1～9）

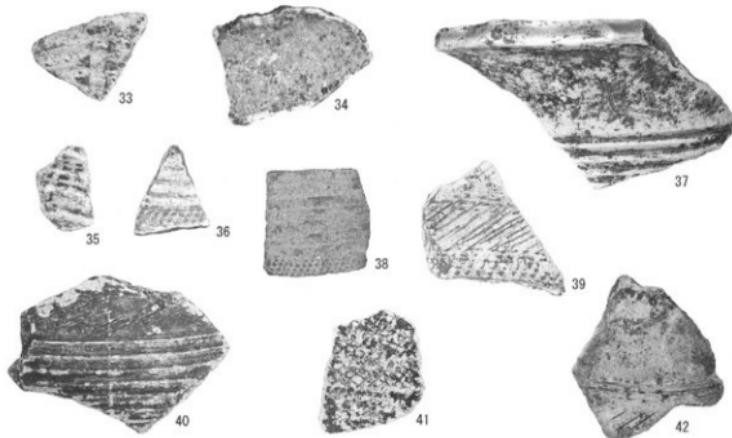


2 出土遺物（10～21）

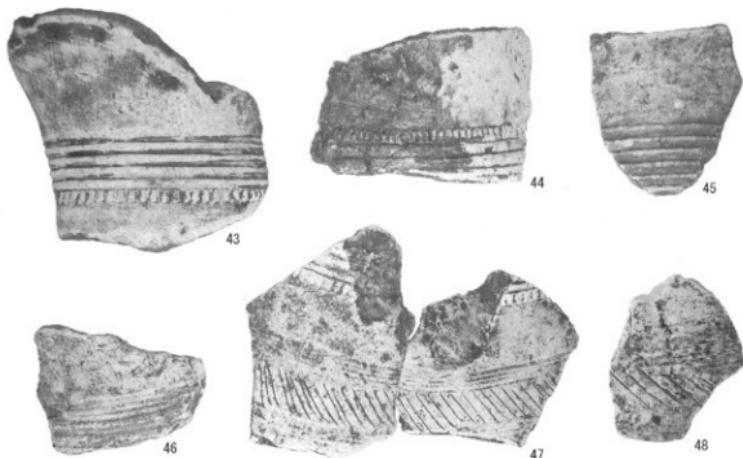
図版14



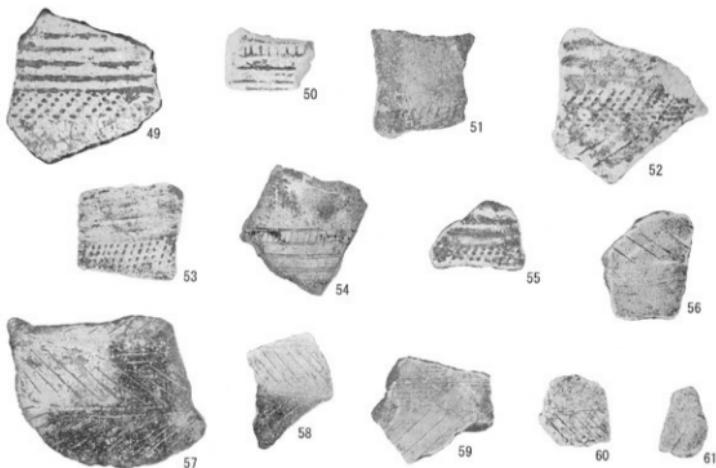
1 出土遺物 (22~32)



2 出土遺物 (33~42)

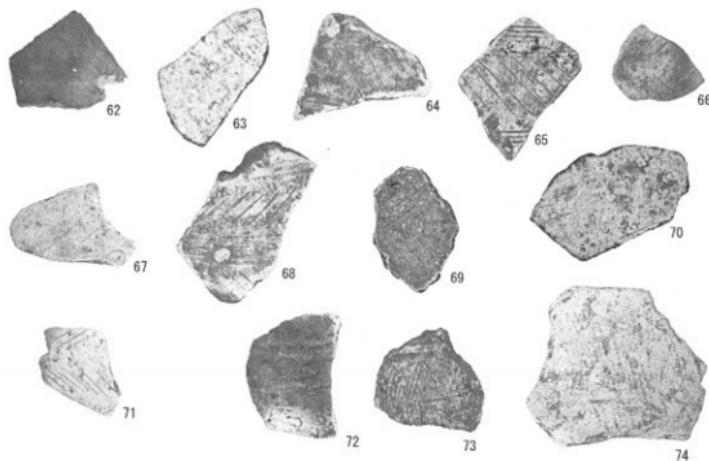


1 出土遺物 (43~48)

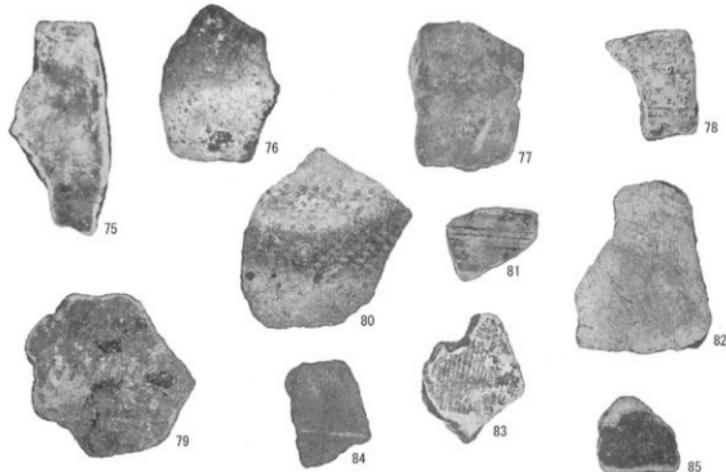


2 出土遺物 (49~61)

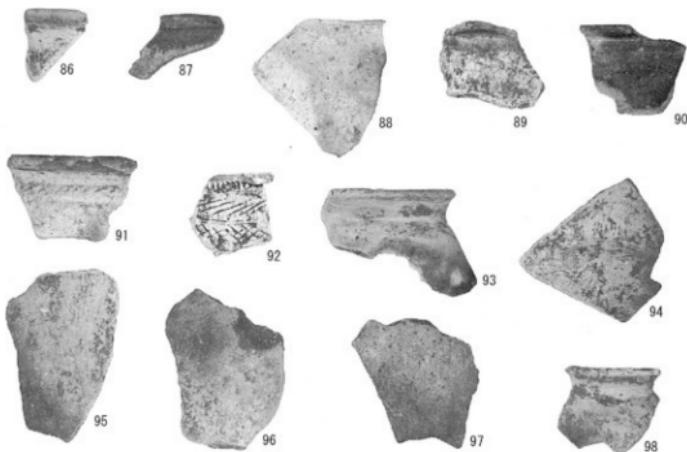
図版16



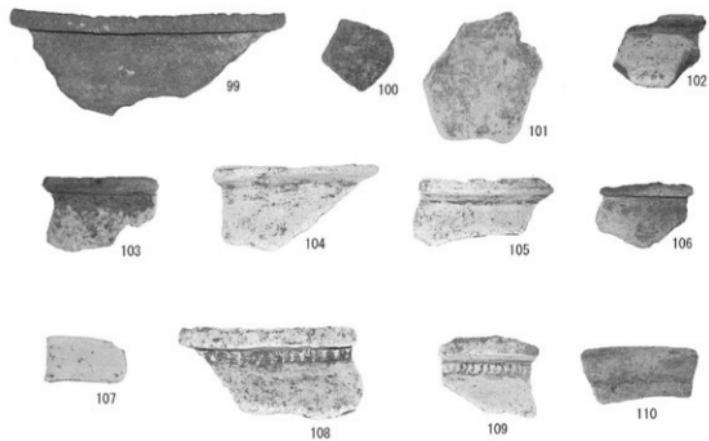
1 出土遺物 (62~74)



2 出土遺物 (75~85)

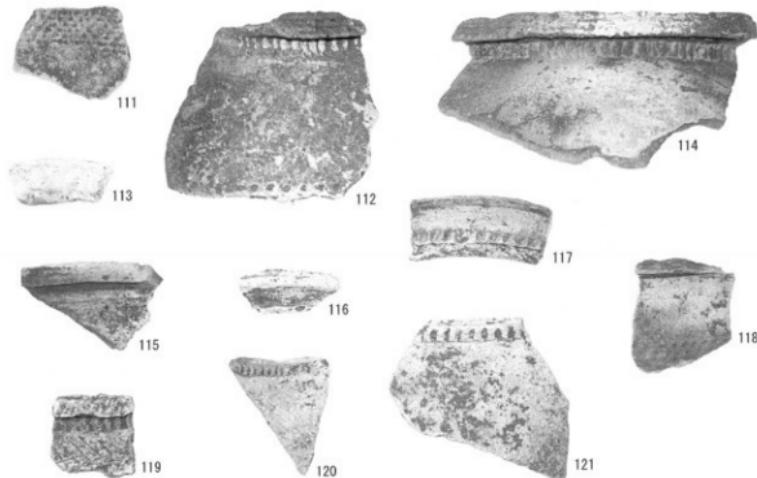


1 出土遺物（86~98）

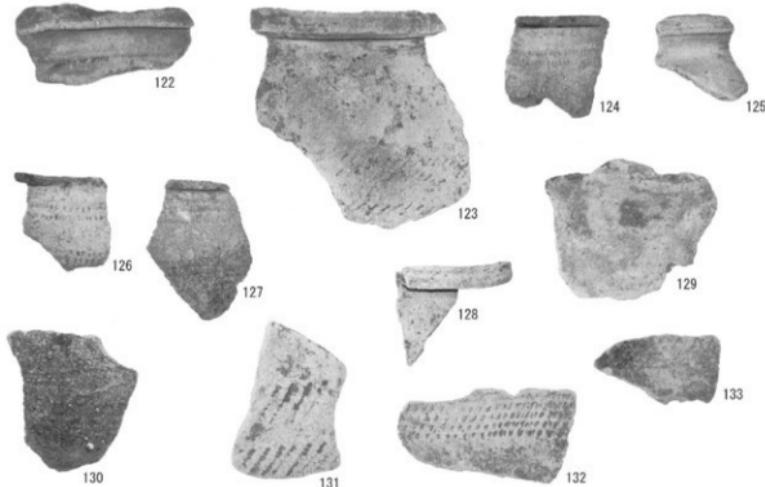


2 出土遺物（99~110）

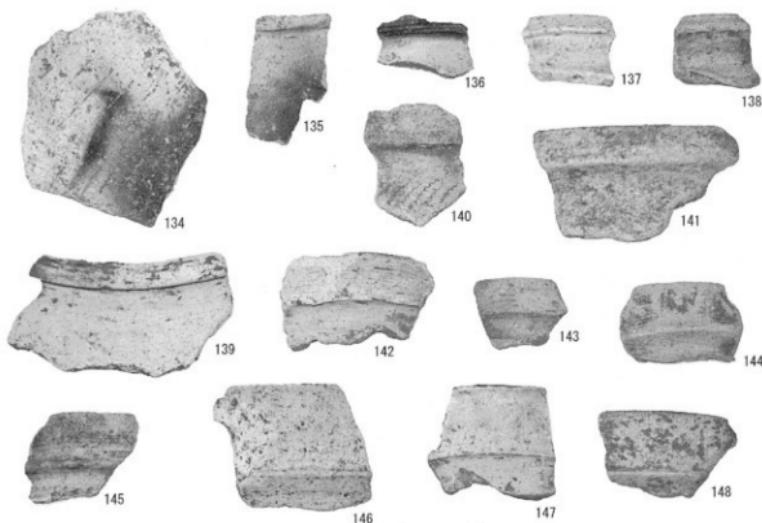
図版18



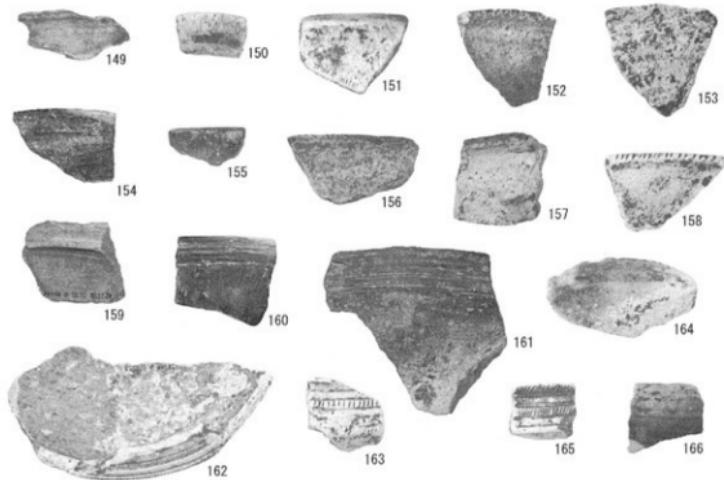
1 出土遺物 (111~121)



2 出土遺物 (122~133)



1 出土遺物 (134~148)

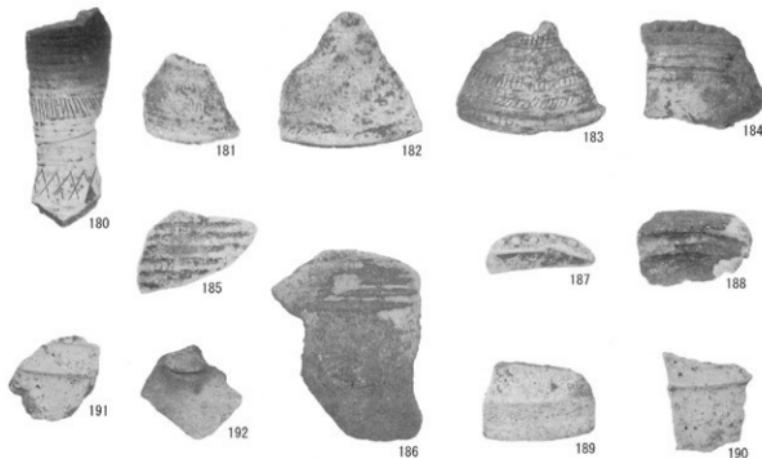


2 出土遺物 (149~166)

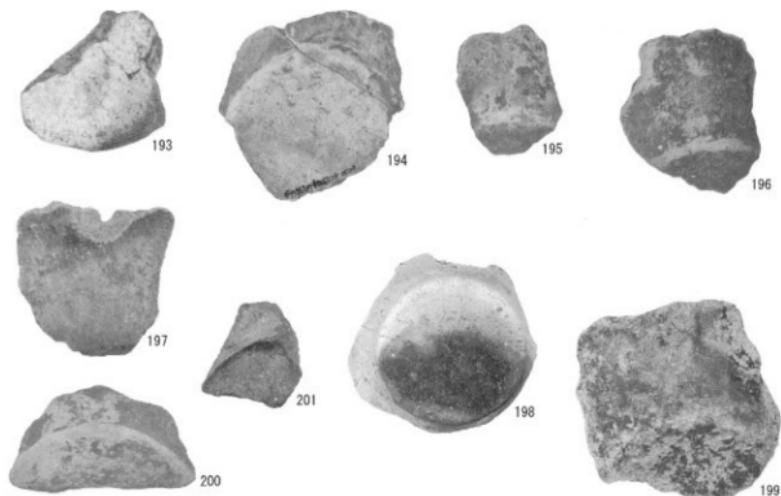
図版20



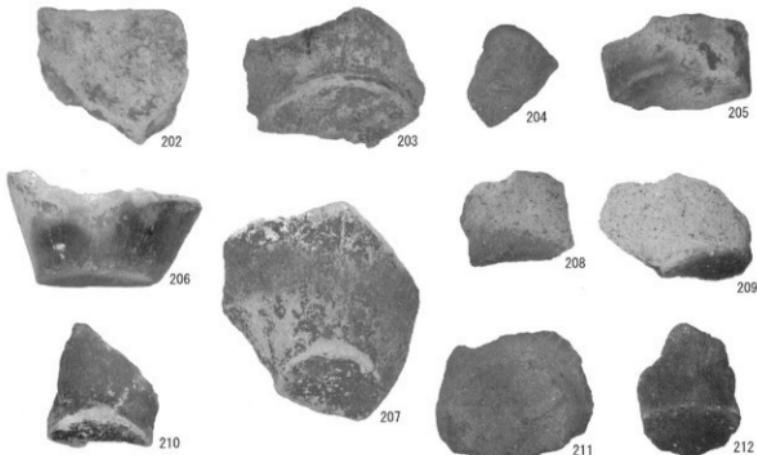
1 出土遺物 (167~179)



2 出土遺物 (180~192)

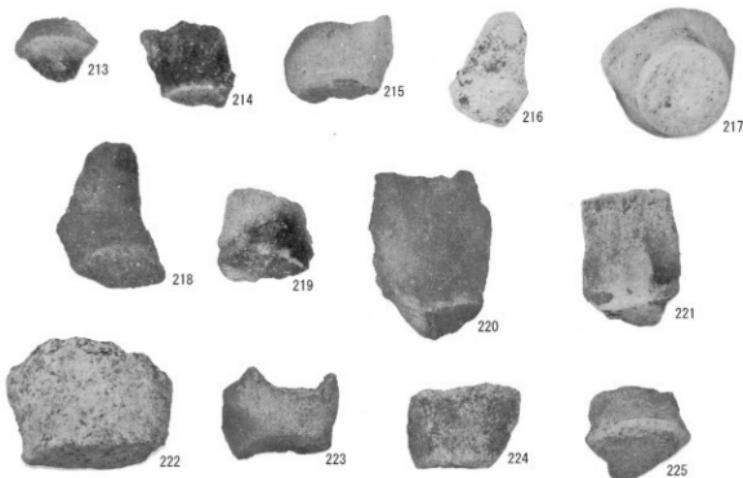


1 出土遺物 (193~201)

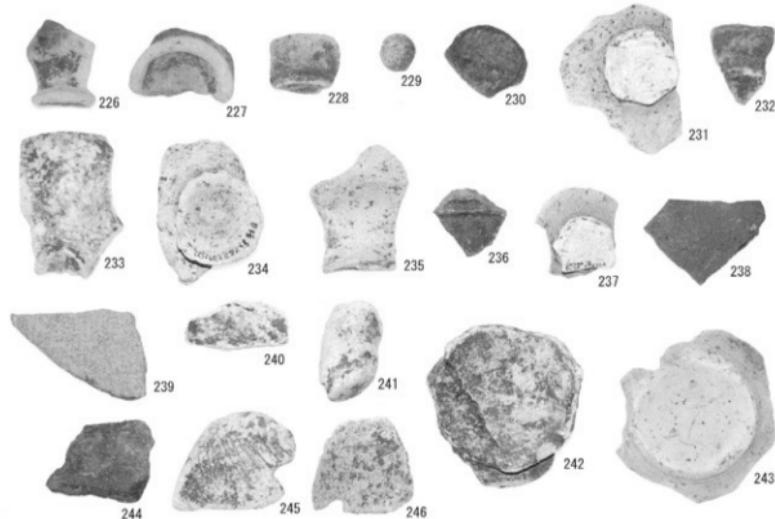


2 出土遺物 (202~212)

図版22



1 出土遺物 (213~225)



2 出土遺物 (226~246)



分銅形土製品（247）

報告書抄録

ふりがな	こおりがきいせき I							
書名	郡垣遺跡 I							
副書名								
卷次								
シリーズ名	雲南省埋蔵文化財調査報告書							
シリーズ番号	5							
編著者名	山崎修・堀江篤史・安川賢太							
編集機関	雲南省教育委員会							
所在地	〒699-1392 烏根県雲南省木次町木次1013-1 TEL 0854-40-1073							
発行年月日	2010(平成22)年3月							
所取遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
郡垣遺跡	烏根県 雲南省 大東町 仁和寺	32091	043	35° 20' 13"	132° 56' 16"	20051128 ~ 20051220	36.92m ²	防火水槽 建設工事
					35° 20' 12"	132° 56' 17"		20061010 ~ 20071001
遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
郡垣遺跡	散布地 官衙関連遺跡	弥生 飛鳥～奈良	遺物包含層 掘立柱建物跡	弥生土器 黒曜石 分銅形土製品 須恵器				
要約	<p>郡垣遺跡は、『出雲国風土記』記載の旧大原郡家跡推定地のひとつとして、古くから注目されていたところである。平成18年度～平成19年度の調査で、規則性を持って並んだ大型の柱穴群を検出した。これらの柱穴群は、弥生時代中期の遺物包含層上面から掘り込まれており、掘り形の底部は堆山にまで及んでいた。このため、掘り形内部の埋土には多量の堆山ブロックと弥生土器が含まれている。調査によって検出した柱穴群は、この周辺に相当規模の掘立柱建物が存在したことを示しているが、この建物跡の時期を知る手がかりを出土遺物に求めることはできなかった。ただ、『出雲国風土記』の記述との関係において、この遺構が、斐伊郡へ移転する前の旧大原郡家もしくは屋裏郷の郷家などの官衙関連施設である可能性は十分に考えられる。</p> <p>弥生時代の遺構は検出されていないが、暗褐色土の遺物包含層から弥生中期の土器が数多く出土した。この中には塙町式土器も見られることから、本遺跡周辺と備北地域との交流も窺える。また、分銅形土製品1点のほか、黒曜石も出土している。</p>							

雲南市埋蔵文化財調査報告書 5

郡垣遺跡 I

(旧大原郡家等官衛関連遺跡)

発行 平成 22 年 3 月

編集 島根県雲南市教育委員会

島根県雲南市木次町木次1013-1

印刷 (株)報光社

